“オールしろい”でつなぐ
こどもの幸せ
（ウェルビーイング）

SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY

しろい
こどもプラン

【第３期白井市子ども・子育て支援事業計画】
令和７年度～令和１１年度

白井市

SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI CITY SHIROI

令和７年３月

市長あいさつ

こどもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子高齢化や近年の物価高騰、新型コロナウイルス感染症の影響など、社会情勢が急速に変化しており、子育てへの不安感や負担感を抱える家庭が増加しています。

本市では、これまで、こどもの“育ち”を支える環境や地域社会の中でこどもが健やかに成長することができる環境を創り出すことを目的に、「しろい子どもプラン（第2期白井市子ども・子育て支援事業計画）」により、保育機会の確保、子育てに係る経済的負担の軽減、地域での親子の居場所づくりなど、安心してこどもを産み育てる環境づくりに取り組んでまいりました。

この間、我が国においては、こどもや若者が心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会をめざし、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。

未来を担うこどもや社会の担い手となる若者は、魅力あふれる白井市を次世代に引き継いでいく大切な宝であり、地域社会全体で支えていくことが重要であると考えております。

この度、現行の計画が令和6年度をもって終了し、新たに「こども基本法」に基づいた市町村計画として推進するため、令和7年度から令和11年度のこどもに関する総合的な政策の方向性を定める、「しろいこどもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）」を策定いたしました。

本計画では、めざすまちの姿を「“オールしろい”でつなぐこどもの幸せ（ウェルビーイング）」としています。しろいで育つこどもたちが、将来にわたりそれぞれの希望に応じた「幸せな状態」の好循環を生めるよう、こども・若者や子育て当事者の視点にたち、市民・行政・事業者等、地域社会全体がつながり、支え合い、“オールしろい”でこどもたちを応援していくものです。

この計画を推進するため、妊娠・出産・子育てを支える母子保健施策から、多様なニーズに対応する教育・保育環境の充実、こどもの各成長段階における様々な遊びや体験、活躍できる機会づくり、進学や就職、結婚など希望する進路を実現できるよう、切れ目のない支援を進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「子ども・子育て会議」及び「子ども・若者育成支援協議会」の委員の皆様をはじめ、こども・若者、子育て支援に係るニーズ調査やパブリックコメントなどにご理解・ご協力いただきました市民の皆様に心より感謝と御礼を申し上げます。

令和7年3月

白井市長　笠井　喜久雄

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

第１節　策定の背景 1
　１　少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり 1
　２　「子ども・子育て支援新制度」と「しろい子どもプラン」 1
　３　こどもや若者を取り巻く動向 2
　４　深刻な少子化の進行 3
　５　こども施策の新たな推進 3
　６　こども基本法の概要 5
　７　こども大綱における基本的な方針 6
　８　こども施策に関する重要事項 7
第２節　計画の位置づけ 8
　１　こども基本法に基づく「市町村こども計画」 8
第３節　計画の期間 9
第４節　SDGｓの視点を踏まえた計画 10

第２章　白井市のこどもを取り巻く現状 11

第１節　統計等からみられる現状 11
　１　人口・世帯数 11
　２　結婚・出生・就労 13
　３　母子保健・衛生 17
　４　様々な状況にあるこども 18
　５　幼児期の教育・保育の利用状況 22
　６　こども・若者の数（将来目標人口） 25
第２節　アンケート調査結果の概要 27
　１　調査の目的 27
　２　実施概要 27
　３　配布・回収状況 27
　４　所得ラインによる分類 27
　５　調査結果の概要を読むにあたっての留意点 28
　６　結果の概要 29
第３節　こども・若者の意見 45
　１　実施概要 45
　２　結果の概要 46
第４節　子育て支援団体等インタビュー調査 49
　１　実施概要 49

２　結果の概要 49
第５節　白井市におけるこども・若者を取り巻く課題 52
１　「こども・若者」を取り巻く課題 52
２　「子育て当事者」を取り巻く課題 53

第３章　めざすまちの姿 54

第１節　めざすまちの姿 54
第２節　施策の展開 55
第３節　事業の一覧 56

第４章　ライフステージ別の支援の展開 59

第１節　こどもの誕生前から幼児期までの支援 59
１　妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保 59
２　こどもの成長の保障と遊びの充実 62
第２節　学童期・思春期での支援 66
１　こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実 66
２　こどもの居場所づくりの推進 69
第３節　青年期での支援 70
１　就労のための支援 70
２　結婚を希望する方への支援 71
３　若者やその家族に対する相談体制 72

第５章　ライフステージを通じた支援の展開 73

第１節　困難を抱えるこどもや家庭への支援 73
第２節　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 76
第３節　こどもの貧困対策 78
第４節　児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護 80
第５節　こども・若者の安全確保 83

第６章　子育て当事者への支援 84

第１節　経済的負担の軽減 84
第２節　地域子育て支援・家庭教育支援 86
第３節　共働き・共育ての推進 90
第４節　ひとり親家庭への支援 91

第７章　白井市子ども・子育て支援事業計画 92

第１節　子ども・子育て支援に関わる制度等の改正 92
１　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 92
２　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正 93
第２節　教育・保育の提供区域の設定 94
第３節　教育・保育の量の見込み、確保方策 96
１　前提となる事項 96
２　教育・保育の確保方策 97

第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 99
１　地域子ども・子育て支援事業の確保方策 99

第８章　計画の推進にあたって 112

第１節　計画の推進体制及び進行管理について 112
１　計画の推進体制 112
２　こども・若者の意見聴取 112
３　計画の進行管理 112
４　本計画の目標・指標 114

資料編 115

１　計画策定の経過 115
２　計画策定体制 117
３　計画策定に係る合議制の機関の設置 118
４　白井市子ども・子育て会議委員名簿 119
５　白井市子ども・若者育成支援協議会委員名簿 120

≪「こども」、「子ども」の表記について≫

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、こども家庭庁でも「こども」の使用を推奨していることから、本計画でも原則として「こども」表記としています。

ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

第１章　計画の策定にあたって

第１節　策定の背景

１　少子化の進行に伴う本格的な子育て支援のはじまり

平成 15 年
少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法

平成15年7月、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担うこどもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」[1]が制定され、こどもたちの育成を社会全体で支援する新たな取り組みが示されました。

平成 17 年度-
しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）

本市では、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」（前期計画：平成17～21年度、後期計画：平成22～26年度）を策定し、待機児童の解消を目的とした民間活力による保育所整備や家庭的保育事業への展開、多様なニーズに合わせた保育サービスの充実など、次世代育成支援の総合的な推進を図りました。

２　「子ども・子育て支援新制度」と「しろい子どもプラン」

平成 24 年
子ども・子育て関連３法

平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されました。一方、「次世代育成支援地域行動計画」は策定が任意化され、新たな法定計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となりました。

平成 27 年度-
しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）

本市では、上記の流れを踏まえ、平成27年度からの5年間を計画期間とする「しろい子どもプラン（白井市子ども・子育て支援事業計画）」を平成27年3月に策定し、「しろい子どもプラン（白井市次世代育成支援地域行動計画）」に掲げた施策をその中に抱合させて一体の計画とし、子ども・子育て支援の量・質の充実及び安心して子どもを産み育てる環境や、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みを進めました。

1 次世代育成支援対策推進法：当初は 10 年間の時限立法。令和７年３月までの期限に一旦延長された後、令和６年５月に育児・介護休業法とともに改正され、令和 17 年３月 31 日までに再延長された。

3　こどもや若者を取り巻く動向

平成27年の「子ども・子育て支援新制度」施行後、我が国のこども・若者を取り巻く環境や、国・社会の動向にも様々な変化が起こっています。

平成 22 年
子ども・
若者育成支援
推進法

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的な推進等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、全てのこども・若者が自らの居場所を得て成長・活躍できる社会の実現をめざす取り組みが進められることになりました。

平成 26 年
子どもの貧困対
策の推進に関す
る法律

子どもの貧困対策については、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(「子どもの貧困対策法」)が施行され、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。子どもの貧困対策法は、令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行による、区市町村計画策定の努力義務化を経て、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められています。

平成 26 年
母子及び父子並
びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援については、「母子及び寡婦福祉法」が平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改められ、父子家庭への支援が拡大されて、ひとり親世帯への就業・自立に向けた総合的な施策へと支援の充実が図られています。

平成 28 年
改正障害者総合
支援法・改正児
童福祉法

障がいのある子どもへの対応については、平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(改正障害者支援法)」及び「児童福祉法の一部を改正する法律(改正児童福祉法)」が公布され、医療的ケア児支援や障害児福祉計画が法定化されました。障害児福祉計画の基本指針では、障がい児の利用ニーズについての把握や提供体制の整備等の必要性があげられています。

平成 12 年
児童虐待の防止
等に関する法律

児童虐待については、平成12年、「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、平成23年5月の民法・児童福祉法等の改正後、平成28年6月の児童福祉法改正等で社会的養育・児童虐待防止対策に係る強化が図られました。

令和２年
新子育て安心プ
ラン

待機児童対策では、平成29年成立の「子育て安心プラン」が令和2年12月には「新子育て安心プラン」となり、様々な待機児童解消への取り組み強化策が打ち出されています。

４　深刻な少子化の進行

我が国では、少子化の進行に歯止めがかからない状態が続いています。少子化の進行は、経済の成長力を低下させ、生活水準の改善を妨げたり、将来的な年金・医療など社会保障制度の安定性・持続性も大きく揺るがしてしまう深刻な問題です。

令和５年
出生数が過去最低に

令和6年6月の厚生労働省の発表によると、令和5年の出生数は72.7万人と前年より4.3万人減少し、過去最低水準を更新しました。また、合計特殊出生率は、1.20と令和４年の1.26からさらに低下しました。昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降最低水準であり、前年を下回るのはこれで8年連続となります。

令和６年
少子化対策関連法案が成立

令和6年6月5日、少子化対策関連法案が成立しています。同法では、児童手当の支給対象を高校生年代まで延長、所得制限の撤廃、第3子以降の支給額の倍増による拡大がされ、また、親の就労に関係なく子どもを預けられる「こども誰でも通園制度」を令和8年4月から全国で開始することなどが定められています。

５　こども施策の新たな推進

令和５年４月
こども家庭庁
こども基本法

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

令和５年 12 月
こども大綱

令和5年12月には「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく各“大綱”を一元化した「こども大綱」を閣議決定しました。

令和６年４月
改正児童福祉法

令和6年4月には「改正児童福祉法」が施行され、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。

令和６年５月
こどもまんなか
実行計画 2024

令和6年5月には、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策の全体像及びアクションプランとなる「こどもまんなか実行計画2024」が決定しました。

放課後児童対策

放課後児童対策では、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充を目的に、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月通知）による取り組みが進められてきましたが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和6年度末に終了することから、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日通知）により、継続的な取り組み推進をしていくとしています。

６　こども基本法の概要

「こども基本法」は令和5年4月1日に施行されました。その目的及び基本理念の概要は以下のとおりです。

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること

②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること

③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること

④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

7　こども大綱における基本的な方針

「こども大綱」では、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針としています。

こども施策に関する基本的な方針

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

８　こども施策に関する重要事項

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を以下のように示しています。

１ ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
○こどもの貧困の解消に向けた対策
○障害児支援・医療的ケア児等への支援
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

２ ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
○学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等／居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこどもへの支援／校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援
○青年期
高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

３ 子育て当事者への支援に関する重要事項

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減
○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
○ひとり親家庭への支援

第２節　計画の位置づけ

１　こども基本法に基づく「市町村こども計画」

本市では、令和2年3月策定の「しろい子どもプラン」（以下「前計画」と言います。）により、地域全体で子育てを支え、のびのびと楽しく子どもを育てられる環境をつくるという考えのもと、「子育てしたくなるまち」をめざすまちの姿として、妊娠・出産からの連続した支援を充実させるとともに、子どもの“育ち”を支える環境を整備し、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境をつくり出すことを目的として様々な取り組みを推進してきました。

前計画が令和6年度をもって終了することから、今回、引き続き本市のこどもに関する取り組みを総合的に推進するための計画として、この「しろいこどもプラン」（以下「本計画」と言います。）を策定するものです。

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を核としてきた前計画に対し、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」としてこども大綱等を勘案するとともに、本市における以下の計画・取り組みを包含するものとします。

○子ども・子育て支援事業計画（第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」）
○次世代育成支援行動計画
○子ども・若者計画
○こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
○母子保健を含む成育医療等に関する計画

本市の最上位計画である次期総合計画における「魅力あふれる白井を次世代に残していくために、子どもの声を施策に反映し、市民参加・協動による計画づくりを推進」、「将来にわたり活力あるまちを実現するために、人口減少や少子高齢化への対策を推進」といった策定方針と方向性をともにし、国・千葉県による関連計画や、本市の福祉分野の上位計画となる「白井市地域福祉計画」ほか各種計画等との整合・連携を図り策定しています。

▼　計画の位置づけ

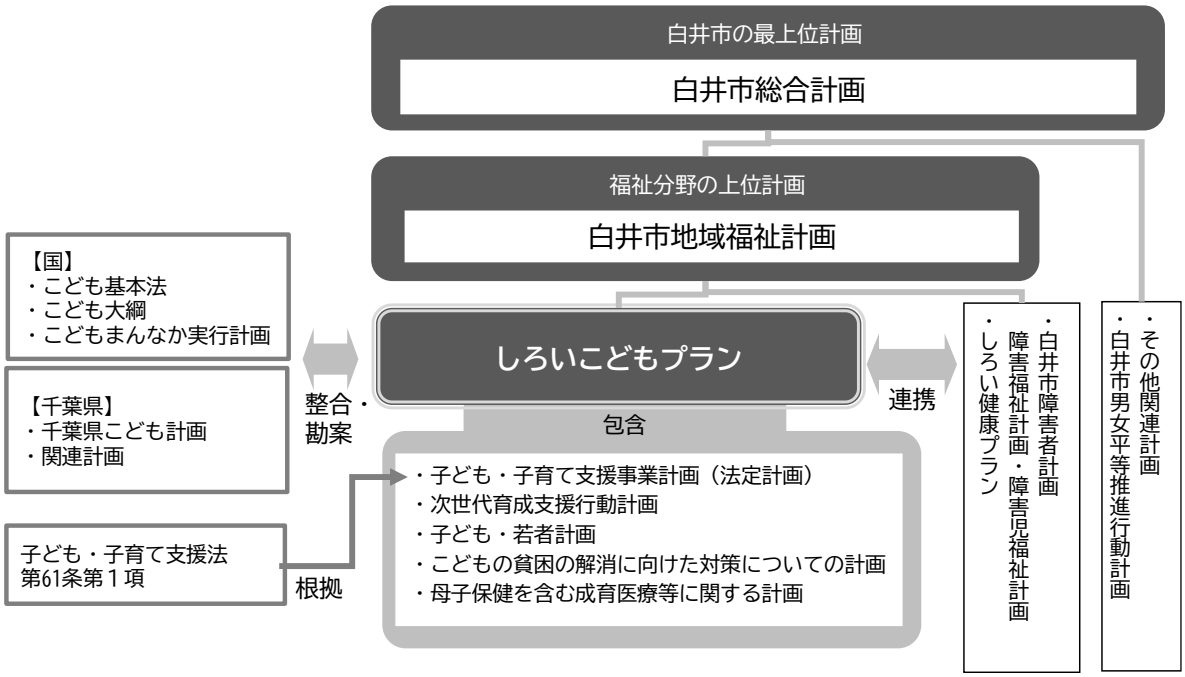

第３節　計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼　計画の期間

第４節　SDGｓの視点を踏まえた計画

SDGs（エスディージーズ Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し持続可能な世界を実現するため、令和12（2030）年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

誕生前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期まで、個性が尊重され、生まれ育つ環境にかかわらず権利が守られ、子育て当事者を含めたそれぞれの希望に応じて幸せな状態で生活できる社会を地域全体でつくっていこうとする本計画の取り組みは、SDGsの17のゴール（目標）のうち、「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」をはじめ、8つのゴールに関連します。

本計画では、様々な課題解決に向けて、SDGsの目標達成を意識しながら、こども・若者に関する取り組みを進めていきます。

▼ ＳＤＧｓにおける 17 のゴール

しろいこどもプランに関連する SDGs のゴール	
1　貧困をなくそう	3　すべての人に健康と福祉を
4　質の高い教育をみんなに	8　働きがいも経済成長も
10　人や国の不平等をなくそう	11　住み続けられるまちづくりを
16　平和と公正をすべての人に	17　パートナーシップで目標を達成しよう

第２章　白井市のこどもを取り巻く現状

第１節　統計等からみられる現状

１　人口・世帯数

（１）総人口・年齢層別人口

本市の総人口は減少傾向にあり、平成30年の63,772人が、令和6年では62,364人となっています。

年齢層別に同期間の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は2,022人の減少、生産年齢人口（15～30歳）は124人の増加、生産年齢人口（31～64歳）は1,340人の減少となっており、老年人口（65歳以上）は1,830人の増加となっています。

年齢層別人口の割合においても、年少人口の割合が継続的に下降し、老年人口の割合が継続的に上昇しており、少子高齢化が進行している状況です。

▼　年齢層別人口の推移

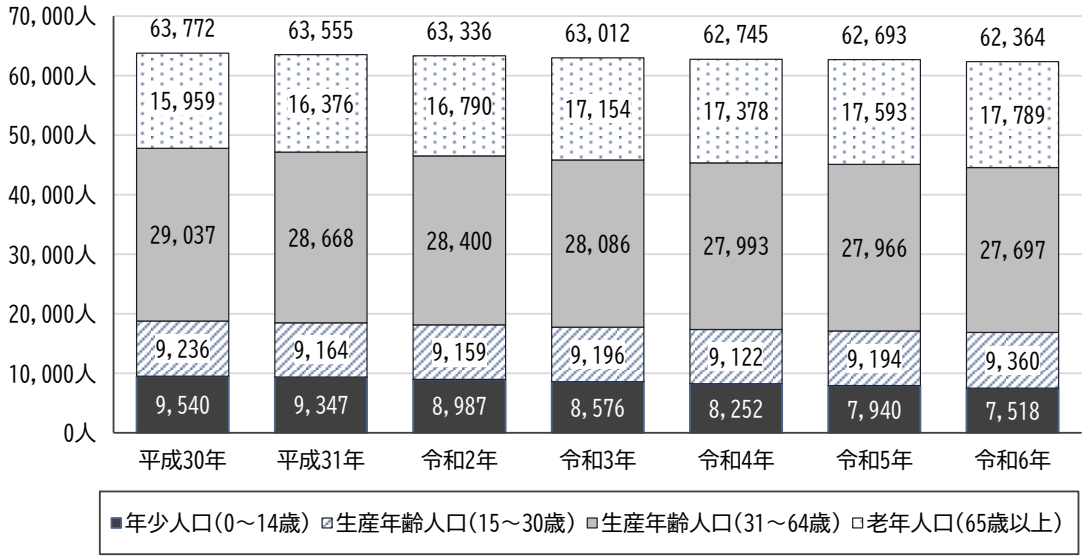

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

▼　年齢層別人口の割合の推移

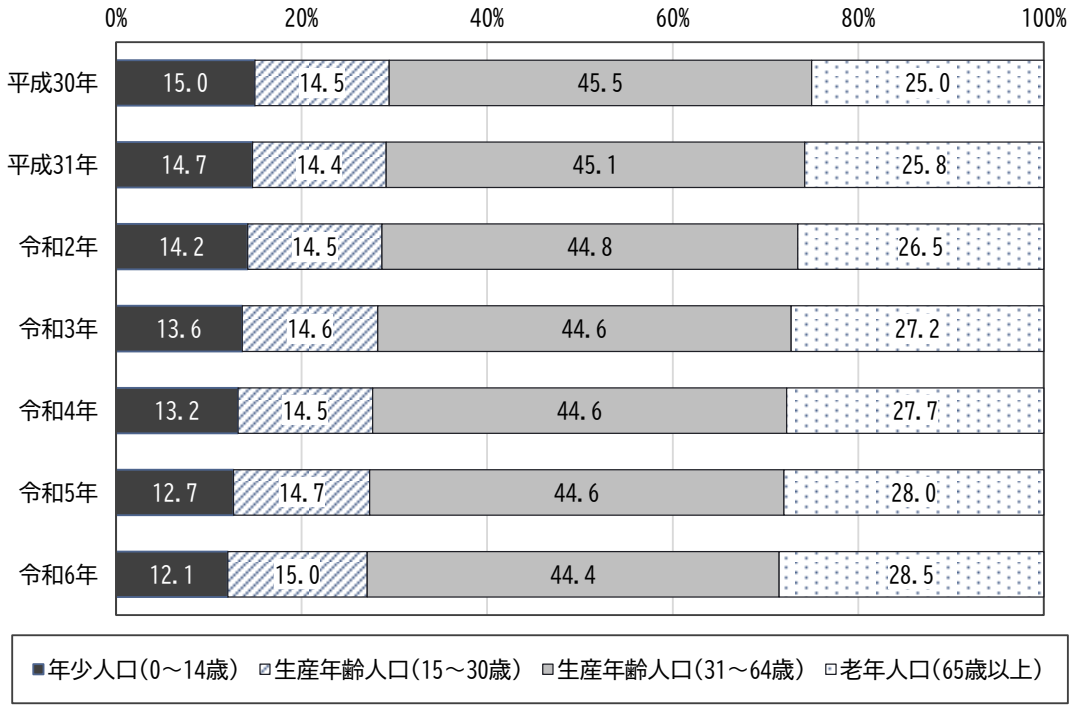

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

（２）世帯数と１世帯あたり人員

世帯数は平成30年から令和6年まで増加していますが、同期間に総人口は減少していることから、1世帯あたりの人員は平成30年の2.49から令和6年の2.30まで継続的に減少しています。

▼　世帯数と１世帯あたり人員の推移

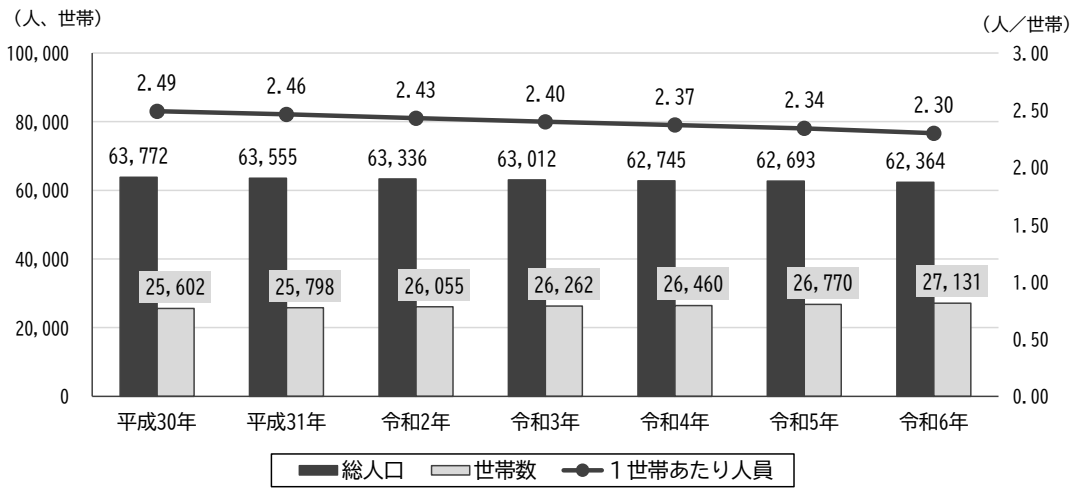

資料：住民基本台帳（各年３月 31 日現在）

２　結婚・出生・就労

（１）有配偶率

有配偶率を平成22年と令和2年で比較すると、男女ともに各年齢層で減少しています。

▼　女性の年齢別有配偶率の推移

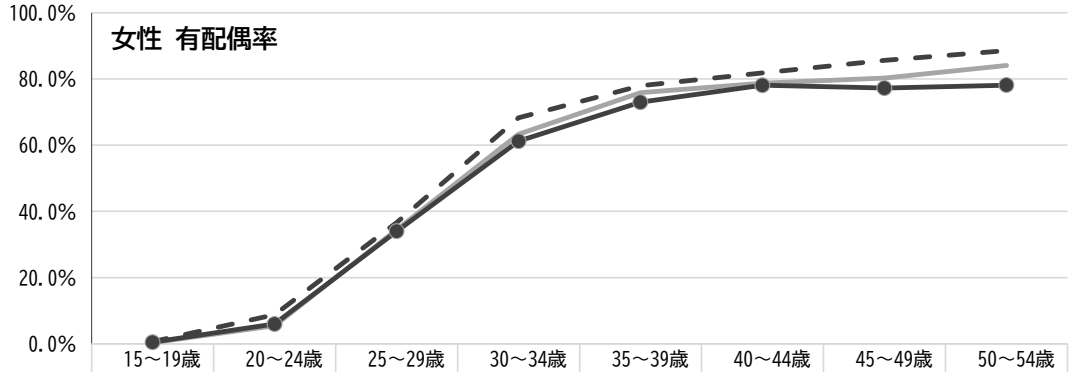

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	0.6	8.7	36.5	68.3	77.9	81.8	85.6	88.5
平成27年	0.4	5.4	34.4	63.3	75.8	78.7	80.2	84.1
令和2年	0.5	6.0	34.0	61.2	72.9	78.1	77.2	78.1

資料：国勢調査

▼　男性の年齢別有配偶率の推移

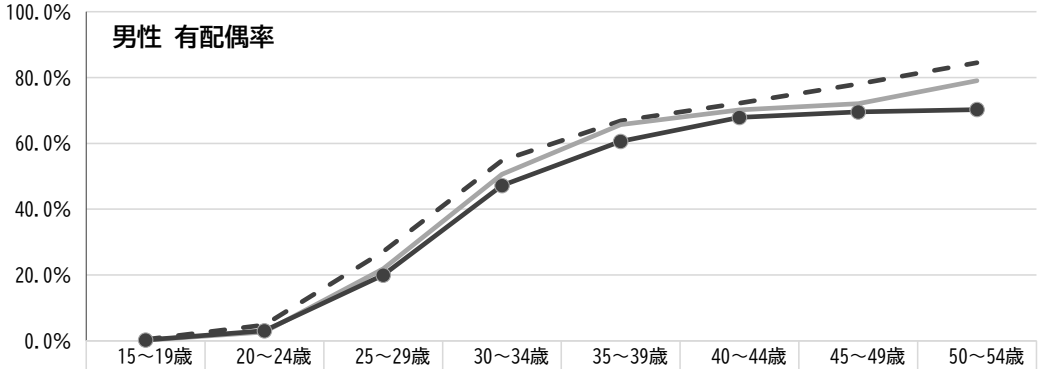

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
平成22年	0.4	4.8	27.1	54.8	66.8	72.2	78.1	84.5
平成27年	0.2	2.7	21.9	50.6	65.7	70.2	72.1	79.1
令和2年	0.2	3.0	19.9	47.2	60.6	67.9	69.6	70.3

資料：国勢調査

（2）婚姻数・婚姻率

婚姻数、婚姻率（人口千対）は平成30年以降減少傾向で推移しており、令和5年の婚姻数は119件、婚姻率は2.0となっています。

▼ 婚姻数・婚姻率の推移

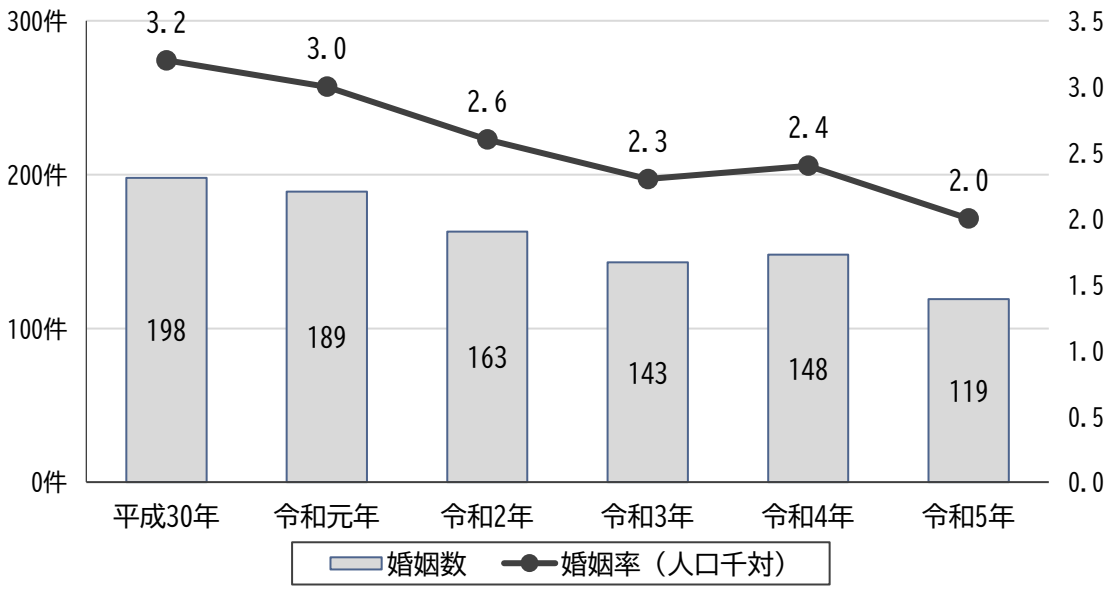

資料：千葉県　人口動態の概況

（3）出生数・出生率

出生数・出生率（人口千対）は平成30年以降減少傾向で推移しており、令和5年の出生数は272人、出生率は4.5となっています。

▼ 出生数・出生率の推移

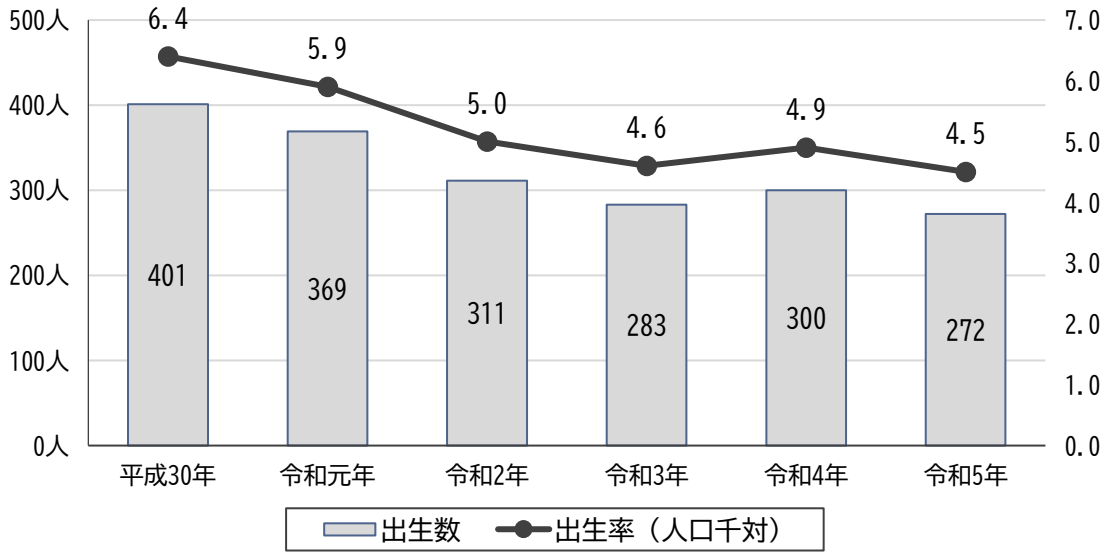

資料：千葉県　人口動態の概況

（４）合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成30年から令和5年まで継続的に全国を下回っています。令和2年、令和3年は千葉県よりも低くなっているほかは、おおむね千葉県と同様の水準で推移しています。

▼　合計特殊出生率の推移

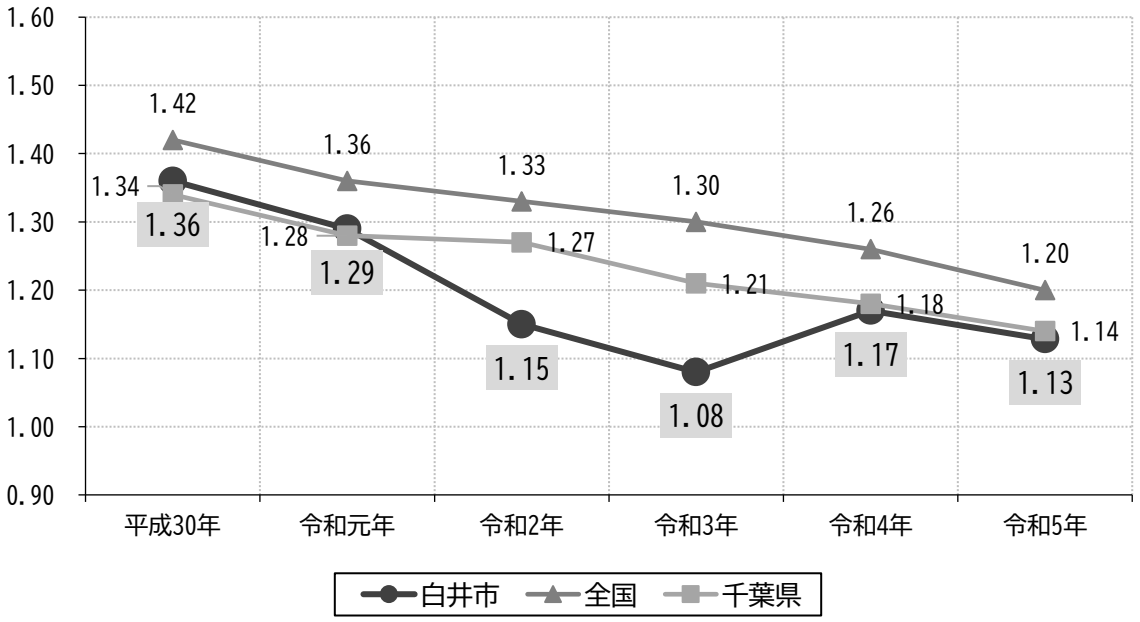

資料：白井市：千葉県　人口動態の概況／全国・千葉県：厚生労働省人口動態統計

（5）就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」がみられます。30歳代から40歳代まで、平成27年と比べて働いている女性の増加がありますが、子育て期と考えられる30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがわかります。

男性の就労状況では、20歳代後半から7割を超えて高い割合で仕事をしていますが、平成27年と比べると、20歳代後半から50歳代では就労割合が低くなっています。

▼　女性の就業率の推移

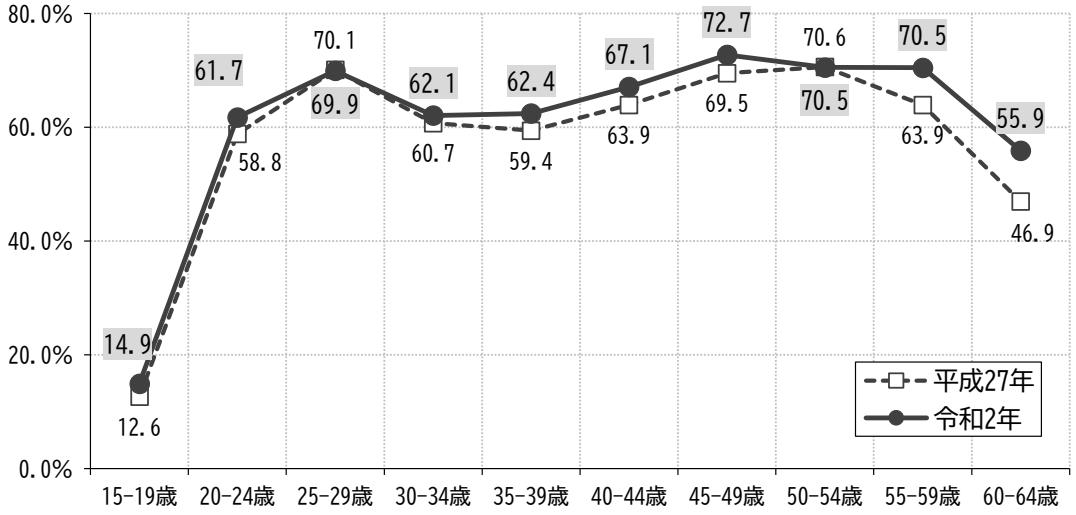

資料：国勢調査

▼　男性の就業率の推移

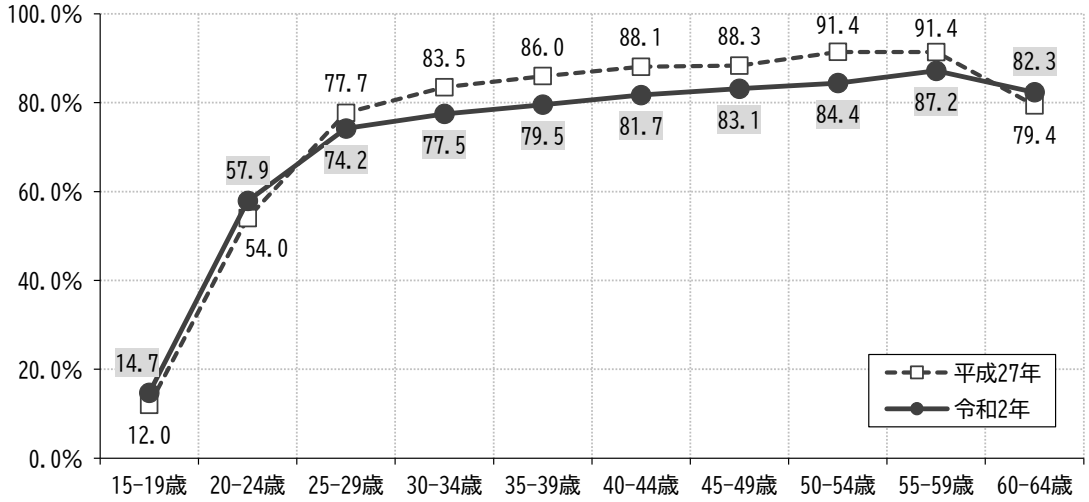

資料：国勢調査

３　母子保健・衛生

（１）妊娠届出数・初産婦数の推移

妊娠届出数は、平成30年度の398人が令和元年度に291人となり、令和2年度に330人、令和3年度に268人となった後、わずかずつ増加の傾向にあります。初めて出産をする初産婦数は年度によって増減がみられ、令和5年度では112人、妊娠届出数に占める初産婦数の割合は40.6%となっています。

▼　妊娠届出数・初産婦数の推移

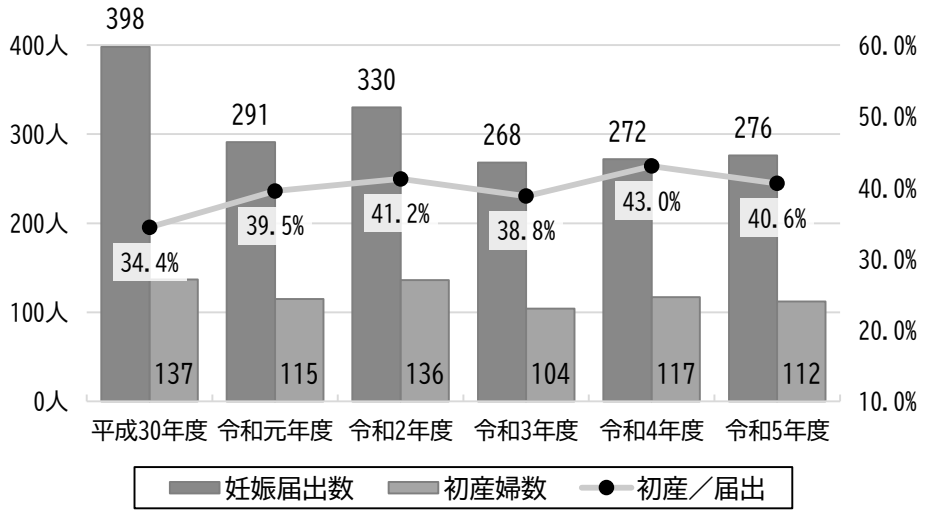

資料：白井市健康課

（２）１歳６か月児健康診査及び３歳児健康診査の受診率の推移

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の受診率は、平成30年度から令和5年度まで90%以上となっています。令和5年度には1歳6か月児健康診査が94.1%、3歳児健康診査が94.3%となっています。未受診者については、訪問や電話等で状況を100%（全数）把握できています。

▼　健康診査受診率及び把握率の推移

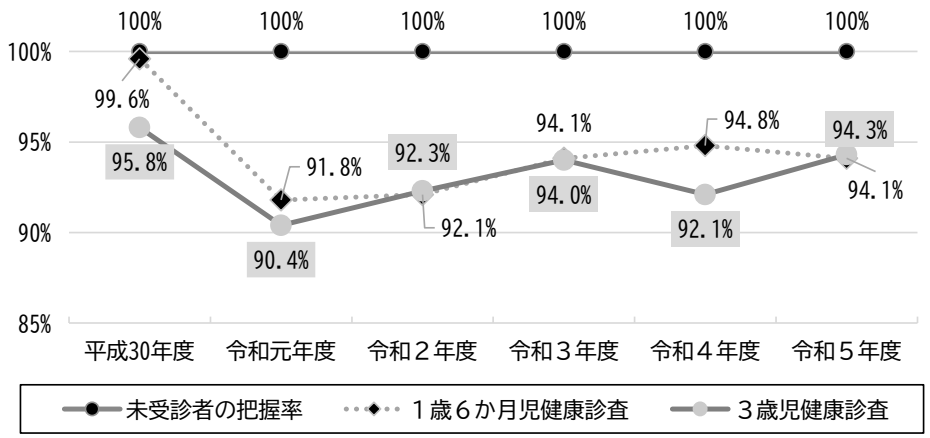

資料：白井市健康課

4　様々な状況にあるこども

（1）朝食を欠食するこども

朝食を欠食するこども（毎日又はほとんどの日で朝食を欠食するこども）の割合は、平成30年度から令和元年度にかけて小・中学生ともに減少傾向にありましたが、令和3年度以降は増加傾向となっています。令和3年度、令和4年度は千葉県よりも低く推移していたところ、令和5年度には千葉県とほぼ同水準の割合まで高くなっています。

▼　朝食を欠食するこどもの割合の推移

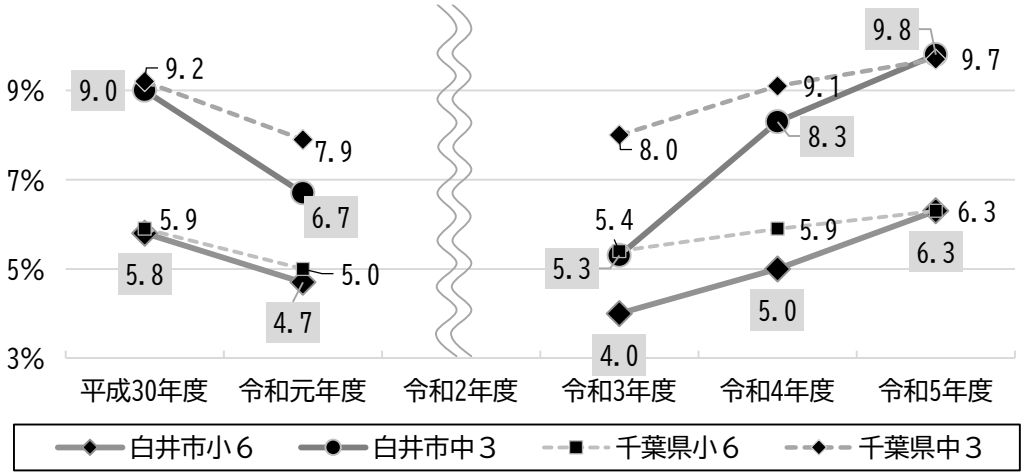

※令和２年度は調査実施なし
資料：白井市教育支援課

（2）18 歳未満の障害者手帳所持者数

18歳未満の障害者手帳の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳は総じて減少の傾向にあり、療育手帳は令和4年度以降、継続的に増加しています。

▼　18 歳未満の障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体障害者手帳	49	48	48	47	45	43
療育手帳	143	149	144	140	162	166
精神障害者保健福祉手帳	19	13	15	16	15	13

※各年度末現在
資料：白井市障害福祉課

（３）就学援助の認定者数

就学援助の認定者数の推移をみると、小学生は令和2年度、中学生は令和4年度が最も多くなっており、受給率は年による増減がみられるものの、小学生・中学生ともに平成30年度と比較すると令和5年度は増加しています。

▼　就学援助の認定者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
小学生	全児童数	4,124	4,040	3,937	3,759	3,605	3,460
	要保護	7	3	5	3	2	2
	準要保護	210	234	245	230	212	239
	合　計	217	237	250	233	214	241
	受給率（%）	5.3	5.9	6.4	6.2	5.9	7.0
中学生	全生徒数	2,097	2,089	2,031	1,971	1,970	1,966
	要保護	4	4	3	1	3	3
	準要保護	127	140	146	159	158	151
	合　計	131	144	149	160	161	154
	受給率（%）	6.2	6.9	7.3	8.1	8.2	7.8

資料：白井市学校政策課

（４）教育相談等の状況

教育相談等の件数は令和元年度が最も多く、以降は減少の傾向となっています。内容別では、不登校は令和元年度と令和3年度に一時的に増加しその後減少、発達障害は令和3年度をピークに減少しています。令和4年度以降、非行、いじめ、神経症、虐待は0件となっています。

▼　主な内容別相談件数の推移

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
不登校	255	334		316	271	222
人間関係	10	5		4	7	10
集団不適応	26	8		0	3	9
非行	0	0		1	0	0
いじめ	5	0		1	0	0
学習関係	10	4		2	1	2
進路	3	1		0	0	3
発達障害	47	45		57	41	20
神経症	0	2		0	0	0
家庭問題	6	0		1	2	9
虐待	0	0		0	0	0
その他	28	10		1	10	14
合　計	390	409		383	335	289

※令和２年度は調査実施なし
資料：白井市教育支援課

（5）小・中学校における不登校児童・生徒数

令和元年度以降、小学校の児童数は減少が続いており、中学校の生徒数は令和3年度まで減少傾向で以降は横ばいです。児童・生徒数に対する不登校の児童・生徒数の割合は小学校・中学校とも上昇の傾向にあり、小学校では全国及び千葉県よりも低い水準、中学校では千葉県よりも高い水準で推移しています。

▼　小学校の不登校児童の割合の推移

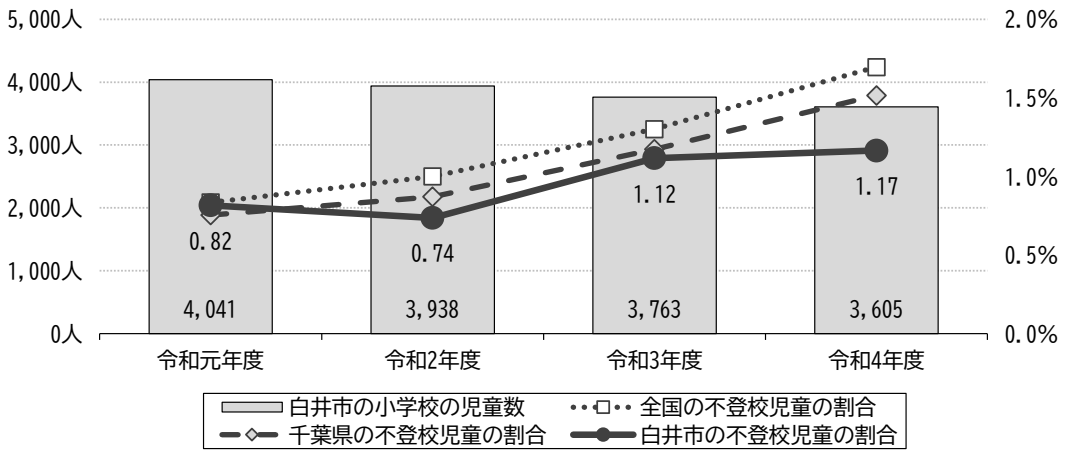

▼　中学校の不登校生徒の割合の推移

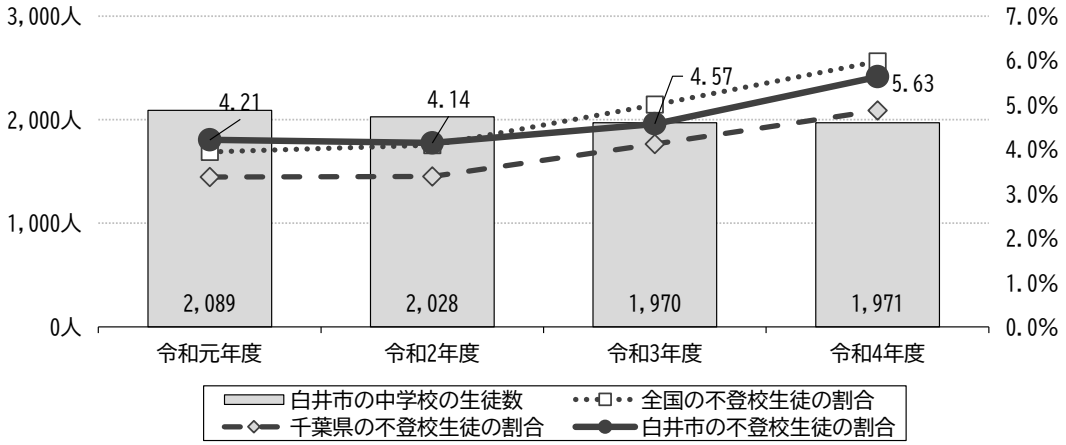

資料：白井市は教育委員会
全国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

（６）家庭児童相談室における児童虐待対応件数

家庭児童相談室における本市の虐待対応件数は令和2年度に146件と多かったものの、以降は120件程度でほぼ横ばいとなっています。内容別では心理的虐待が多い傾向で推移してきましたが、直近の令和5年度では身体的虐待の件数が心理的虐待を上回っています。保護の怠慢・拒否（ネグレクト）は令和3年度に30件となっていたところ、以降は減少しています。

▼　家庭児童相談室における内容別児童虐待対応件数の推移

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
身体的虐待	30	49	37	27	42	54
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）	28	10	23	30	20	17
心理的虐待	66	62	86	66	62	51
性的虐待	4	2	0	0	1	0
合　計	128	123	146	123	125	122

資料：白井市家庭児童相談室

5　幼児期の教育・保育の利用状況

（1）1号認定（3-5歳教育）

現在、利用できる施設は市内に私立幼稚園が6施設と認定こども園が2施設あります。利用者数は平成31年度の1,000人から令和6年度の681人まで、継続的に減少しています。

▼　1号認定利用者数の推移

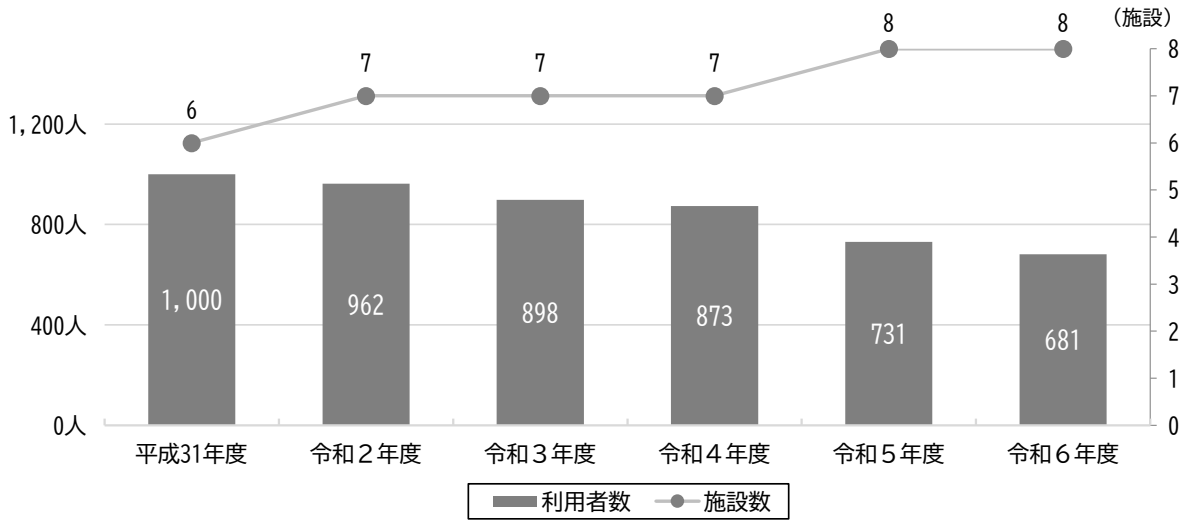

資料：白井市保育課

（2）2号認定（3-5歳教育・保育）

現在、利用できる施設は市内に保育所と認定こども園が合わせて9施設あります。利用者数は平成31年度から令和3年度まで増加していましたが、令和4年度以降は継続的に減少しています。

▼　2号認定利用者数の推移

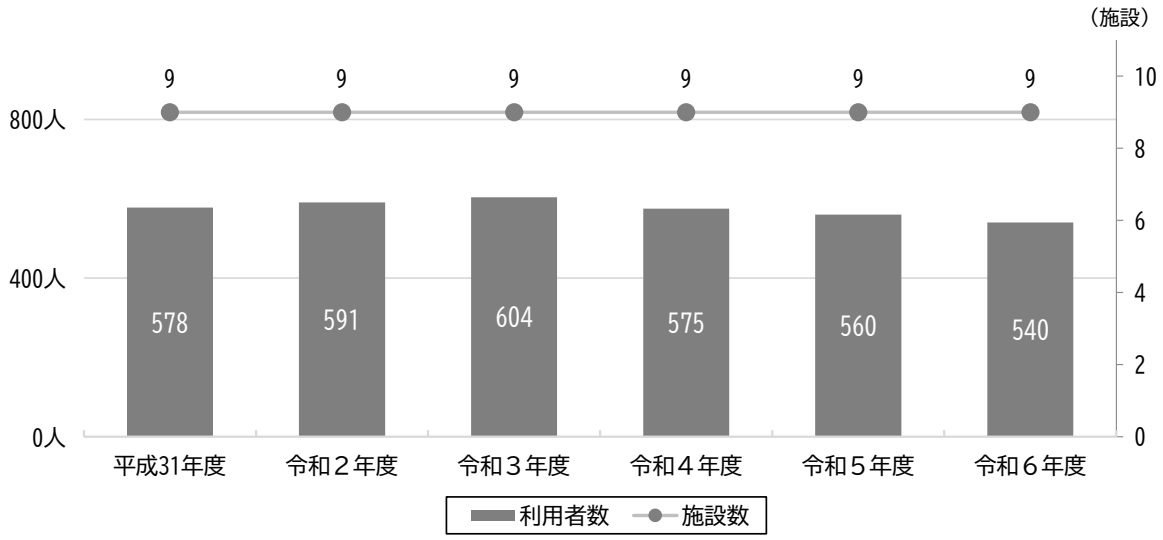

資料：白井市保育課

（３）３号認定（０-２歳保育）

現在、市内に保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育）事業所が合わせて12施設あります。利用者数は平成31年度の420人から令和3年度の389人までは減少、令和4年度、5年度に一旦増加した後、令和6年度には再び減少しています。

▼　３号認定利用者数の推移

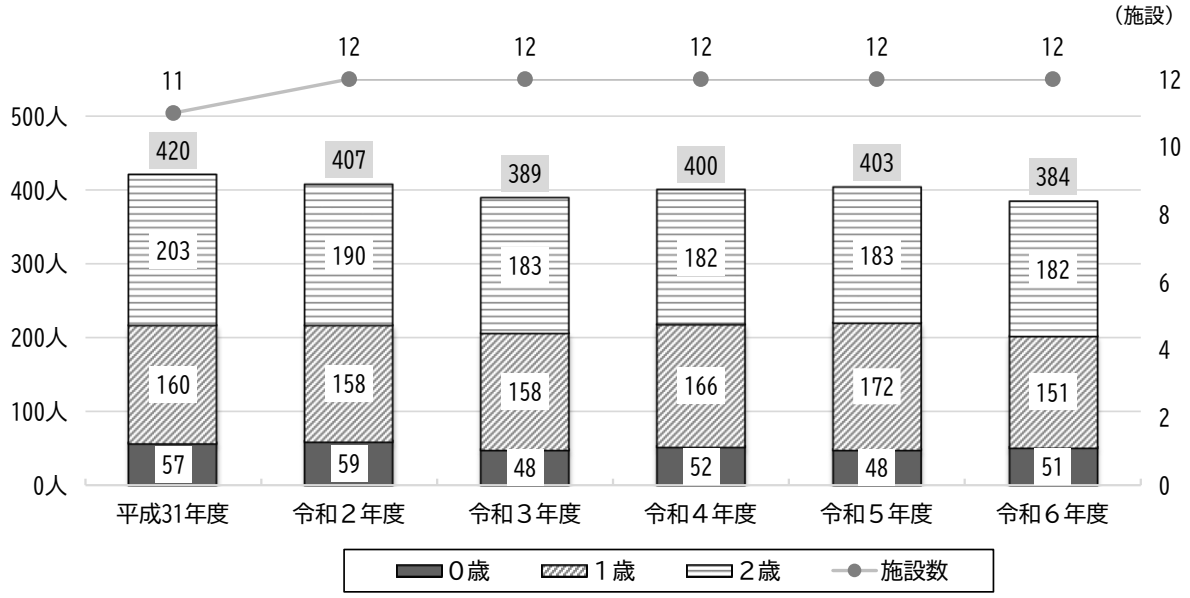

資料：白井市保育課

（４）主な子育て支援サービス事業の状況

主な子育て支援サービス事業の利用状況は以下のようになっています。

事　業		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延長保育事業 人(実/年)		819	736	793	692
放課後児童健全育成事業（学童保育所） 人(登録者数)（5 月 1 日時点）					
	１年生	183	186	178	186
	２年生	162	159	173	169
	３年生	150	126	126	140
	４年生	85	76	92	84
	５年生	47	28	34	63
	６年生	19	21	13	20
	合　計	646	596	616	662
地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） 人(延べ/年)		8,233	7,838	9,276	15,492
一時預かり事業（保育所のみ） 人(延べ/年)		2,155	2,349	2,990	2,861
病児・病後児保育事業 人(延べ/年)		119	181	176	237
ファミリー・サポート・センター事業 人(延べ/年)		308	350	463	519
妊婦健康診査 人(延べ/年)		3,853	3,360	3,618	3,267
乳児家庭全戸訪問事業 人(延べ/年)		294	275	278	267
養育支援訪問事業 人(延べ/年)		17	34	183	121

※各年度 4 月 1 日時点

６　こども・若者の数（将来目標人口）

こども（0～17歳）と若者（18～39歳）の人口は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向となっています。今後、持続可能なまちづくりを進めるため、本計画による結婚、子育て支援策等の強化や市の最上位計画である次期総合計画の総合的な施策による、人口流入・出生率増加を加味した、こども・若者の将来目標人口としています。

この目標人口としても、減少が続く見込みで、本計画の最終年度である令和11年度にはこども（0～17歳）は8,404人、若者（18～39歳）は12,211人となる見込みです。

						本計画の計画期間				
	実績					目標				
年齢	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年	令和８年	令和９年	令和10年	令和11年
０歳	354	319	302	303	268	271	330	342	353	366
１歳	423	370	336	340	296	297	288	349	361	372
２歳	450	436	384	357	353	316	314	305	368	380
３歳	536	461	457	386	368	336	333	332	323	387
４歳	507	543	462	476	382	395	355	352	350	341
５歳	551	508	545	460	481	352	416	374	371	370
６歳	588	563	507	554	461	454	362	426	384	381
７歳	613	593	569	515	559	490	464	372	436	394
８歳	652	616	590	575	517	500	501	474	382	446
９歳	702	651	620	592	579	533	511	512	484	392
１０歳	691	700	646	615	594	562	544	522	523	495
１１歳	729	690	706	647	617	598	568	550	528	529
１２歳	713	727	686	704	647	583	604	574	556	534
１３歳	691	711	731	691	702	657	589	610	580	562
１４歳	787	688	711	725	694	674	663	595	616	586
１５歳	761	785	683	716	721	689	676	665	597	618
１６歳	667	762	791	690	720	737	685	672	661	594
１７歳	677	672	764	795	691	725	732	681	668	657
0-17歳	11,092	10,795	10,490	10,141	9,650	9,169	8,935	8,707	8,541	8,404
18-39歳	13,181	12,767	12,525	12,491	12,498	12,402	12,351	12,287	12,261	12,211
合計	24,273	23,562	23,015	22,632	22,148	21,571	21,286	20,994	20,802	20,615

（単位：人）

※令和２年～６年：住民基本台帳による実績。
※令和７年～11年：国勢調査人口実績を基に推計。次期総合計画の施策効果を見込んだもの。

▼　０歳～５歳のこどもの数

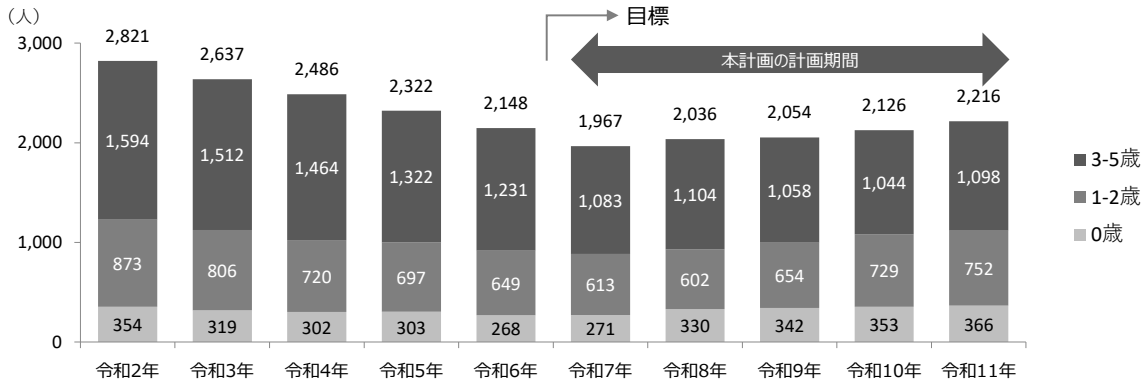

▼　６歳～11 歳のこどもの数

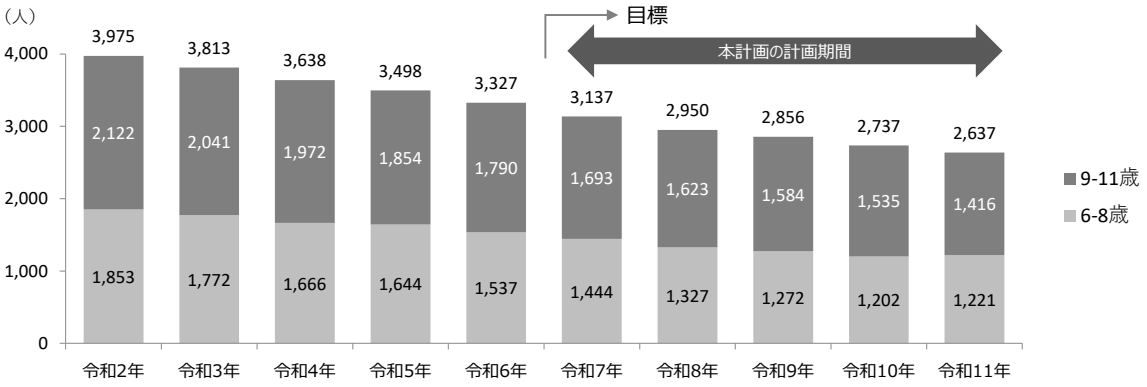

▼　12 歳～17 歳のこどもの数

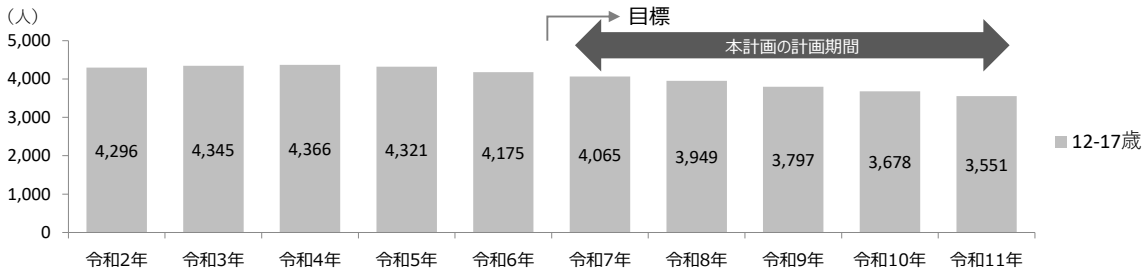

▼　18 歳～39 歳の若者の数

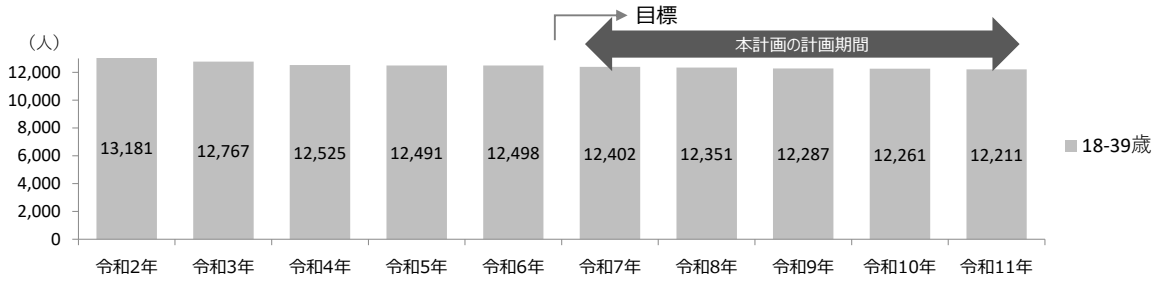

第２節　アンケート調査結果の概要

１　調査の目的

こどもの生活状況やこどもとの関わり、家庭の状況、また、市の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望などをうかがい、こどもや若者の支援に役立てるとともに、今後の子育て支援に関する施策を検討するための基礎資料として実施しました。

２　実施概要

○調査対象者　市内在住の就学前児童の保護者
市内在住の小学5年生及び中学2年生とその保護者

○抽 出 方 法　就学前児童の保護者：住民基本台帳より無作為抽出
小学5年生及び中学2年生とその保護者：全員

○調 査 方 法　就学前児童保護者：郵送による配布・回収及びWEB回答を併用
小5・中2の保護者：学校を通じて配布、郵送回収・WEB回答を併用
小学5年生及び中学2年生：学校を通じて配布・回収

○調 査 期 間　令和5年11月27日（月）から12月11日（月）まで

３　配布・回収状況

対象	配布数	有効 回答数	有効 回答率	うち WEB 回答数	WEB 回答率
就学前児童の保護者	1,515 票	908 票	59.9%	312 票	20.6%
小学５年生・中学２年生の保護者	1,243 票	624 票	50.2%	279 票	22.4%
小学５年生	614 票	586 票	95.4%		
中学２年生	629 票	560 票	89.0%		

４　所得ラインによる分類

小学5年生・中学2年生の保護者及びこども本人の調査では、必要に応じて、「所得ライン」の上か下かで分類した分析を行っています。小・中学生保護者票の問24「可処分所得」の回答により、国が令和4年国民生活基礎調査結果で算出した貧困線を参考に、「所得ライン未満の世帯」、「所得ライン以上の世帯」に分類しています。

なお、小・中学生調査票については、保護者からの回答があり、親子のマッチングができた場合のみ所得ラインでの比較分析を行っています。

5　調査結果の概要を読むにあたっての留意点

○この概要は、調査結果のうち「こども」、「保護者」の視点により、「白井市子育て支援に係るアンケート調査　結果報告書」を一部抜粋しています。

○「調査結果」の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。

○「n」は、「Number of case」の略で、その設問への回答者数（構成比算出の母数）を示しています。

○百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100％として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。このため、全ての割合の合計が100％にならないことがあります。また、複数回答（2つ以上選ぶ問）の設問では、全ての割合の合計が100％を超えることがあります。

○図表中の「0.0」は四捨五入の結果又は、回答者が皆無であることを示しています。

○図表の記載にあたり調査票の質問文、グラフ及び文章中の選択肢を一部簡略化している場合があります。

○必要に応じて、平成31年度に実施した「白井市子育て支援に係るアンケート調査」との比較を行っています。

○以下、「結果の概要」において調査名は次のように表記しています。

就学前児童の保護者：【就学前保護者】
小学5年生・中学2年生の保護者：【小5中2保護者】
小学5年生・中学2年生：【小5】【中2】

6　結果の概要

こども本人のアンケート（小学校５年生及び中学校２年生）

①　自身のことについて

【小５】【中２】

問：自分のことが好きである

「思う」が32.5％と最も多く、「とても思う」が25.3％、「あまり思わない」が23.7％、「思わない」が17.3％。「とても思う」「思わない」で、小学5年生の方が中学2年生より多くなっています。前回調査と比較すると、「とても思う」の割合は、小学5年生で9.3ポイント、中学2年生で5.2ポイント増加し、「あまり思わない」「思わない」の割合は減少しています。

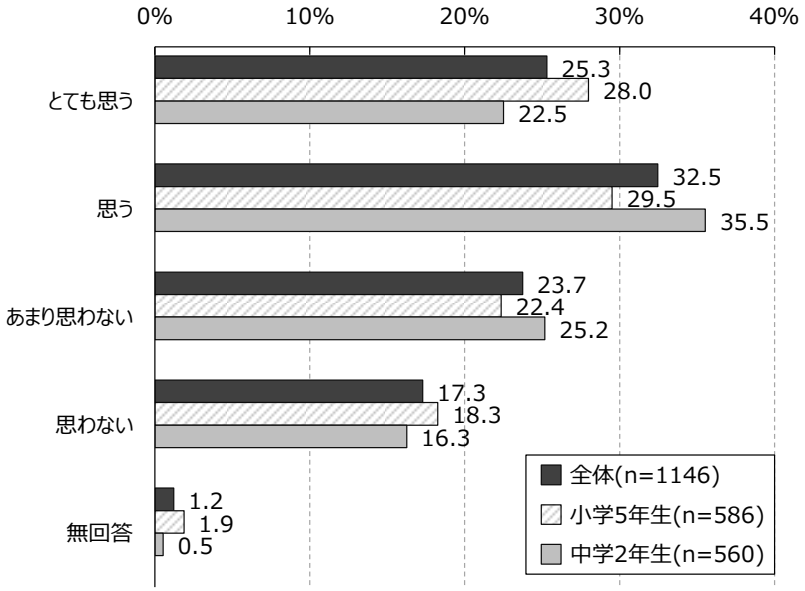

▼ 小学５年生

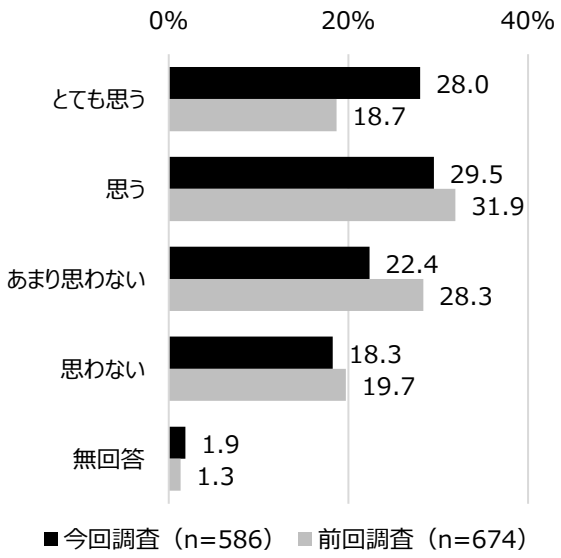

中学２年生

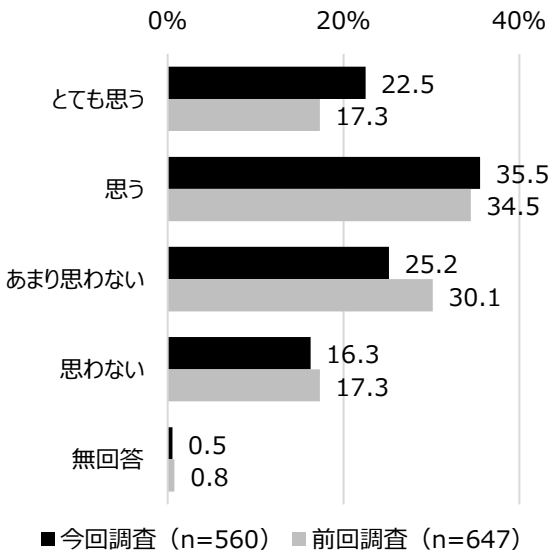

【小５】【中２】

問：自分は幸せである

「とても思う」が 52.4％と最も多く、「思う」が 33.4％、「あまり思わない」が 9.4％、「思わない」が 3.8％となっています。

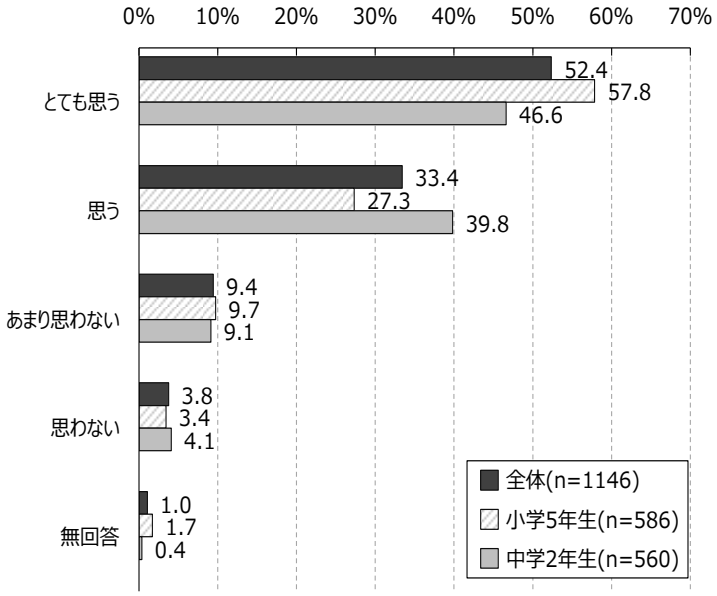

【小５】【中２】

問：自分には将来の夢や目標がある

「とても思う」が 41.3％と最も多く、「思う」が 32.0％、「あまり思わない」が 16.4％、「思わない」が 9.2％となっています。

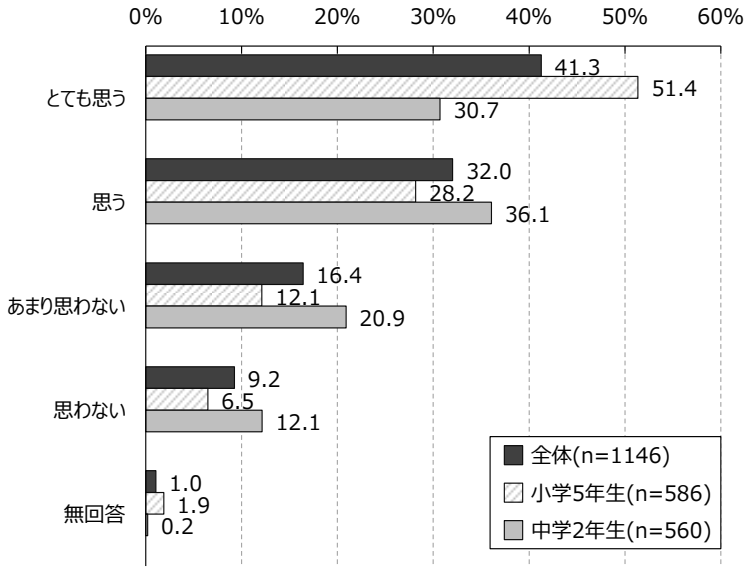

【小５】【中２】

問：次のような悩みや心配ごとがありますか。（複数回答）

「勉強や進学のこと」が55.4％と最も多く、「友だちや仲間のこと」が34.6％、「容姿（顔、体型、服装、髪型など）のこと」が29.5％、「性格のこと」が23.9％、「お金のこと」が19.7％。「勉強や進学のこと」への悩みは小学5年生では37.2％ですが、中学2年生では74.5％となっています。

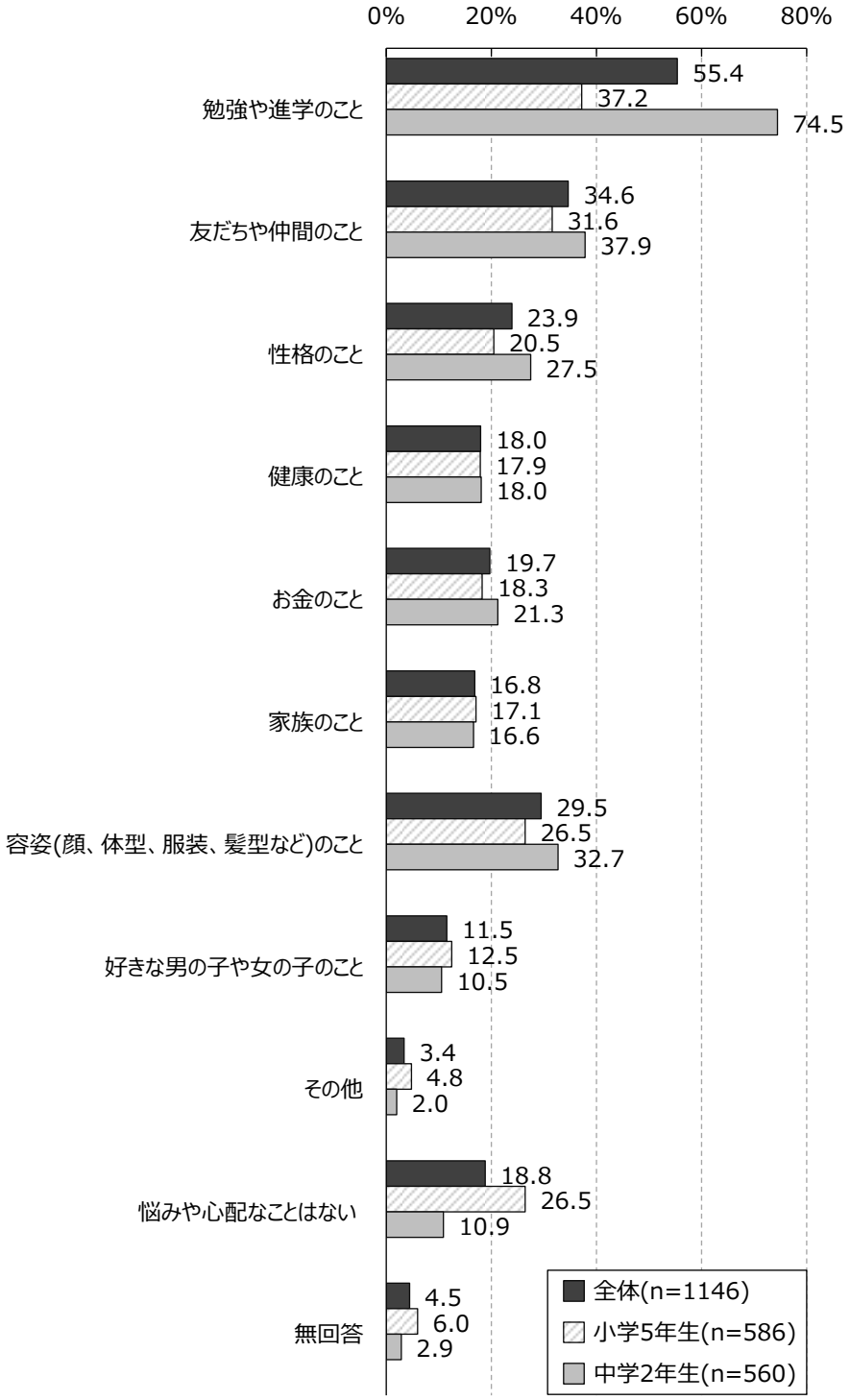

② 家族や友人との関わりについて

【小５】【中２】

問：学校が終わった後、誰と過ごしていることが多いですか。（複数回答）

「お父さん･お母さん」が62.2％と最も多く、「兄弟･姉妹」が44.1％、「友だち」が33.9％、「一人で過ごしている」が22.4％「おうち以外の大人の人」が6.2％となっています。

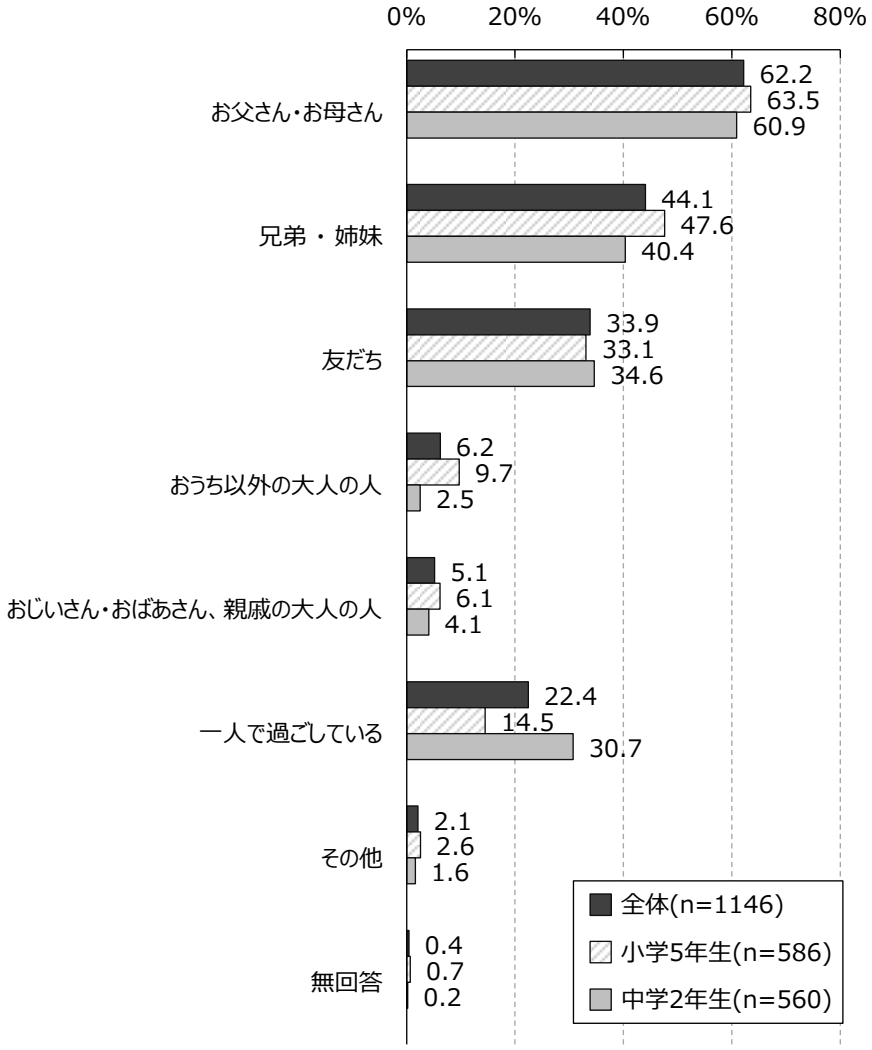

【小５】【中２】

問：おうちに、あなたがお世話をしている家族はいますか。（複数回答）

「お世話をしている家族はいない」が65.2％と最も多く、いる場合の対象は「兄弟・姉妹」が16.5％、「お母さん」が8.5％、「その他」が8.3％、「お父さん」が5.1％となっています。その他への記入では犬、ねこ、といった内容もみられ、ペットも家族と捉えていることがうかがえます。【下記：左グラフ「家族の世話の有無」】

【小５】【中２】

問：どのようなお世話をしていますか。（複数回答）

「食事の用意やかたづけ、食べるときの手助けをする」が48.1％と最も多く、「転んだり、危ないことをしないか見守る」が40.2％、「病院や買い物、散歩などにいっしょに行き、手助けをする」が26.7％、「着がえやお風呂・トイレの手助けをする」が22.0％となっています。【下記：右グラフ「世話の内容」】

お世話をしている家族がいる場合でも、その対象として兄弟・姉妹が多いのは、小5・中2保護者への調査における同居家族の設問（問5）で、祖父が3.8％、祖母が7.2％と、こどもと祖父・祖母の同居が少ない状況にあることにもよると思われます。

▼ 家族の世話の有無

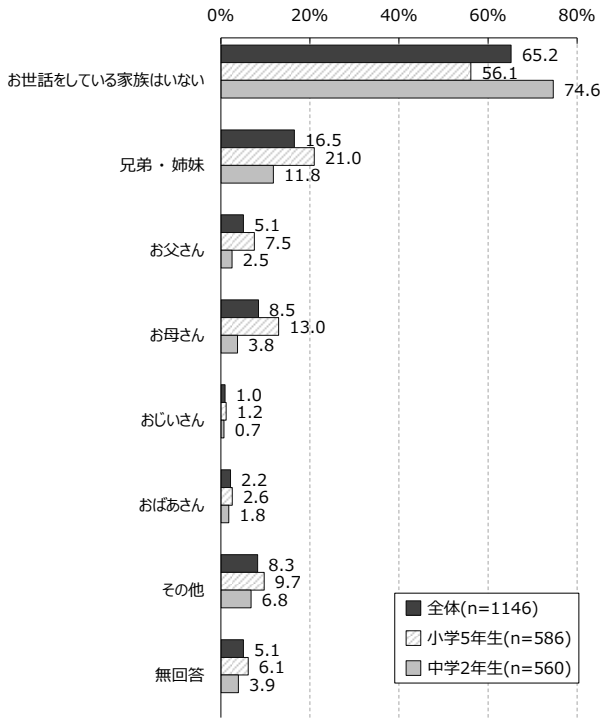

世話の内容

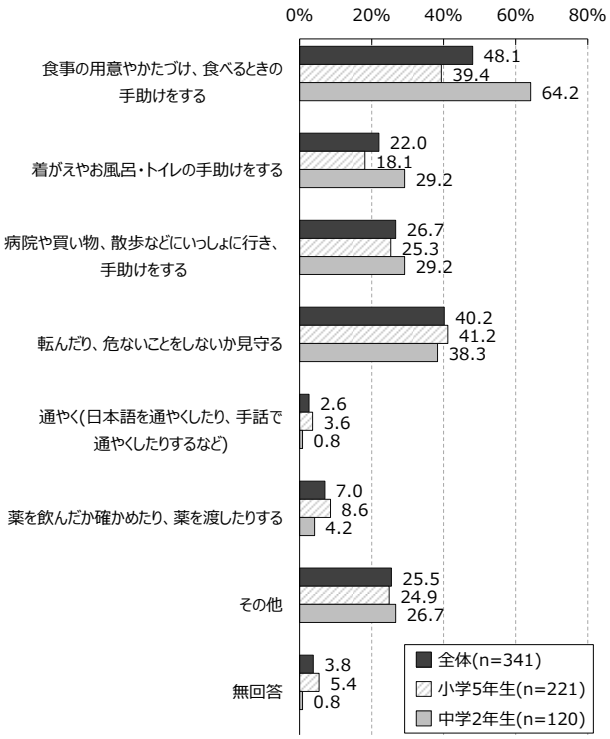

③　学校や勉強のことについて

【小５】【中２】

問：学校の勉強でわからないことがありますか。

「ときどきある」が24.5％と最も多く、「あまりない」が22.5％、「たまにある」が22.1％、「よくある」が18.2％、「ほとんどない」が12.4％となっています。

所得ライン別にみると、小学5年生では「よくある」で所得ライン未満の世帯の割合が高くなっています。中学2年生では「ときどきある」で所得ライン未満の世帯割合が高くなっています。

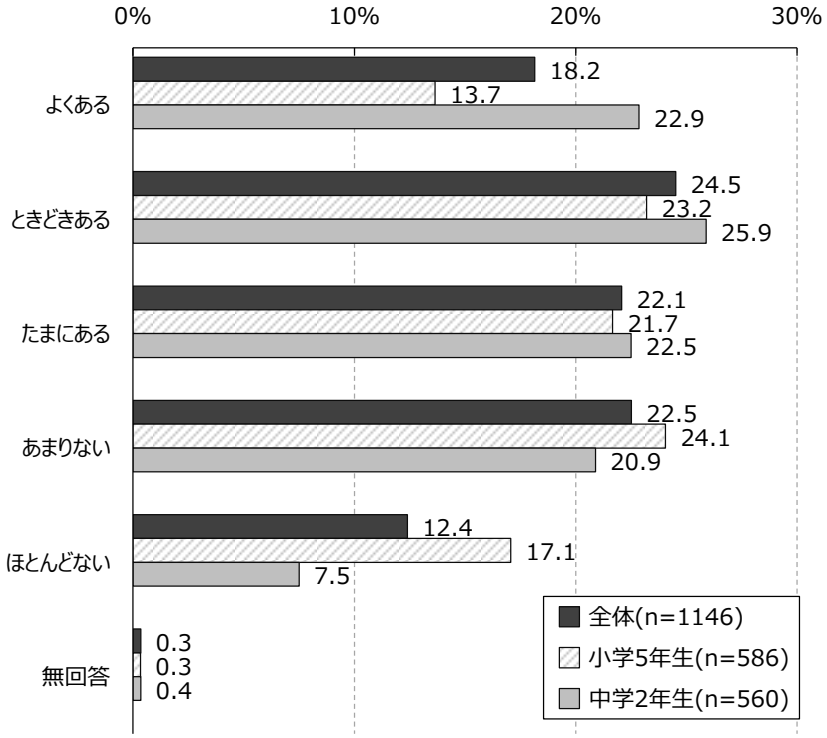

▼ 小学５年生

	合計	よくある	ときどきある	たまにある	あまりない	ほとんどない	無回答
全体	586 人	13.7%	23.2%	21.7%	24.1%	17.1%	0.3%
所得ライン未満の世帯	28 人	21.4%	17.9%	21.4%	21.4%	14.3%	3.6%
所得ライン以上の世帯	274 人	14.2%	22.6%	19.7%	23.4%	20.1%	0.0%

▼ 中学２年生

	合計	よくある	ときどきある	たまにある	あまりない	ほとんどない	無回答
全体	560 人	22.9%	25.9%	22.5%	20.9%	7.5%	0.4%
所得ライン未満の世帯	15 人	20.0%	33.3%	20.0%	26.7%	0.0%	0.0%
所得ライン以上の世帯	234 人	18.8%	23.9%	24.4%	24.4%	8.1%	0.4%

【小５】【中２】

問：将来どこまでの学校に行きたいと思っていますか。

小学5年生では「大学・短期大学」が29.9％と最も多く、「専門学校・高等専門学校」が17.9％、「高校」が16.9％、「考えたことがない」、「わからない」が11.8％。所得ライン別の進学希望では、「中学校」「高校」「大学院」「専門学校・高等専門学校」で所得ライン未満の世帯の割合が高くなっています。

中学2年生では「大学・短期大学」が48.9％と最も多く、「高校」が14.5％、「専門学校・高等専門学校」が13.9％、「わからない」が10.7％、「考えたことがない」が5.4％。所得ライン別の進学希望では、「中学校までででよい」、「高校」、「わからない」で所得ライン未満の世帯の割合が高くなっています。

▼ 小学５年生

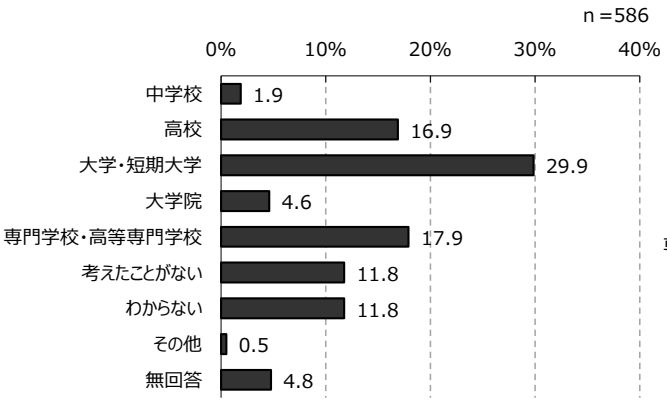

中学２年生

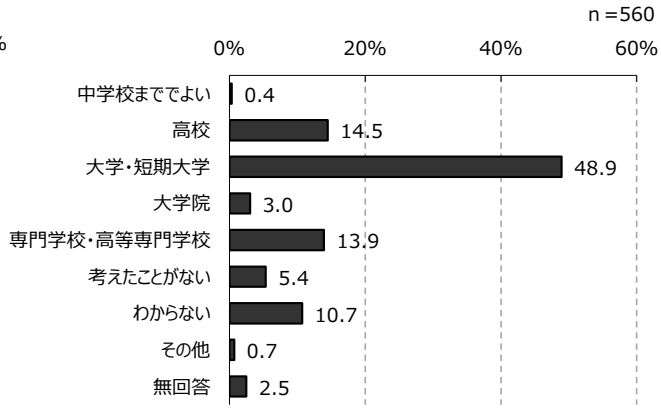

▼ 小学５年生

	合計	中学校	高校	大学・短期大学	大学院	専門学校・高等専門学校	考えたことがない	わからない	その他	無回答
全体	586 人	1.9%	16.9%	29.9%	4.6%	17.9%	11.8%	11.8%	0.5%	4.8%
所得ライン未満の世帯	28 人	7.1%	25.0%	17.9%	3.6%	21.4%	10.7%	3.6%	0.0%	10.7%
所得ライン以上の世帯	274 人	0.7%	15.0%	32.5%	3.3%	20.4%	12.8%	12.0%	0.0%	3.3%

▼ 中学２年生

	合計	中学校までででよい	高校	大学・短期大学	大学院	専門学校・高等専門学校	考えたことがない	わからない	その他	無回答
全体	560 人	0.4%	14.5%	48.9%	3.0%	13.9%	5.4%	10.7%	0.7%	2.5%
所得ライン未満の世帯	15 人	6.7%	20.0%	33.3%	0.0%	6.7%	0.0%	20.0%	6.7%	6.7%
所得ライン以上の世帯	234 人	0.4%	12.8%	50.9%	2.6%	14.5%	7.3%	10.3%	0.0%	1.3%

④　居場所、相談できる人について

【小５】【中２】

問：あなたが一番好きで、ほっとできる場所はどこですか。

小学5年生では「自分の家」が70.8％と最も多く、「友だちの家」が3.9％、「おじいさん・おばあさん、親戚の家」が2.9％、「その他（具体的な場所）」が2.4％となっています。また、3.4％は「一番好きでほっとできる場所がない」と回答しています。前回調査と比較すると、「自分の家」が9.2ポイント減少しています。

中学2年生では「自分の家」が83.4％と最も多く、「その他」が2.5％、「おじいさん・おばあさんの家」が2.1％、「学校（部活動など）」が2.0％となっています。また、3.9％は「一番好きでほっとできる場所がない」と回答しています。前回調査と比較すると、「自分の家」が3.6ポイント増加しています。

▼ 小学５年生

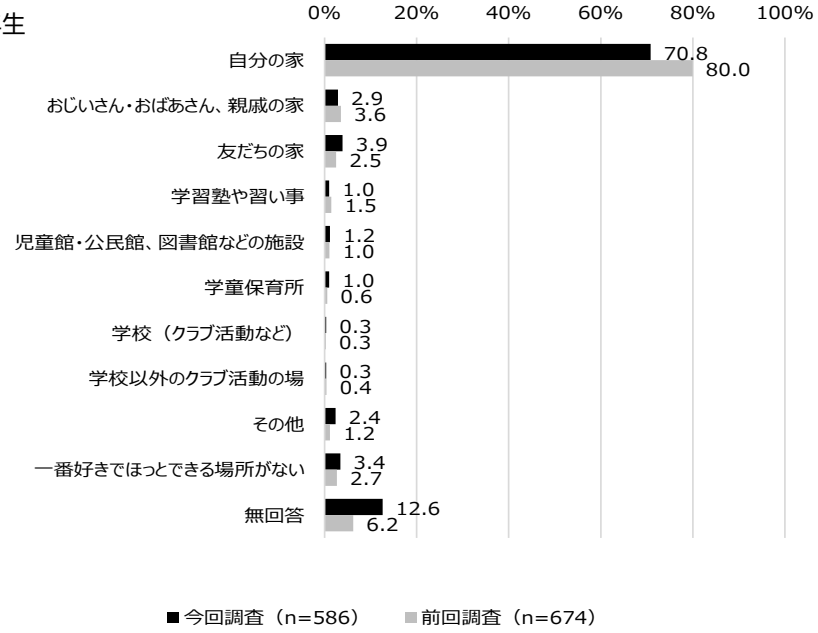

▼ 中学２年生

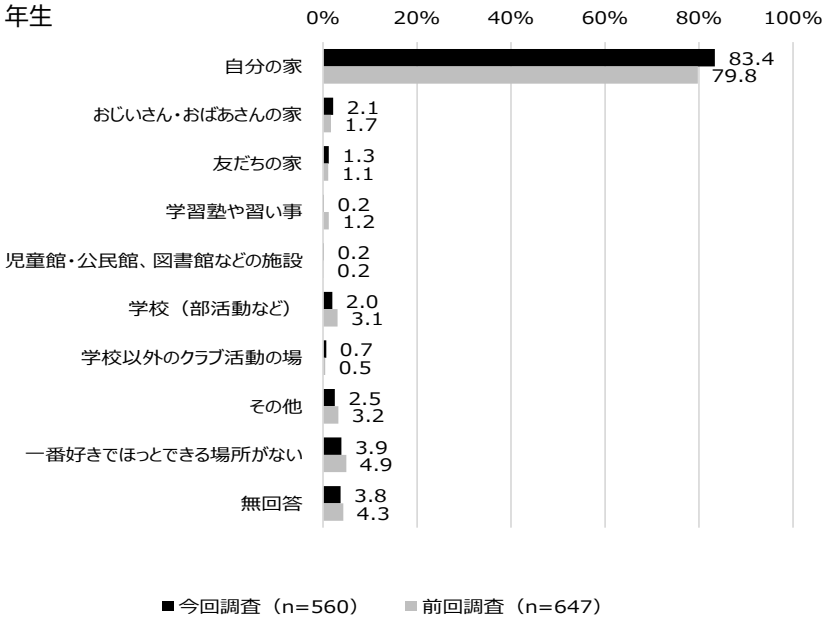

【小５】【中２】

問：困ったことや悩みがあるとき、相談する人は誰ですか。（複数回答）

「お母さん」が65.0％と最も多く、「友だち」が59.9％、「お父さん」が33.5％、「兄弟・姉妹」が23.9％、「学校の先生」が23.6％となっています。

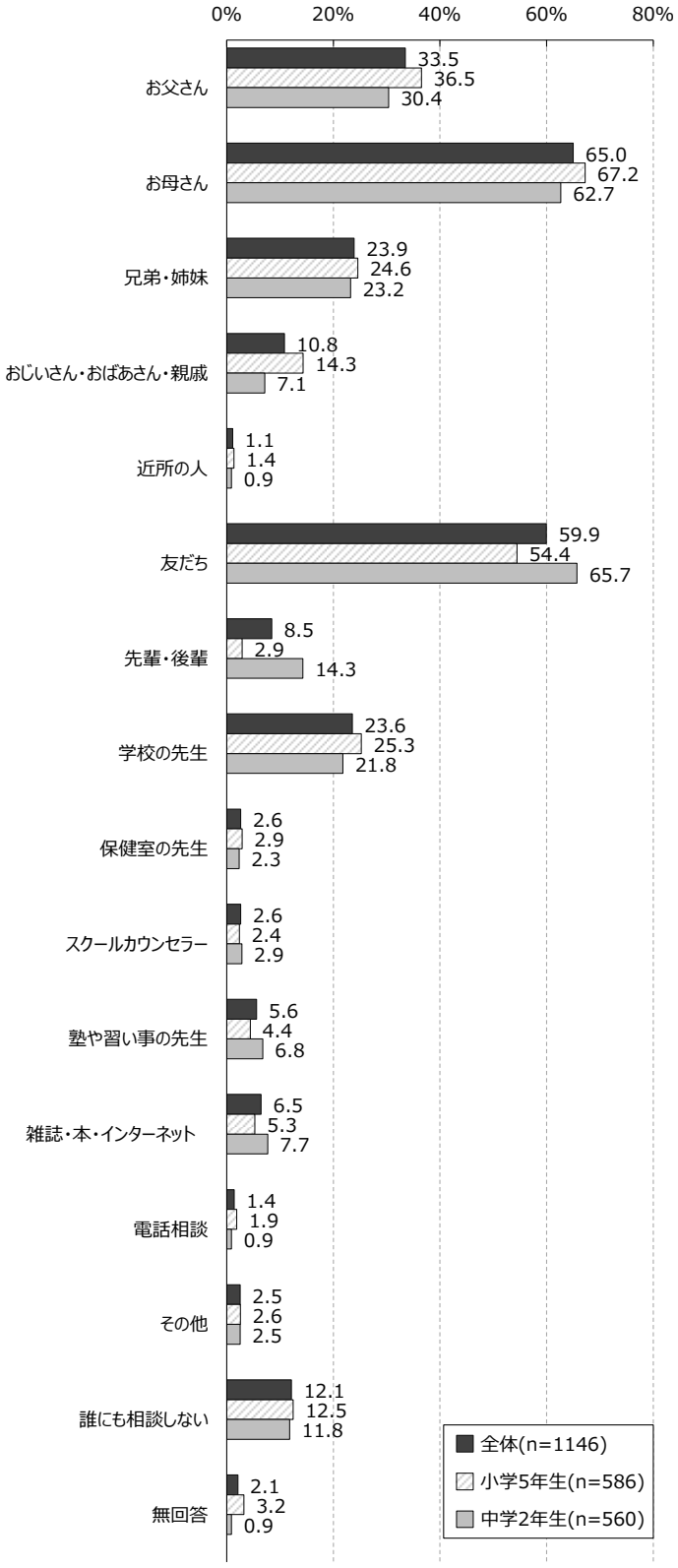

保護者へのアンケート（就学前児童保護者、小学校５年生・中学校２年生保護者）

①　子育てに関しての不安感・負担感や悩みごと

【就学前保護者】

問：子育てに関して不安感や負担感などは、感じていますか。

「なんとなく不安や負担を感じる」が44.3％、「あまり不安や負担などは感じない」が29.6％、「非常に不安や負担を感じる」が10.1％、「全く感じない」が8.0％となっています。

前回調査から、傾向に大きな差はみられませんが、「非常に不安や負担を感じる」、「なんとなく不安や負担を感じる」ともに、そう感じる人が増加しています。

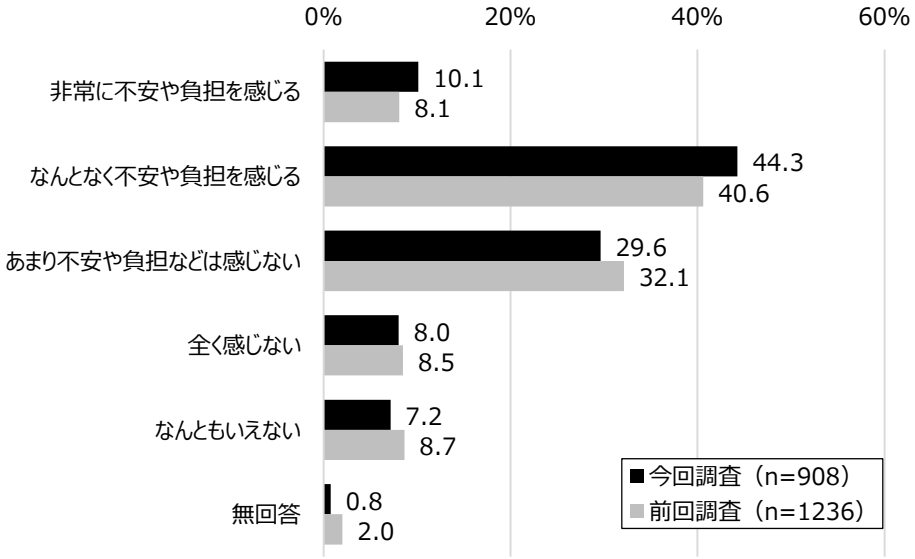

【就学前保護者】

問：子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（複数回答）

「病気や発育・発達に関すること」が40.7％と最も多く、「食事や栄養に関すること」が39.9％、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が33.8％、「子どもの教育に関すること」が31.9％、「子どもへのしつけの方法に関すること」が30.3％となっています。

前回調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」が増加し、しつけに関することは減少しています。

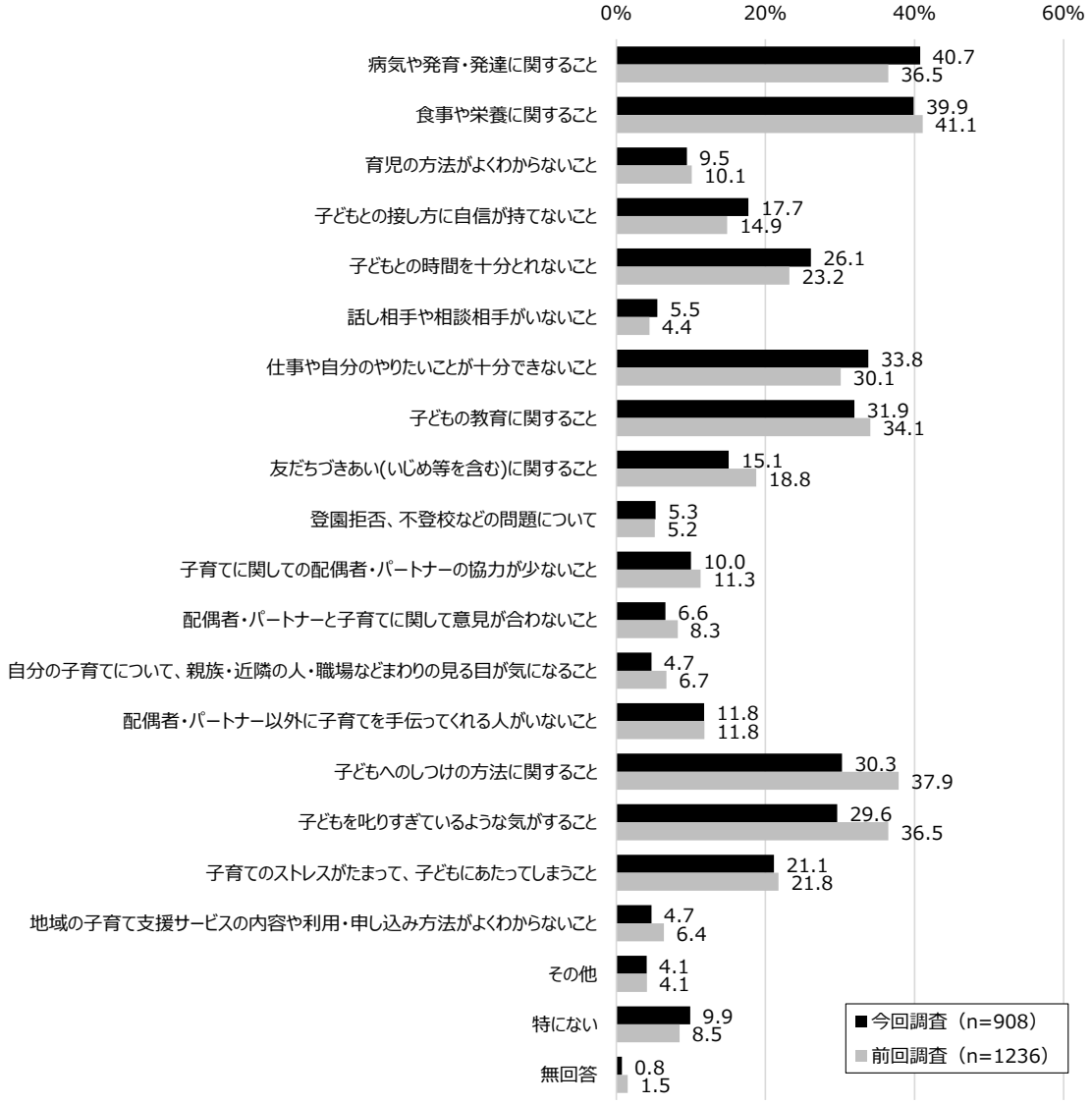

【小５中２保護者】

問：子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（複数回答）

「子どもの教育に関すること」が38.9％と最も多く、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が19.9％、「子どもとの時間を十分とれないこと」が18.8％、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が17.1％となっています。

「子どもを叱りすぎているような気がすること」、「子育てのストレスがたまって子どもにあたってしまうこと」、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」は、いずれも中2保護者より小5保護者の方で割合が高くなっています。

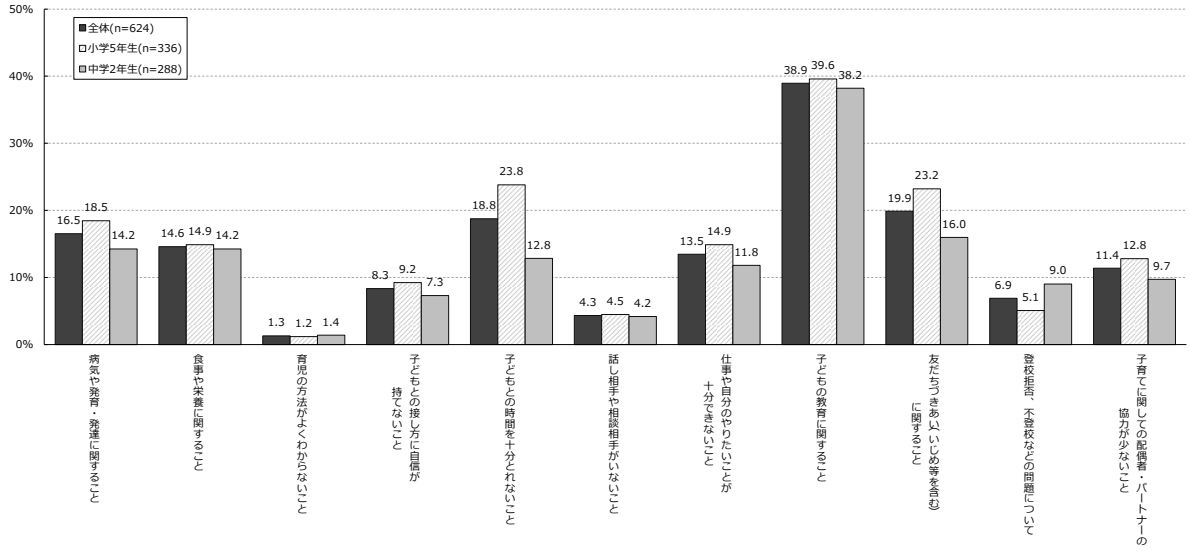

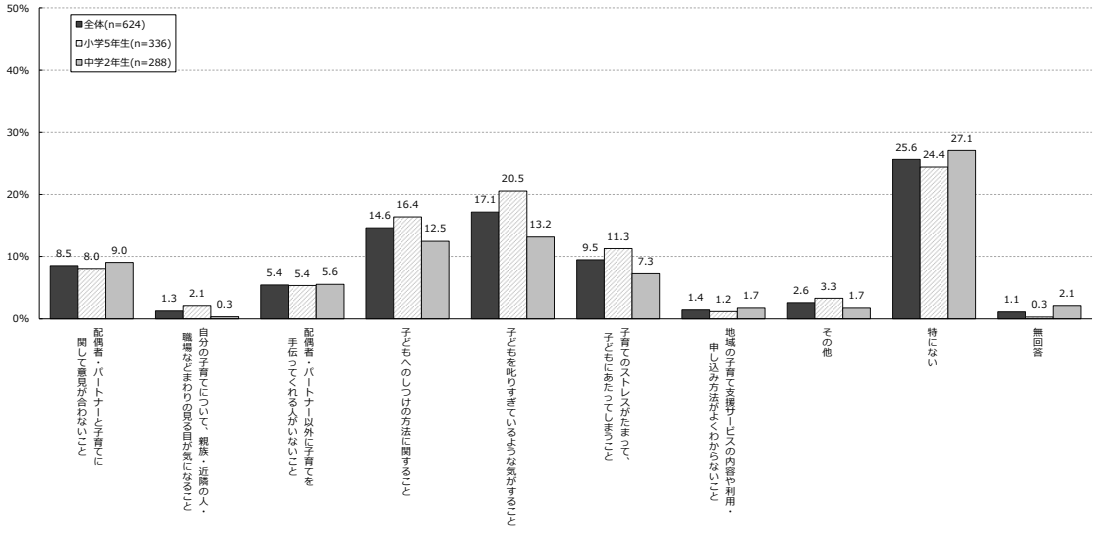

②　子育てに関する悩みや不安の相談先

【就学前保護者】

問：お子さんの子育てする上で気軽に相談できる人（場所）はいますか（ありますか）。

「いる／ある」が91.2％、「いない／ない」が7.7％となっています。

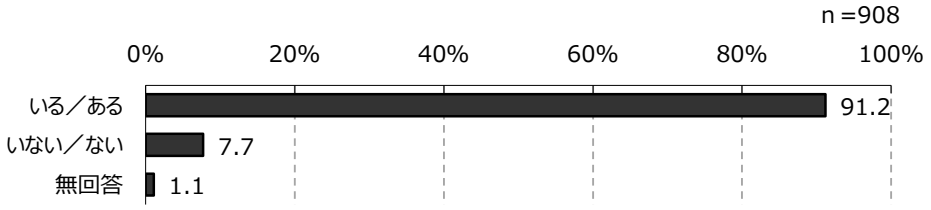

【就学前保護者】

問：身近な地域で、子育てに関する悩みや不安を誰に相談していますか。（複数回答）

「配偶者・パートナー」が86.6％と最も多く、「その他の親族（親、兄弟・姉妹など）」が72.8％、「隣近所の人、知人、友人」が45.9％、「保育園、幼稚園、学校の保護者の仲間」が34.4％、「職場の人」、「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」が29.1％となっています。

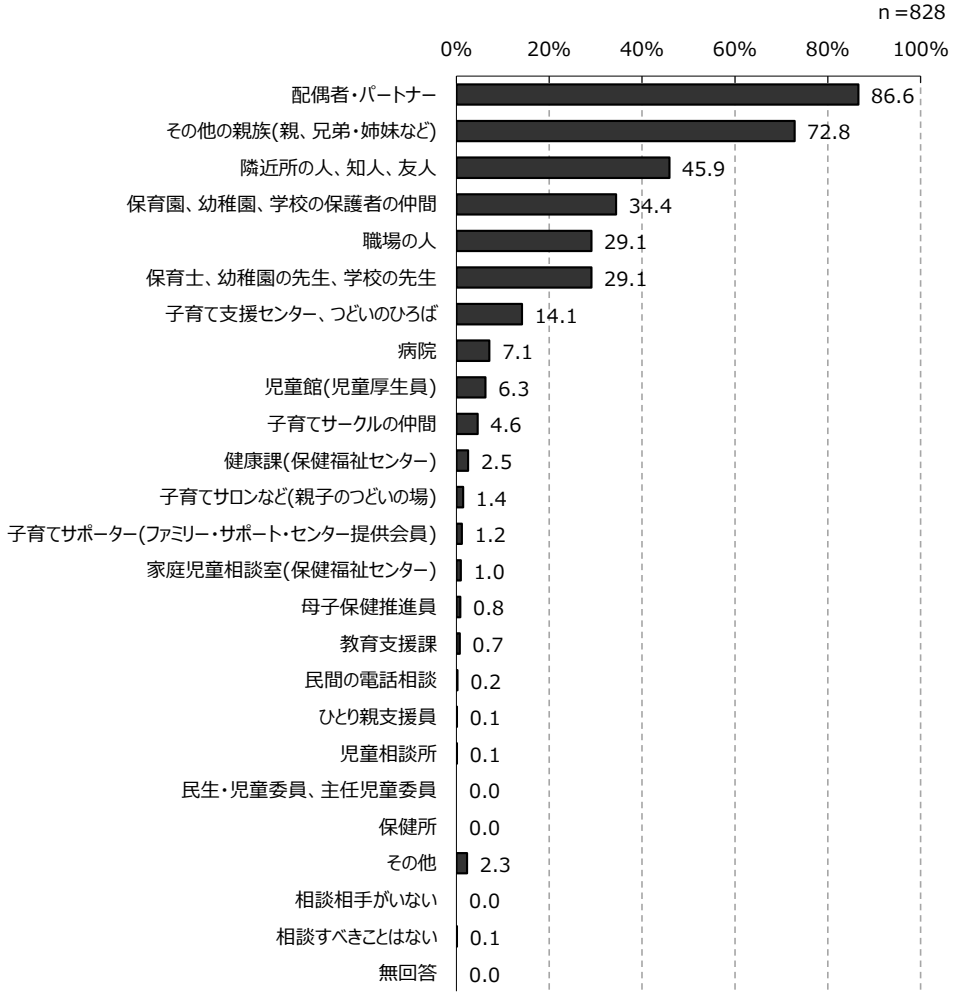

問：日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人等はいますか。（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.4％と最も多く、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が28.0％、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が20.4％、「いずれもいない」が17.5％となっています。

前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が小学5年生では7.9ポイント、中学2年生では4.8ポイント増加し、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は小学5年生、中学2年生ともに減少しています。

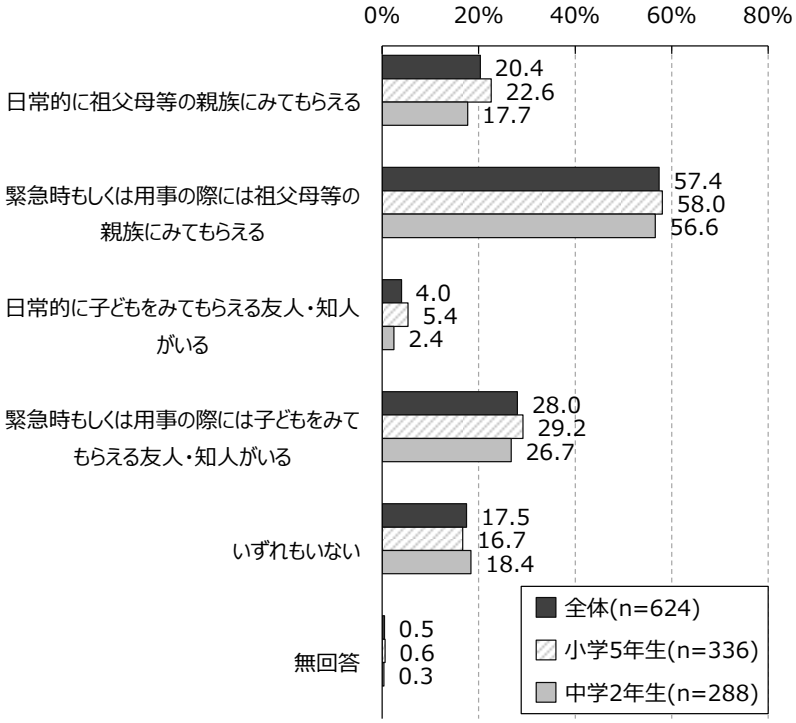

▼ 小学５年生

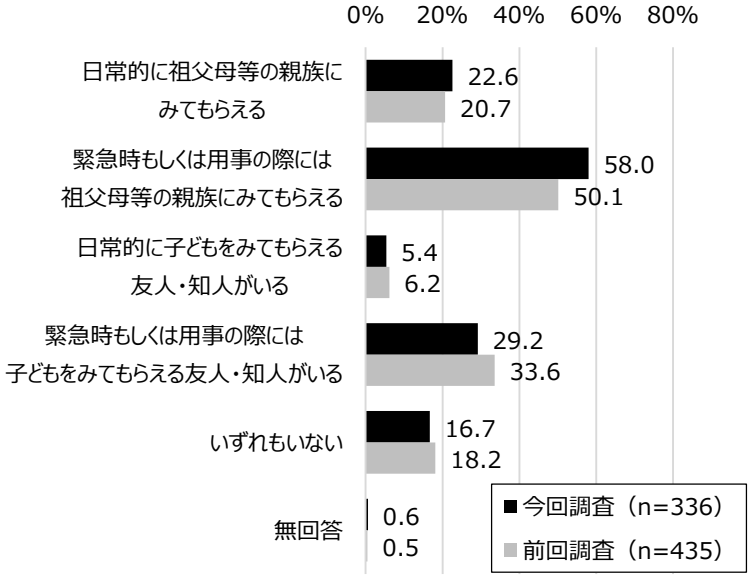

中学２年生

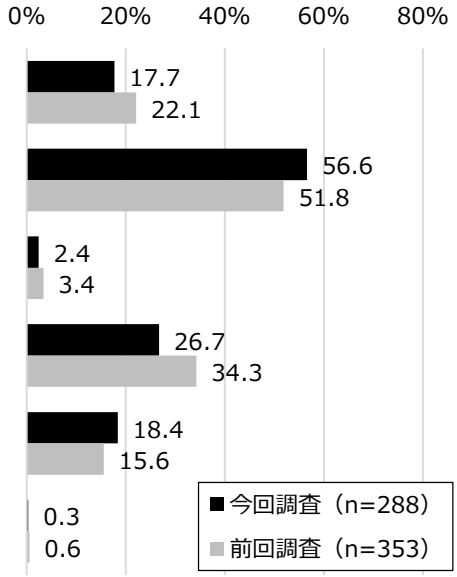

③　子育て支援の充実について

【就学前保護者】

問：市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。
（複数回答）

「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が69.8％と最も多く、「保育園や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が57.7％、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が43.4％、「保育園や認定こども園を増やして欲しい」が30.1％、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけて欲しい」が26.8％となっています。

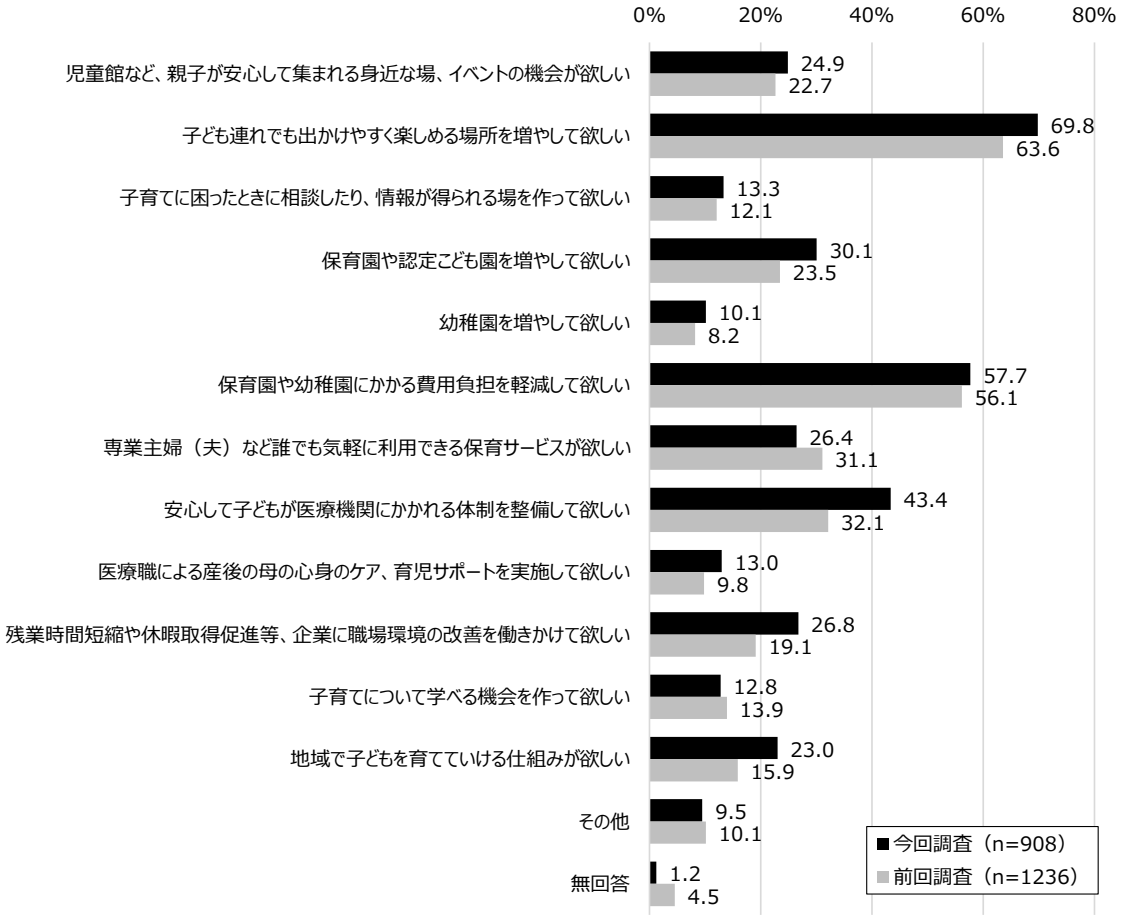

【小５中２保護者】

問：市に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待していますか。
（複数回答）

「子育てや教育にかかる費用負担を軽減して欲しい」が67.9％と最も多く、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が37.3％、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が36.9％、「学習支援の場を作ってほしい」が36.7％となっています。

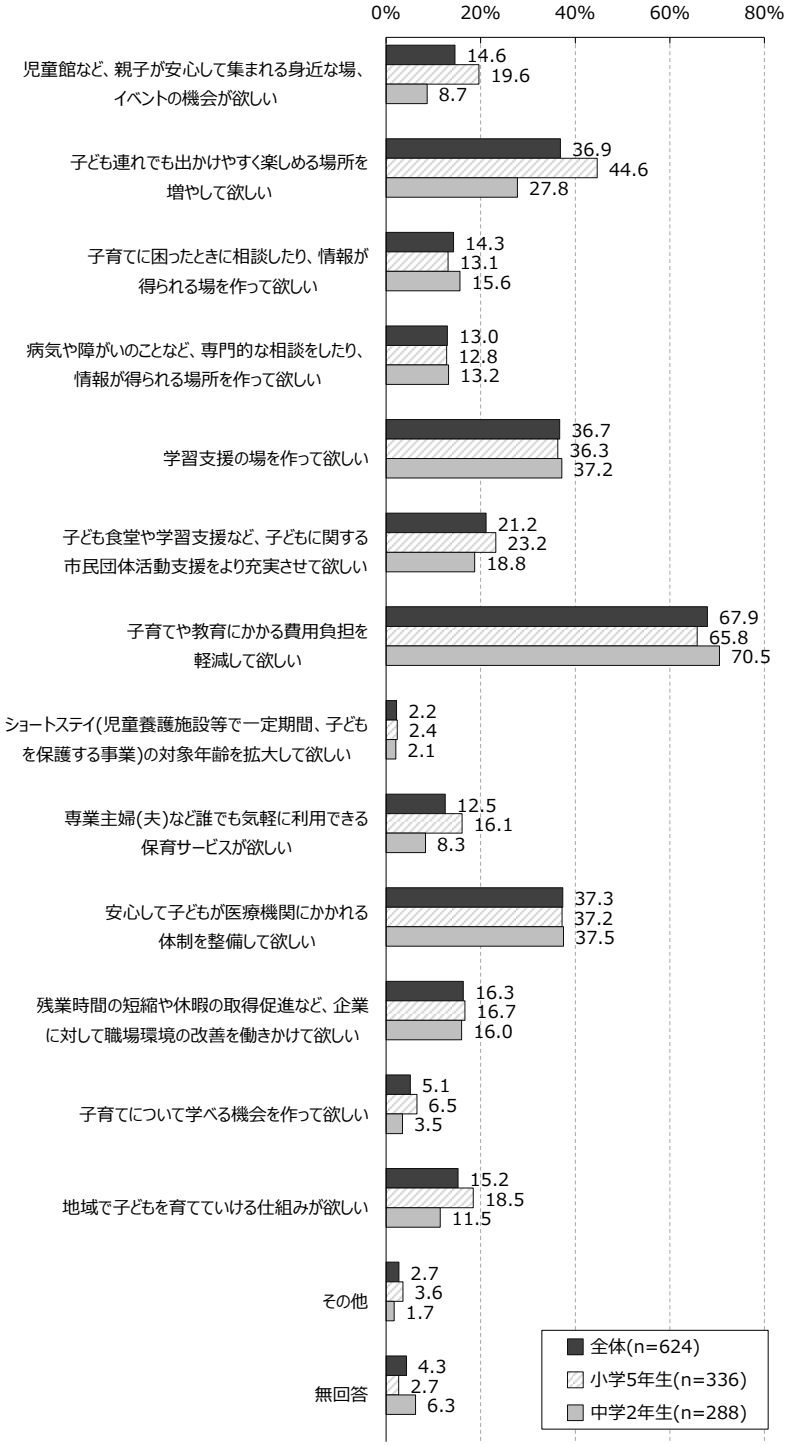

第３節　こども・若者の意見

本計画に位置づけるこども等の施策の検討にあたり、魅力あふれる白井を次世代に残していくため、こども・若者の視点による市の魅力や課題の認識、市の将来像について、生の声を聴き、把握するため、こども・若者を対象としたワークショップ（しろいの未来作戦会議）を実施しました。

１　実施概要

〇開催日時及び参加者

（1）令和6年5月12日（日）

9：00～12：00 小学生の部（4～6年生）4グループ 17名

13：30～16：30 中学生の部（1～3年生）4グループ 16名

（2）令和6年5月19日（日）

9：00～12：00 若い世代の部（高校生等～35歳）4グループ 13名

13：30～16：30 若い世代の部（高校生等～35歳）3グループ 11名

〇開催場所

保健福祉センター3階 団体活動室

〇内　容

・事前に「興味のあるまちづくりのテーマ」を記入してもらい、近い話題でグループ分け。

・各テーブルは参加者5名程度で着席し、ファシリテーター1名を配置。

・理想的な白井市の未来について意見交換し、実現に向けた作戦をグループごとに発表。市長へプレゼンテーションを行いました。

2　結果の概要

ワークショップでは、白井市のこれからについて、「こうあってほしい」、「こうするべき」、「自分たちもこうしたい」という意見が多く発表されました。主な意見を、こども大綱における重要事項で関連の考えられる要素ごとにまとめています。

なお、意見を出してくれたこども・若者の年齢層は次のように表記しています。

【小学生】:4～6年生　　【中学生】1～3年生　　【若い世代】:高校生等～35歳

こども・若者の権利

【小学生】

・ジェンダーを気にしない
・男女差別、いじめをなくす／いじめをなくすボランティアをつくる
・外国人などみんな仲良くする

【中学生】

・学校へ行きにくい子への支援
・多様性を認め合い、お互いを理解する

【若い世代】

・こどもの絵を様々な場所に掲示する

多様な遊びや体験、活躍できる機会

【小学生】

・親子で楽しめるアーバンスポーツができる場所をつくる
・サッカーゴール、バスケットゴールのある公園／スポーツ専用公園
・室内でスポーツができるところをつくる
・プロの選手を呼んで、スポーツの体験会
・自然とふれあい体験ができる場所／森のような安心できる場所

【中学生】

・こどもでも買ったり、遊べる価格の物を売る場所
・駅前にこどもが遊べる場所をつくる／中高生の遊び場が必要
・自習やお話ができる場所／放課後の居場所／どの世代も楽しめる場所
・公園を増やす／遊具の充実／自然を残した公園／ボール遊び、球技ができる公園

【若い世代】

・自然を楽しむ場所／バーベキューができる場所
・運動公園を中心とした拠点づくり
・アスレチック等の施設（YouTubeで話題にする）／遊び道具の寄附を募る
・フリースペース／こどもが遊ぶスペース（保育付き）／世代を超えた「語り場」
・動物と運動、ふれあえる場／猫カフェ、犬カフェ

安心して過ごし・学ぶ・進学支援

【小学生】

・学校を楽しく／梨に関しての社会科学習／自然教育
・学校老朽化（タイル割れ、椅子・机ざらざら）に対応
・校庭にアスレチック、遊具の近くに休憩できる場を
・学校を使ってイベント（地域の人も楽しめる）

【中学生】

・学校の生徒が少ない／人が少なく部活が成り立たない
・学校へ行きにくい子への支援
・親子が参加できるクッキング教育
・他校とのイベント交流／帰宅部同士の交流

【若い世代】

・学生の進学等の支援
・小・中学生から地域教育をする
・梨を生かした環境教育をする

こども・若者の安心・安全、生活の利便性

【小学生】

・犯罪をなくす（マイナンバーなどに係るもの等）／コンビニで防犯につなげる
・どこに住んでいても移動しやすく／免許がなくても移動できる公共交通

【中学生】

・不審者が多い／犯罪をなくす
・ひたすら「安全」が大事／自転車の安全、事故をなくす
・安全にこどもも大人も歩ける道路／点字ブロックが少ない
・インフラは維持・改善

【若い世代】

・街灯を増やす／交通・防犯相談会開催／市民が身に着けるオリジナル防犯ステッカー等
・電車賃を安くする／特急電車を増やす
・交通格差の解消（車がないと移動できない。若者も免許がない）
・交通は南北が弱い。北部地域に第2の拠点を
・車がなくとも様々なところに行けるように／シャトルバスを出す（白井の外からも人がくる）
・ライドシェア導入／レンタルサイクルステーションの設置／他の市と移動手段の開発
・ナッシー号の本数、ルートを増やす／ナッシー号のルートがわかりにくい、アプリ導入
・横断歩道設置／道路の3車線化／歩道を広くする／道路舗装

就労や結婚への支援

【小学生】

・20代の同窓会をつくり、出会いを増やす
・イベントを増やして人口が減るのを防ぐ
・近所で仲良く遊び、仲良くなって結婚
・ショッピングモールなど楽しい場所を増やす
・白井にしかない店をつくる／みんなが来ようと思える白井のシンボルをつくる
・工業団地があるので、工場に関係する白井ならではの場所をつくる

【中学生】

・出会いの場をつくる
・働くところがない（いったん市を離れる）
・日本で仕事をしたい人を白井に呼ぶ／外国から人を呼び人口を増やす

【若い世代】

・白井市で働ける場所をつくる（IT、工業、農業、商工）
・市内でアルバイトできるように
・しろい起業塾を創設
・結婚するなら白井市、結婚しても白井市
・若者が集えるまち
・20代の転出は仕方ない。30代を増やす／子育て期に帰ってきてもらえるようにする
・白井市は暖かい雰囲気、みんなに優しい
・人口は増加させるが、変わりのない白井市

第４節　子育て支援団体等インタビュー調査

本市のこどもや子育ての支援に尽力いただいている団体、主任児童委員から、日頃の活動でこどもや子育て家庭と接する中で感じることや課題点などについて、計画策定の参考とするため、グループインタビュー形式で聞き取り調査を実施しました。なお、インタビュー実施前にWEBアンケートによる事前アンケートも行っています。

１　実施概要

〇開催日時
　令和6年5月27日（月）午前10時から12時00分
〇開催場所
　保健福祉センター3階　団体活動室2・3
〇参加者（13名）
　・こども食堂：4団体（7名）
　・学習支援団体：2団体（3名）
　・主任児童委員：3名

２　結果の概要

生活が困窮していると思われる子育て世帯の動向

〇「ずいぶん増えた」、「増えた」との回答。【事前アンケートより】
〇食材配布希望者が増えている。生活状況が変わったことによる影響と思う。【こども食堂より】
〇学習支援で、応募者が増えている。定員がほぼいっぱいの状況。【学習支援団体より】

気になるこども・家庭と接した経験

〇「服装や髪など身なりが不衛生」、「精神的な不安定さがある」、「学力が低下している」、「学校を休みがちなようである」との回答。【事前アンケートより】
〇乳幼児のいる保護者が疲れている様子や、特に一人目の子育てでは発育を気にしている方に会うことがあるとの回答。【事前アンケートより】
〇外国にルーツを持つ家庭のこどもなど、学校行事等にも参加がない。【学習支援団体より】
〇学習支援の場には来られるが、学校に行っていないこどもがいる。【学習支援団体より】
〇「死にたい」と言ってきた高校生のこどもがいたことがある。【主任児童委員より】

行政・団体・市民の連携

〇他の団体や機関と情報をやりとりすることが「ほとんどない」との回答。【事前アンケートより】
〇「ご近所の方などからも情報を得ている」との回答。【事前アンケートより】

○活動団体と行政がどう関わっていくかが重要。その連携が希薄である。【学習支援団体より】
○活動の周知案内など、学校との連携が取りにくい。【学習支援団体より】
○幼児は保健師、虐待が疑われるときは家庭児童相談室、学校でのことや不登校は教育相談室に相談している。【主任児童委員より】
○他自治体では、一人のこどもの課題に関わったら対応する部署を全部つなげていく事例がある。市がそこをやるべき。市民団体では個人情報等限界がある。【学習支援団体より】
○団体内に行政のメンバーが一人でもいると活動しやすい。【こども食堂、主任児童委員より】
○市にこういった活動団体があることがあまり知られていないと思う。支援の必要な人が適切なところに結び付いていないと感じる。【学習支援団体より】

支援等のあり方

○見守りにはたくさんの目が必要だと感じる。こども食堂、学習支援など、多くの人が気にかけることがまずは大事。【主任児童委員より】
○人とのふれあいは、昔は口コミ、今はSNS。便利だが、かえってつながることができない人がいる。【主任児童委員より】
○乳幼児の保護者は、子育て支援センター、子育てひろばなどの行き先もあって悩みを解決できることがある。そこに来られない保護者がいるのではないか。【主任児童委員より】
○ボランティアの人が増えてきていてありがたい。今は食材配布中心だが、こどもと直接交流する機会も大事と思い、勉強も教えている。【こども食堂より】
○課題があると思われる当事者の保護者にも何か理由があると思う。普通に話しかけ、普通に接したほうがよいと考える。地域の人も優しい気持ちを持ってくれると嬉しい。このような活動団体が広まっていくとよい。【こども食堂より】
○皆が壁をつくらずに過ごすことがよい。配慮ばかりに気がいってしまうと、ほどよいおせっかいができない。前向きな交流に対してためらいを持ちやすい時代。コミュニケーションが怖い人が取り残されている現状があるのではないか。【こども食堂より】

こどもや家庭への支援の障壁

○「個人情報の壁を感じる」が挙手で10名。
○「家庭の問題にどこまで踏み込んでよいのか判断できない」が挙手で12名。
○髪の毛が目の下まで伸びているこどもなど、本人がそれでよいと思っているのか、家族がそれでよいと思っているのか、判断がつかないことがある。【学習支援団体より】
○学習支援で、プリントをつくって、勉強した結果を親に見せるよう言ったが、見せてないのか、親が見ようとしないのか。結果的にやめていくという事例があった。【学習支援団体より】

こども・家庭と接するときに心がけていること

○昨今は、服装に季節感がなくなっており、好んで季節外れの服装をしている場合があるため、様子をみるようにしている。【事前アンケートより】
○来訪された親子には必ず声かけをして、困っていることを気軽に話せるような雰囲気をつくっている。食料配布を希望された方には、不定期に連絡してもよいことを伝えている。【事前アンケートより】

○あまり踏み込まないようにしている。聞きたいことがあっても、追及するより、話してもらえるような雰囲気に気を使っている。【学習支援団体より】
○その家庭が貧困状態なのか母子家庭なのかなどには気をつけている。【学習支援団体より】
○服装が汚れているときなども、周りのこどもがその子をどう見ているか、そのこども自身がどう感じているかに気を使うようにしている。【学習支援団体より】
○保護者も、自分の悩みや課題を知らない人の方が話をしやすいということもある。あえて課題について聞かないこともある。【学習支援団体より】

活動を続けていく上での課題：①活動の拠点・場所・施設等

○学習支援活動の会場の優先的な使用に配慮してもらえると助かる。【学習支援団体より】
○約90世帯近くの食料配布をしており、保管する倉庫があればと思う。【こども食堂より】
○市内に学習支援を実施している場所が少ないという声がある。【学習支援団体より】

活動を続けていく上での課題：②活動に関わるスタッフ・人材確保等

○10人くらいで学習支援活動を実施。1対1での指導が理想だが、1対多数で対応。受講の希望は増えているが教えるスタッフがいない。【学習支援団体より】
○スタッフにはボランティアの人と、職員で給与の発生する人がいる。ボランティアの力が必須だが、無償・有償の人が混在することでボランティアの人のモチベーションに影響があるように感じる。【こども食堂より】
○これまでボランティアで成り立っていた部分がこの先は難しいのではないかと思うこともある。【こども食堂より】
○少ない人数でやれるように工夫をしている。例えば、こども同士が教えあう、中学生が小学生に教えてあげるなど。こどもの自主性や教える子も自分がよく覚えられるといった良い点もあるが、限界はあるのでスタッフ募集は続けている。【学習支援団体より】
○ボランティアの人は多くいるが、高齢者ばかりなので若いボランティア参加者がほしい。【こども食堂より】
○障がい者のボランティア活動がなくなって、新しい活動を始めたが、参加者に元の活動の輪があり、新しい人がそこに入るのか難しい。【こども食堂より】

活動を続けていく上での課題：③活動に関わる費用・経済的な問題等

○学習支援で市の補助金を4回もらえていたが終わってしまった。外部の資金がないと成り立たず、年間10万くらいは市民カンパをもらっている。【学習支援団体より】

第５節　白井市におけるこども・若者を取り巻く課題

本市の統計データやアンケート調査、ワークショップ等から、こども・若者、子育て当事者を取り巻く主な課題を次のように捉えています。

１　「こども・若者」を取り巻く課題

（１）こどもの権利の保障

こどもが成長するにあたり、その大前提として、こどもの権利が守られ、常にこどもの最善の利益が尊重されることが必要です。こどもの自己肯定感や幸福感について、アンケート調査では、「自分のことが好き」と感じる割合が増加し、また、「幸せ」と思うこどもの割合は多い状況ですが、そう感じないこどもも一定数います。

こどもの権利をこども自身が知るとともに、社会全体に広く浸透させ、全てのこどもが幸せを感じられる社会をめざしていくことが必要です。

（２）生まれ育った環境に関係なく、夢や希望が持てる環境づくり

こどもの充実した生活や心身の健やかな成長は家庭、学校、地域の人々との交流の中で、高まっていくと考えます。こども・若者のワークショップでは、「学校を使って地域の人も楽しめるイベント」、「梨を活かした環境教育」、「自然とふれあう体験」などの意見がありました。

心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、将来に希望を持てるよう、多くの時間を過ごす家庭や学校生活の充実とともに、大人になる過程で様々な遊びや体験活動の機会を確保・創出し、こども自身が自ら育っていく力が養われる環境をより整えることが必要です。

（３）安心して過ごせる居場所の充実

地域社会とのつながりの希薄化により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会などが少なくなり、孤立化してしまうことが懸念されます。こどものアンケート調査では、「一番好きで、ほっとできる場所」は「自宅」が最も多く、次いで「友だちの家」や「祖父母の家」となっています。一方でそのような場所がないこどもや、悩みごとを相談できる人がいないこどもがいます。

悩みを抱えるこども・若者を支援する居場所とともに、ワークショップで意見があったスポーツなどの楽しめる居場所など、居場所の選択肢を増やすことが必要です。

（４）ライフイベントへの支援の充実

本市においても、人口減少、少子化が進んでおり、持続可能な社会をつくっていくためには、世代が循環しながら、若い世代が地域社会の中で活躍していくことが不可欠です。

こども・若者のワークショップにおいて就労や結婚に対し、「市内で働ける場所をつくる」、「しろい起業塾創設」、「出会いの場をつくる」、「子育て期に白井市へ帰ってもらえるようにする」などの意見がありました。若者が自身の将来の進路に明るい見通しを持ち、進学や就職、結婚などの人生におけるライフイベントに対し希望がかなえられるよう、支援が必要です。

２　「子育て当事者」を取り巻く課題

（１）保健・医療の充実と子育ての悩みへの支援

妊娠期から出産、幼児期の子育ては不安が多い時期となるとともに、こどもの人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期となります。

市統計データでは、初めて出産を迎える方は約4割おり、母子の心身の健康に向けたきめ細かい保健・医療の支援が重要となります。また、アンケート調査では、子育ての悩みなどについて「気軽に相談できる人がいない」という保護者が一定数いることから、地域において孤立し、悩みを抱えてしまうことがないよう、子育て当事者一人ひとりに寄り添った相談支援の充実が必要です。

（２）多様な教育・保育ニーズへの対応、子育てを楽しめる環境づくり

本市におけるこどもの人口は減少していますが、幼少期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。保育所等においては、こどもの幼児期の成長に欠かせない教育・遊びの充実や特別な支援が必要なこどもへの対応を含め、教育と保育を一体的に提供する認定こども園やインクルーシブ保育の充実が求められます。一方、市統計データでは、子育て期と考えられる30歳代前半でいったん仕事を離れて子育てをしている状況があることから、家庭での保育や教育に対する支援も必要です。

また、保護者へのアンケート調査において、「市に期待する子育て支援の充実」では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所」を求める声が多く、不安や悩みの解決に対する支援だけでなく、子育てが楽しめる場所の充実も必要です。

（３）支援が必要なこどもや家庭に対する支援体制の強化

本市の統計データにおいて、児童虐待の対応件数は、近年、横ばいで推移していますが、対応内容は複雑化しています。さらに、本来、大人が担う家事や介護等をこどもが家庭で担い、こどもらしい生活を送ることができない「ヤングケアラー」が社会的に問題視されており、学校や地域等と連携して早期発見し、家庭への支援とともに、こどもの権利を守るための取り組みが求められます。

また、特別な支援や配慮を必要とするこども・家庭が増加傾向にあることから、地域で安心して希望する生活を送ることができるよう、経済的負担の軽減による支援や専門機関と連携した総合的な相談支援体制の充実が必要です。

（４）地域全体で子育てを支える環境づくり

子育ては家庭が基盤となりますが、家庭での養育が困難なこどもには、できるかぎり家庭と同様の養育環境や、成長に欠かせない様々な体験の機会等を確保するなど、地域の目でこどもを見守り、子育て家庭を地域社会全体で支えることが重要です。

地域で活躍する子育て支援市民団体等へのインタビュー調査では、「学習支援の応募者が増えている」、「食材配布希望者が増えている」などの意見があり、行政と市民団体、事業者等が連携した幅の広い支援が求められます。そのためには、地域で子育て支援活動をするボランティア等の人材育成、活動場所確保や運営費への支援も必要です。

第３章　めざすまちの姿

第１節　めざすまちの姿

本市では、前計画「しろい子どもプラン」において、めざすまちの姿を「白井市第5次総合計画」の戦略の柱の一つである「子育てしたくなるまち」と設定し、その取り組み目標である「子育て世帯を地域全体で支え、のびのびと楽しく子どもを育てられる環境づくり」を掲げ、保育機会の確保、子育てに係る経済的負担の軽減、地域での親子の居場所づくり・支援の仕組みづくり、個性に応じた生きる力を育む教育などの取り組みを推進してきました。

本計画は、これまでの18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、令和5年4月1日に施行された、こども基本法（こども大綱）に基づき、20代や30代までの若者への支援も新たに対象としています。

このことから、「こども」、「若者」の視点に立つとともに、これまでの「子育てしたくなるまち」を継承した「子育て当事者」の視点も含み、地域社会全体がつながり、支えあい、将来にわたりこどもたちが、それぞれの希望に応じた“幸せな状態”の好循環を生んでいくことが大切であると考えます。

これらを踏まえ、本計画におけるめざすまちの姿を、次のように定め推進していきます。

しろいこどもプラン（白井市こども計画）におけるめざすまちの姿

”オールしろい” で つなぐ
こどもの幸せ（ウェルビーイング）

それぞれのウェルビーイング

こども（０歳～17 歳）	誕生前から乳幼児期、学童期、思春期まで、こどもの権利が守られ、家庭や地域の支援と各成長段階における様々な体験により、こども自らが健やかに成長し、幸せと感じる状態
若者（18 歳～30 歳代）	自らの価値観や生き方を確立させながら、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントに対し、自身が希望する進路を実現し、幸せと感じる状態
子育て当事者	子育てへの不安や孤立感、仕事との両立等に悩むことがなく、こどもを育てる喜び、こどもが育つ喜びがあり、幸せと感じる状態

第２節　施策の展開

めざすまちの姿を実現するため、「ライフステージ別の支援の展開」、「ライフステージを通じた支援の展開」、「子育て当事者への支援」の3つの分野により、具体的な取り組みを実施していきます。

めざすまちの姿

“オールしろい”で つなぐ こどもの幸せ（ウェルビーイング）

分野	施策の方向	事業分野
ライフステージ別の支援の展開	1 こどもの誕生前から幼児期までの支援	1　妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保
		2　こどもの成長の保障と遊びの充実
	2 学童期・思春期での支援	1　こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実
		2　こどもの居場所づくりの推進
	3 青年期での支援	1　就労のための支援
		2　結婚を希望する方への支援
		3　若者やその家族に対する相談体制
ライフステージを通じた支援の展開	1　困難を抱えるこどもや家庭への支援	
	2　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	
	3　こどもの貧困対策	
	4　児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護	
	5　こども・若者の安全確保	
子育て当事者への支援	1　経済的負担の軽減	
	2　地域子育て支援・家庭教育支援	
	3　共働き・共育ての推進	
	4　ひとり親家庭への支援	

第３節　事業の一覧

事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
1	こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）	子育て支援課/健康課/保育課	59
2	出産・子育て準備講座	健康課	59
3	妊産婦健康診査	健康課	59
4	乳児健康診査	健康課	59
5	乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう訪問）	健康課	59
6	乳児子育て相談	健康課	60
7	幼児健康診査	健康課	60
8	心理発達相談	健康課	60
9	予防接種	健康課	60
10	乳幼児期までの保健に関する啓発	健康課	60
11	伴走型相談支援	健康課	61
12	新生児訪問	健康課	61
13	産後ケア	健康課	61
14	ママヘルパー派遣 （養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）	子育て支援課	61
15	休日・夜間診療の推進	健康課	61
16	医療機関情報の提供	健康課	61
17	待機児童対策事業	保育課	62
18	公立保育所での産休明け保育の実施	保育課	62
19	延長保育事業	保育課	62
20	一時預かり事業	保育課	62
21	病児・病後児保育事業	保育課	62
22	私立保育所等への補助	保育課	63
23	教育・保育の一体的提供	保育課	63
24	インクルーシブ保育（教育）の推進	保育課	63
25	子育て短期支援事業	子育て支援課	63
26	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	63
27	こども誰でも通園制度	保育課	63
28	地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）	保育課	64
29	母子保健推進員活動	健康課	64
30	子育て親子のたまり場事業	子育て支援課	64
31	ふれあい事業	子育て支援課	64
32	親子教室	子育て支援課	64
33	家庭教育事業	生涯学習課	64

事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
34	図書館こどもサービスの充実	文化センター	64
35	こどもの遊び場の整備	子育て支援課	64
36	子育て支援の情報提供	子育て支援課/健康課	65
37	生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）	社会福祉課	65
38	外国人支援	企画政策課	65
39	教育の情報化推進事業	学校政策課	66
40	地域人材の活用	学校政策課/教育支援課	66
41	平和教育事業	教育支援課	66
42	青少年国際交流	教育支援課	66
43	補助教員の配置	学校政策課	67
44	特別支援教育事業	教育支援課	67
45	生活習慣病（小児）予防検査	教育支援課	67
46	学童期・思春期の保健に関する啓発	教育支援課	67
47	思春期課題への取り組み	教育支援課	67
48	就学相談事業	教育支援課	68
49	教育相談事業	教育支援課	68
50	教育支援センター	教育支援課	68
51	いじめの防止	教育支援課	68
52	人権教室の開催	市民活動支援課	68
53	こどもの居場所づくり支援事業	子育て支援課	69
54	児童育成支援拠点事業	子育て支援課	69
55	学校図書館等の教育機関との連携	文化センター	69
56	こども向けプラネタリウムの投映	文化センター	69
57	放課後児童健全育成事業	保育課	69
58	放課後子ども教室の充実	生涯学習課	69
59	若者就労支援事業	産業振興課	70
60	創業支援事業	産業振興課	70
61	ライフデザイン事業	企画政策課	71
62	赤ちゃんとふれあう機会の提供	子育て支援課	71
63	結婚応援事業	企画政策課	71
64	結婚新生活支援事業	企画政策課	71
65	ニート・ひきこもり相談会	生涯学習課	72
66	こども発達センター事業	障害福祉課	73
67	基幹相談支援センター事業	障害福祉課	73
68	心身障がい者（児）一時介護料助成	障害福祉課	73
69	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	障害福祉課	73
70	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金	障害福祉課	73

事業番号	事業名	担当課	掲載ページ
71	福祉タクシー助成	障害福祉課	74
72	学習支援事業	子育て支援課	74
73	こども・若者体験会	市民活動支援課	76
74	こども・若者の活躍機会の仕組みづくり	子育て支援課他	76
75	こども・若者の活動の場整備	都市計画課	76
76	保護者就労支援事業	産業振興課	78
77	子育て支援事業等利用助成事業	子育て支援課他	78
78	就学援助費	学校政策課	78
79	特別支援教育就学奨励費	学校政策課	78
80	こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）	子育て支援課	80
81	家庭等における暴力対策ネットワーク会議 （要保護児童対策地域協議会）	子育て支援課	80
82	子育て世帯訪問支援事業	子育て支援課	80
83	親子関係形成支援事業	子育て支援課	80
84	学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援	子育て支援課	81
85	こども自身が相談できる体制の提供	子育て支援課	82
86	こどもの権利の啓発	子育て支援課	82
87	情報化社会の進展に伴う安全対策	教育支援課	83
88	防犯パトロール	市民活動支援課	83
89	防犯意識の高揚	市民活動支援課	83
90	学校安全対策	学校政策課/ 教育支援課	83
91	交通安全教室	市民活動支援課/ 学校政策課	83
92	妊婦のための支援給付	健康課	84
93	子ども医療費助成事業	子育て支援課	84
94	養育医療費助成	子育て支援課	84
95	ひとり親家庭の医療費助成	子育て支援課	84
96	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	84
97	学校給食費の負担軽減	教育支援課/ 学校給食センター	84
98	公共施設のバリアフリー	各施設担当課	88
99	両親で協力して行う育児の啓発	健康課	90
100	性別にとらわれない家事・育児参画の推進	市民活動支援課	90
101	労働相談	産業振興課	90
102	ひとり親家庭自立支援員による相談	子育て支援課	91
103	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び 高等職業訓練促進事業	子育て支援課	91

第４章　ライフステージ別の支援の展開

第１節　こどもの誕生前から幼児期までの支援

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたり身体的、精神的、社会的に幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。

多くの時間を過ごす家庭や地域の環境は多様ですが、それぞれの多様性を尊重するとともに、自ら支援を求めることが困難な家庭へのアウトリーチも含め、寄り添って子育てを支え、全てのこどもが等しく、健やかに成長することができ、幸福な生活を送ることができるよう、支援の充実に取り組みます。

１　妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保

産前産後から子育て期を通じた保健対策

1　こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）

○安心して妊娠、出産、育児ができるようにするため、妊産婦や乳幼児の保護者等に対し、保健師や子育てコーディネーター、保育コンシェルジュ等が市の窓口及び子育て支援機関等において、切れ目のない一体的な相談支援を行う。

子育て支援課／健康課／保育課

2　出産・子育て準備講座

○妊娠・出産に関する知識の提供や参加者同士の交流等を行うため、妊産婦やその家族を対象としたイベント・講座を実施する。

健康課

3　妊産婦健康診査

○妊婦の健康管理の充実を目的に、契約医療機関において健康診査を実施し、受診を促すため、健康診査費用の一部を助成する。産婦の健康診査の実施について検討する。

健康課

4　乳児健康診査

○発育・発達の確認と疾病等の早期発見のため、契約医療機関において健康診査を実施する。

健康課

5　乳児家庭全戸訪問事業（おめでとう訪問）

○育児不安の軽減を図るため、生後3～4か月の乳児のいる家庭に母子保健推進員・保健師等が訪問し、乳児及び保護者の子育ての状況をうかがうとともに、子育て情報の提供を行う。

健康課

6 乳児子育て相談

○育児不安の軽減を図り、乳児の健やかな成長を支援するため、3～4か月児及び9～10か月児の保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等による講話や相談を行う。

健康課

7 幼児健康診査

○疾病などの早期発見や育児相談により、幼児の健康の保持及び増進を図るため、1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査を行う。

健康課

8 心理発達相談

○こどもの発達に関して不安や悩みを持つ保護者の育児を支援するため、心理発達相談員による個別相談や集団での教室を実施する。

健康課

9 予防接種

○感染症予防のため、予防接種法による定期予防接種を実施する。また、接種率向上のために勧奨や啓発等を行う。

健康課

10 乳幼児期までの保健に関する啓発

○妊娠、出産、育児に関する正しい理解を深めてもらうため、子育て応援アプリやホームページ等で啓発を行う。

健康課

出産・産後支援の充実

11 伴走型相談支援

○全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるようにするため、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

健康課

12 新生児訪問

○新生児の健やかな成長と育児支援のため、新生児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、保健指導を行う。

健康課

13 産後ケア

○産婦の心身の安定及び育児不安の軽減を図るため、母子の心身のケアや育児サポートなどを行う。

健康課

14 ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）

○体調不良などで日常生活に支障のある妊婦及び産後8週以内の産婦の身体的・精神的負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、育児指導、家事等の産後の生活を支援する。

子育て支援課

地域医療体制の確保

15 休日・夜間診療の推進

○休日や夜間などでも安心して診療が受けられるようにするため、医療体制の充実に努める。

健康課

16 医療機関情報の提供

○保護者が必要な医療機関情報を得ることができるようにするため、健康カレンダー、子育て応援アプリ、ホームページ等により、医療機関の情報を提供する。

健康課

2　こどもの成長の保障と遊びの充実

幼児期の教育・保育の充実

17　待機児童対策事業

○深刻な保育士不足の中、保育を支える人材を確保し、既存の保育所等の受け皿を維持するため、引き続き保育士の処遇改善を実施するとともに、官民連携の取り組みである「保育士の魅力ある働き方」により保育士の働きやすさを推進し、保育士の確保、流出防止に努める。

○また、待機児童が発生しやすい3歳未満児に対応するため、幼稚園の認定こども園への移行を推進する。

保育課

18　公立保育所での産休明け保育の実施

○産後休暇直後に復帰する保護者の乳児を保育するため、生後 57 日目からの保育を、公立保育所で実施する。

保育課

19　延長保育事業

○保育認定を受けた乳幼児が、通常の利用日や利用時間以外でも必要に応じて保育を受けることができる体制を整えるため、保育所等において、延長保育を実施する。

保育課

20　一時預かり事業

○保育所等を利用していない家庭において、保護者の病気や仕事の都合等により一時的に保育が必要になった場合や、保護者の子育て負担を軽減するため、一時預かり事業を実施する。

○こども誰でも通園制度の実施に併せて、保護者の費用負担について検討を行うとともに、実施場所についても事業者と協議を進める。

保育課

21　病児・病後児保育事業

○保護者の子育て及び就労等の両立を支援するため、白井聖仁会病院で病児保育、鎌ケ谷総合病院で病後児保育（いずれも鎌ケ谷市と広域協定）を実施する。

保育課

22　私立保育所等への補助

○私立保育所等の安定的な運営と保育の質の向上を図るため、公定価格に含まれない費用や、特別な支援が必要な乳幼児の受け入れのための加配職員に係る費用の一部など私立保育所等の運営費の一部を補助する。

○私立幼稚園の教育環境の充実を図るため、幼稚園運営者に対しては運営費の一部を補助する。

保育課

23　教育・保育の一体的提供

○乳幼児が、保護者の就労の有無にかかわらず幼児教育を受けられるよう、幼児教育と保育の一体的な提供を推進する。

○既存の幼稚園等について教育・保育の一体的提供のため、認定こども園への移行支援を行う。

保育課

24　インクルーシブ保育（教育）の推進

○保育所等において、乳幼児の国籍や障がいの有無にかかわらず、様々な背景を持つ乳幼児が個々に必要な支援を受けることができるよう、その環境を整備する。

保育課

家庭での子育てへの支援

25　子育て短期支援事業

○保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難になった乳幼児を保護するため、適切な児童養護施設等への入所や必要な保護を行う。また、親子入所等支援の拡充を検討する。

子育て支援課

26　ファミリー・サポート・センター事業

○育児に困ったときのサポートをするため、育児の援助を受けたい人と援助を行う人との会員同士による助け合いにより、こどもの預かり・保育施設までの送迎等の支援を行う。

子育て支援課

27　こども誰でも通園制度

○0歳6か月から2歳の保育所等に通っていない乳幼児を対象に、子育て家庭の保護者の孤立感や不安感を軽減し、全ての乳幼児の育ちを応援するため、保護者の就労要件など目的を問わず利用できるこども誰でも通園を実施する。

保育課

28 地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）

○保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、こども家庭センターの機能を補完するため、必要な支援につなげる。

保育課

29 母子保健推進員活動

○子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図るため、交流の場の開催や「おめでとう訪問」などを通じて、市と連携して子育てしやすい地域づくりを行う。

健康課

30 子育て親子のたまり場事業

○子育て親子が気軽に集い、交流が図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させる。

子育て支援課

31 ふれあい事業

○お年寄りと児童等の異年齢の交流や親睦を図るため、地域の古きよき伝統文化を学び伝える場を提供する。

子育て支援課

32 親子教室

○親子のコミュニケーションづくりを支援するため、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。

子育て支援課

33 家庭教育事業

○全ての教育の原点は家庭教育に始まるという視点から、家庭教育の重要性の周知と意識の向上を図るため、家庭教育講座の開催、家庭教育通信の発行などを行う。

生涯学習課

34 図書館こどもサービスの充実

○図書館の利用促進及び読書普及を図るため、こどもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。

文化センター

35 こどもの遊び場の整備

○こどもたちに身近な遊び場を提供するため、需要に応じた遊び場の環境整備に努める。

子育て支援課

36　子育て支援の情報提供

○子育て世代が必要な子育て支援情報を得られるようにするため、SNS等を活用し、様々な子育て支援情報やこどもの活動に関する情報を一元化して提供する。

子育て支援課／健康課

特別な配慮を必要とするこどもへの支援

37　生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行うなど、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

38　外国人支援

○外国人家庭やそこに属するこどもに対し、言葉や生活習慣の違いによる不安を減らすため、外国人相談、日本語教室などを実施し、安心で快適な生活ができるよう支援する。

企画政策課

第２節　学童期・思春期での支援

学童期は、身体も心も大きく成長する時期です。自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、集団生活で直面する様々な課題に自らが取り組んで達成する成功体験を重ねていける環境を整えていくことが重要です。

思春期は、心身が変化し、他者との関わりや社会との関わりの中で、アイデンティティを形成していく時期です。一方で、様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。

学童期・思春期のこどもが、学校生活の中で、あるいは地域の多様な居場所や地域の人々との交流の中で、充実した生活を送り、心身ともに健やかに成長できるように支援の充実を図ります。

１　こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実

学校生活の充実と地域連携の推進

39　教育の情報化推進事業

○「GIGAスクール構想」に基づき、高速通信ネットワーク及び一人1台の学習用端末や大型提示装置など学校のICT環境を整え、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、学校での授業や活動の効果的なICT活用を進める。

学校政策課

40　地域人材の活用

○部活動の地域展開やコミュニティスクールの導入、授業の外部講師等地域人材の活用を通じ、こどもたちの確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を図るため、地域に開かれた学校づくりを一層推進し、地域・学校・家庭が一体となってこどもの健全な育成を図る。

学校政策課／教育支援課

41　平和教育事業

○市内の中学生が被爆地を訪問し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、現地で学んだことや平和の大切さを自分で周りの人たちに伝えるため、各学校の全校集会などで活動報告を行う。

教育支援課

42　青少年国際交流

○国際的視野を広め、国際交流推進の担い手となる人材の育成を図るため、中学生の海外派遣を行い、青少年の国際理解を深める。

教育支援課

43　補助教員の配置

○小学校基本科目の基礎・基本の学力定着、学習障がい児の指導など、きめ細かな教育の推進を図るため、学校補助教員の配置や医療的ケアが必要な児童に対応するための看護師の配置を行う。

学校政策課

44　特別支援教育事業

○障がいのあるこどもの一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、就学前児童を含む適切な就学相談の実施や、就学に係る適切な情報を提供する。また、教育支援委員会の開催や教育的ニーズに応じた個別支援学級介助員の配置、専門性の高い巡回指導員による指導・助言等を実施する。

教育支援課

学童期・思春期の保健対策

45　生活習慣病（小児）予防検査

○生徒の健康の保持増進と疾病予防のため、中学生を対象に検査を行う。

教育支援課

46　学童期・思春期の保健に関する啓発

○学童期・思春期保健の向上のため、学校で食育や歯科口腔保健健康教育等を実施する。

教育支援課

47　思春期課題への取り組み

○小・中学生を対象に正しい知識を習得させるため、性（生）教育や薬物乱用防止の啓発と情報の提供を行う。

教育支援課

9　予防接種【再掲】

○感染症予防のため、予防接種法による定期予防接種を実施する。また、接種率向上のために勧奨や啓発等を行う。

健康課

いじめ防止、こどもの悩み等への支援

48 就学相談事業

○心身に障がいのあるこどもの就学及び学校生活などについては、こども自身が相談しづらいと思われるため、そのようなこどもの相談に応じる。

教育支援課

49 教育相談事業

○家庭生活や学校生活での悩みや課題への対応、いじめ問題の解決のため、児童・生徒及び保護者や教師を対象に、より良い人間関係づくりや充実した生活が送れるように、電話・面談・訪問による相談の支援を行う。

○スクールカウンセラーと市教育相談員との連携強化、訪問を主とする教育相談員の活用を推進し、幅広い支援を提供していく。

教育支援課

50 教育支援センター

○長期欠席など、学校に通えない状態にある児童・生徒に対する学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることで、学校への復帰及び自立を促す。

教育支援課

51 いじめの防止

○平成 26 年5月に策定された「白井市いじめ防止基本方針」に基づき、児童・生徒の尊厳を保持する目的で学校や地域住民、家庭、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組む。

教育支援課

52 人権教室の開催

○こどもたちが、自己や他者の人権を尊重することの大切さについて理解できるようにするため、人権擁護委員と連携し、人権教室を開催する。

市民活動支援課

２　こどもの居場所づくりの推進

地域での多様な居場所づくりの推進

53　こどもの居場所づくり支援事業

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援を行う。

子育て支援課

54　児童育成支援拠点事業

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

55　学校図書館等の教育機関との連携

○学校及び教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達及び図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。

文化センター

56　こども向けプラネタリウムの投映

○年齢に応じた季節の星座や話題の天文現象、宇宙の広がりなどを楽しむことができるよう、プラネタリウムの投映を行う。

文化センター

放課後児童対策の充実

57　放課後児童健全育成事業

○保護者の子育て及び就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、市内小学校において学童保育を実施する。なお、実施にあたり、利用者が増加している学童保育所においては、学校の余裕教室を活用するとともに、トイレや備品整備を行うなど、保育環境の充実を図る。

保育課

58　放課後子ども教室の充実

○こどもたちの安全・安心な居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のため、地域住民や様々な団体と協力しながら、学校の特別教室で様々な体験活動や交流活動等を実施する放課後子ども教室の新設・拡充を「白井市放課後子ども総合プラン行動計画」に基づき進める。

生涯学習課

第３節　青年期での支援

青年期は、成人期へと移行していくための準備期間であり、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントが重なる時期でもあります。

青年期の若者が、自らの価値観や生き方を確立しつつ、進学や就職、結婚などのライフイベントを主体的に選択するために、本人の選択が尊重され、実現できるような支援とともに、悩みごとを抱えている本人や家族の相談支援の充実を図ります。

１　就労のための支援

若者への就労支援

59　若者就労支援事業

○雇用のミスマッチを抑制するため、若者の就労スキルを向上させ、若者向けの就労支援事業を行い、若者の就労を支援する機関（「わかものハローワーク」や「地域若者サポートステーション」など）と連携を行う。

○若者と市内事業者のマッチングを支援するため、イベント等で若者に市内事業者の求人情報を提供する。

産業振興課

起業希望者への相談支援

60　創業支援事業

○これから創業を検討している人のために、創業スクールや創業塾等の周知啓発を行うとともに、創業希望者への支援事業を検討する。

産業振興課

２　結婚を希望する方への支援

若者の出会いの機会・場の創出

61　ライフデザイン事業

○若い世代が結婚･妊娠･出産･子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描き、就学、就職、結婚など、様々なライフイベントに柔軟に対応できるようにするため、市内の学生を含む若い世代を対象にその前提となる知識や情報を学び、考える機会を提供する講座等を開催する。

企画政策課

62　赤ちゃんとふれあう機会の提供

○中高生や大学生を対象に、子育てへの抵抗感を和らげ、子育ての楽しさ等を知ってもらうため、児童館等で赤ちゃんとのふれあい体験ができる場の提供を行う。

子育て支援課

63　結婚応援事業

○新たな交流や結婚を希望する若者に対して、県や周辺自治体と連携し、新たな出会いの場の創出を図るため、結婚を応援する取り組みを実施する。

企画政策課

結婚に伴う新生活スタートアップへの支援

64　結婚新生活支援事業

○若者が安心して結婚し、市内で結婚生活を送れるように、新生活に係る経済的支援を実施し、若い世代の結婚と定住促進を図る。

企画政策課

３　若者やその家族に対する相談体制

ニート、ひきこもり等、相談支援体制の充実

65　ニート・ひきこもり相談会

○ニート･ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する若者を支援するため、相談会を実施する。

生涯学習課

37　生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）【再掲】

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行うなど、関係機関等と連携して、経済的･社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

第５章　ライフステージを通じた支援の展開

第１節　困難を抱えるこどもや家庭への支援

全てのこどもの権利が守られるためには、障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者、通学や外出に困難さを抱えているこども・若者など、それぞれの状況やライフステージに応じて、発達や将来の自立、社会参加を支援することが重要です。

手当や助成等の経済的支援を行うとともに、専門的支援を含めた地域における連携体制の強化や、こどもと家庭に寄り添いながら個々の悩みごとに対応する相談支援体制の強化に取り組みます。

障がい児支援・医療的ケア児等への支援

66　こども発達センター事業

○発達に障がいのある児童又は発達に支援を要する児童とその保護者に対する支援のため、日常生活の指導、療育、相談等を行う。

障害福祉課

67　基幹相談支援センター事業

○障がい児者及びその家庭等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、一般的な障がい者相談支援事業を加え、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援のため、体制強化の取り組み等を行う。

障害福祉課

68　心身障がい者（児）一時介護料助成

○心身障がい者（児）が一時的に有料で介護を受けた場合に、経済的支援のため、その費用の一部を助成する。

障害福祉課

69　小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

○在宅の小児慢性特定疾病児童（20 歳未満）に対する支援のため、日常生活用具を給付する。

障害福祉課

70　軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金

○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児（18 歳未満）に対する支援のため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。

障害福祉課

71	福祉タクシー助成

○重度心身障がい者(児)が社会参加や通院などのためにタクシーを利用したとき、その支援のため、乗車料金の一部を助成する。

障害福祉課

8	心理発達相談【再掲】

○こどもの発達に関して不安や悩みを持つ保護者の育児を支援するため、心理発達相談員による個別相談や集団での教室を実施する。

健康課

特別な配慮を必要とするこどもへの支援

72	学習支援事業

○経済的な事情により、困難を抱える家庭のこどもが希望する将来の進路へつながるようにするため、学習塾への通塾を支援する。

子育て支援課

37	生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）【再掲】

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行うなど、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

38	外国人支援【再掲】

○外国人家庭やそこに属するこどもに対し、言葉や生活習慣の違いによる不安を減らすため、外国人相談、日本語教室などを実施し、安心で快適な生活ができるよう支援する。

企画政策課

43	補助教員の配置【再掲】

○小学校基本科目の基礎・基本の学力定着、学習障がい児の指導など、きめ細かな教育の推進を図るため、学校補助教員の配置や医療的ケアが必要な児童に対するための看護師の配置を行う。

学校政策課

44　特別支援教育事業【再掲】

○障がいのあるこどもの一人ひとりに教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、就学前児童を含む適切な就学相談の実施や、就学に係る適切な情報を提供する。また、教育支援委員会の開催や教育的ニーズに応じた個別支援学級介助員の配置、専門性の高い巡回指導員による指導・助言等を実施する。

教育支援課

50　教育支援センター【再掲】

○長期欠席など、学校に通えない状態にある児童・生徒に対する学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることで、学校への復帰及び自立を促す。

教育支援課

第２節　多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点といえます。

幼児期の教育・保育や学校での学習活動のみならず、地域において赤ちゃん、お年寄り、ほかのこども・若者世代などとふれあう機会をつくるよう努め、創造力や好奇心、自尊心、思いやりなどの社会情動的スキルを育むことを通じて、生涯にわたる幸せを自らが見つけていく機会の提供を図ります。

地域での多様な遊び・体験の機会づくりの推進

73　こども・若者体験会

○学生（中・高・大）や20代の若者が地域活動に対する理解を深めると同時に、自身の知識やコミュニケーション能力向上等を図るために、市民活動団体への体験会に参加する機会を提供する。

市民活動支援課

74　こども・若者の活躍機会の仕組みづくり

○こどもや若者が活躍できる機会の仕組みをつくるため、市内でのイベント等へ参加、チャレンジするこども・若者の任意団体に対して、イベント運営の仕方や市民団体等との連携についての支援を行う。

子育て支援課他

75　こども・若者の活動の場整備

○こどもや若者が地域で気軽に集い、交流や活動ができる環境をつくるため、施設や立地場所について検討し、活動の場を整備する。

都市計画課

35　こどもの遊び場の整備【再掲】

○こどもたちに身近な遊び場を提供するため、需要に応じた遊び場の環境整備に努める。

子育て支援課

41　平和教育事業【再掲】

○市内の中学校が被爆地を訪問し、戦争の悲惨さ、平和の尊さを学び、現地で学んだことや平和の大切さを自分で周りの人たちに伝えるため、各学校の全校集会などで活動報告を行う。

教育支援課

53　こどもの居場所づくり支援事業【再掲】

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援を行う。

子育て支援課

54　児童育成支援拠点事業【再掲】

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

60　創業支援事業【再掲】

○これから創業を検討している人のために、創業スクールや創業塾等の周知啓発を行うとともに、創業希望者への支援事業を検討する。

産業振興課

第３節　こどもの貧困対策

こどもの現在と将来が、家庭の経済的状況など生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもの権利・利益が守られるよう、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等に取り組みます。

貧困の連鎖を断ち切る取り組み

76　保護者就労支援事業

○保護者がより良い就労環境を得られるように、スキルアップセミナーなどを開催するとともに、資格取得などの情報提供を行う。

産業振興課

77　子育て支援事業等利用助成事業

○家庭における子育てを支援するため、生後6か月から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでのこどもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てに係る利用者負担金の一部を助成する。

子育て支援課他

78　就学援助費

○市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学している児童・生徒が経済的な理由により就学することが困難な場合に、その保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費、校外活動費などを援助する。

学校政策課

79　特別支援教育就学奨励費

○個別支援学級に通学している児童・生徒及び学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。

学校政策課

37　生活困窮者自立支援（白井市くらしと仕事のサポートセンター）【再掲】

○生活や仕事に関する相談に対応するため、利用できる制度等の情報提供を行うなど、関係機関等と連携して、経済的・社会的困窮状態の改善が図れるよう支援する。

社会福祉課

53　こどもの居場所づくり支援事業【再掲】

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援を行う。

子育て支援課

72　学習支援事業【再掲】

〇経済的な事情により、困難を抱える家庭のこどもが希望する将来の進路へつながるようにするため、学習塾への通塾を支援する。

子育て支援課

第４節　児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護

こどもの心身に深い傷を残し、成長後も様々な生きづらさにつながり得る児童虐待や、家族等に対する日常的な過度のケアにより学業や友人関係等に支障が出てしまうヤングケアラーの問題は、こどもの権利を侵害し重大な影響を及ぼすものです。

こども・若者の権利を守るため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携し、課題の早期発見・把握、必要な支援へのつなぎとともに、こども自身の意向に寄り添いながら課題解決を支援するための相談体制の拡充を図ります。

児童虐待防止対策

80　こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）

○児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、子育てに悩みや困難を抱える家庭からの相談に対応し、対象者のニーズに寄り添いながら、課題や支援内容を記載したサポートプランを協働で作成し、関係機関等と連携して支援を行う。

子育て支援課

81　家庭等における暴力対策ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）

○児童虐待等の問題に対する未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の日頃こどもに接する機会の多い関係機関が、情報共有や意見交換をするネットワーク会議を実施し、連携体制の充実強化を図る。

子育て支援課

82　子育て世帯訪問支援事業

○虐待の未然防止や改善を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整える。

子育て支援課

83　親子関係形成支援事業

○虐待の未然防止や改善を図るため、こどもへの関わり方に悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた関わり方についての情報提供、相談及び助言を行い、良好な親子関係の形成を支援する。

子育て支援課

28　地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）【再掲】

○保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、こども家庭センターの機能を補完し、必要な支援につなげる。

保育課

54　児童育成支援拠点事業【再掲】

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

ヤングケアラー支援

84　学校等と連携したヤングケアラーの把握と支援

○ヤングケアラーを早期に発見し、必要なサービス等につなぐことでヤングケアラーの心身の負担を軽減するため、学校等関係機関へ「ヤングケアラー早期発見のためのアセスメントシート」を配布し、連携して支援する。

子育て支援課

82　子育て世帯訪問支援事業【再掲】

○虐待の未然防止や改善を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整える。

子育て支援課

こどもの権利に関する理解促進、人権教育の推進

85 こども自身が相談できる体制の提供

○こども自身や保護者、こどもに関わる機関の担当者等が、悩みや困りごとなどを一人で抱えないようにするため、相談窓口の周知啓発を行う。

子育て支援課

86 こどもの権利の啓発

○こどもの権利が守られるよう、こども自身や保護者、地域の大人に対して、広報やホームページ、しろいまっちの活用のほか、チラシの配布等により周知啓発を行う。

子育て支援課

52 人権教室の開催【再掲】

○こどもたちが、自己や他者の人権を尊重することの大切さについて理解することができるようにするため、人権擁護委員と連携し、人権教室を開催する。

市民活動支援課

第５節　こども・若者の安全確保

全国各地で、こども・若者が、生涯に影響する傷を負ったり、生命を失う事故・事件が後を絶たず、その生命・尊厳・安全が脅かされる深刻な状況にあります。

こどもや若者の生命を守ること、犯罪被害や事故、災害からの安全が確保されることこそ、全てのこどもが健やかに育ち、若者が安心して地域で暮らし続けるための大前提であるという観点に立ち、取り組みを進めます。

こども・若者を犯罪などから守る取り組みの推進

87　情報化社会の進展に伴う安全対策

○児童・生徒がネット犯罪等に巻き込まれないようにするため、情報モラルやリテラシー（活用能力）に関する啓発活動の充実を図る。

○学校非公式サイトに対するネットパトロールを実施する。

教育支援課

88　防犯パトロール

○こどもたちが被害にあわないようにするため、防犯指導員や自治会等と協力し、防犯パトロールを実施する。

市民活動支援課

89　防犯意識の高揚

○こどもたちが被害にあわないようにするため、犯罪情報の周知啓発を実施し、地域の防犯意識を高揚させる。

市民活動支援課

こどもの安全を守る環境整備

90　学校安全対策

○児童・生徒が安全な学校生活を送ることができるように、学校安全ボランティアの支援、登下校安全対策、白井市通学路交通安全プログラムを実施する。

学校政策課／教育支援課

91　交通安全教室

○児童の交通安全意識の萌芽及び高揚により交通事故ゼロを実現するため、小・中学校及び保育所等で交通安全教室を実施する。

市民活動支援課／学校政策課

第６章　子育て当事者への支援

第１節　経済的負担の軽減

家庭の環境によらず全てのこどもの権利が守られるとともに、少子化の抑制にも資する取り組みとして、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育てや教育に関する経済的負担の軽減を図ります。

子育てや教育に関する経済的支援の充実

92　妊婦のための支援給付

○妊娠期の経済的負担の軽減を図るため、給付金を支給し、伴走型相談支援と一体的に実施する。

健康課

93　子ども医療費助成事業

○保護者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児・小学生・中学生・高校生の通院・調剤・入院等に係る医療費に対して、その一部又は全部を助成する。

子育て支援課

94　養育医療費助成

○出生時体重 2,000 グラム以下で生まれ、入院を必要とする乳児に対し、医療を支援するため、指定医療機関での治療に係る医療費を公費で負担する。

子育て支援課

95　ひとり親家庭の医療費助成

○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、母子・父子家庭の親及びその児童の通院・調剤・入院等に係る医療費に対して、その一部を助成する。

子育て支援課

96　実費徴収に係る補足給付を行う事業

○幼稚園を利用している低所得世帯及び多子世帯を支援するため、副食費相当額の補助を行う。

保育課

97　学校給食費の負担軽減

○保護者の経済的負担を軽減するため、中学生及び第3子以降の学校給食費を全額公費負担する。また、小学校の学校給食費改定に伴う値上げ分について公費負担する。

教育支援課／学校給食センター

72　学習支援事業【再掲】

○経済的な事情により、困難を抱える家庭のこどもが希望する将来の進路へつながるようにするため、学習塾への通塾を支援する。

子育て支援課

77　子育て支援事業等利用助成事業【再掲】

○家庭における子育てを支援するため、生後6か月から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでのこどもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てに係る利用者負担金の一部を助成する。

子育て支援課他

78　就学援助費【再掲】

○市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学している児童・生徒が経済的な理由により就学することが困難な場合に、その保護者に対し、経済的負担を軽減するため、学用品費、給食費、校外活動費などを援助する。

学校政策課

79　特別支援教育就学奨励費【再掲】

○個別支援学級に通学している児童・生徒及び学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。

学校政策課

第２節　地域子育て支援・家庭教育支援

地域の中でこどもと子育て家庭が支えられるためには、地域で活動している支援団体や支援の担い手の力を生かしていくことが欠かせません。在宅で子育てをしている家庭を含め、全てのこどもと家庭に様々な支援が届くよう、地域ぐるみでの取り組みを推進します。

子育て家庭に寄り添った相談支援

1　こども家庭センター事業（子育て包括相談支援）【再掲】

○安心して妊娠、出産、育児ができるようにするため、妊産婦や乳幼児の保護者等に対し、保健師や子育てコーディネーター、保育コンシェルジュ等が市の窓口及び子育て支援機関等において、切れ目のない一体的な相談支援を行う。

子育て支援課／健康課／保育課

6　乳児子育て相談【再掲】

○育児不安の軽減を図り、乳児の健やかな成長を支援するため、3～4か月児及び9～10か月児の保護者を対象に、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等による講話や相談を行う。

健康課

8　心理発達相談【再掲】

○こどもの発達に関して不安や悩みを持つ保護者の育児を支援するため、心理発達相談員による個別相談や集団での教室を実施する。

健康課

11　伴走型相談支援【再掲】

○全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるようにするため、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う。

健康課

36　子育て支援の情報提供【再掲】

○子育て世代が必要な子育て支援情報を得られるようにするため、SNS等を活用し、様々な子育て支援情報やこどもの活動に関する情報を一元化して提供する。

子育て支援課／健康課

80　こども家庭センター事業（家庭児童相談支援）【再掲】

○児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、子育てに悩みや困難を抱える家庭からの相談に対応し、対象者のニーズに寄り添いながら、課題や支援内容を記載したサポートプランを協働で作成し、関係機関等と連携して支援を行う。

子育て支援課

子育て家庭への支援サービスの充実

13　産後ケア【再掲】

○産婦の心身の安定及び育児不安の軽減を図るため、母子の心身のケアや育児サポートなどを行う。

健康課

14　ママヘルパー派遣（養育支援訪問事業・産前産後サポート事業）【再掲】

○体調不良などで日常生活に支障のある妊婦及び産後8週以内の産婦の身体的・精神的負担を軽減するため、ヘルパーを派遣し、育児指導、家事等の産後の生活を支援する。

子育て支援課

25　子育て短期支援事業【再掲】

○保護者の疾病等により家庭において養育することが一時的に困難になった乳幼児を保護するため、適切な児童養護施設等への入所や必要な保護を行う。また、親子入所等支援の拡充を検討する。

子育て支援課

26　ファミリー・サポート・センター事業【再掲】

○育児に困ったときのサポートをするため、育児の援助を受けたい人と援助を行う人との会員同士による助け合いにより、こどもの預かり・保育施設までの送迎等の支援を行う。

子育て支援課

27　こども誰でも通園制度【再掲】

○0歳6か月から2歳の保育所等に通っていない乳幼児を対象に、子育て家庭の保護者の孤立感や不安感を軽減し、全ての乳幼児の育ちを応援するため、保護者の就労要件など目的を問わず利用できるこども誰でも通園を実施する。

保育課

33　家庭教育事業【再掲】

○全ての教育の原点は家庭教育に始まるという点から、家庭教育の重要性の周知と意識の向上を図るため、家庭教育講座の開催、家庭教育通信の発行などを行う。

生涯学習課

34　図書館こどもサービスの充実【再掲】

○図書館の利用促進及び読書普及を図るため、こどもを対象とした集会行事や推薦図書の展示等を行う。

文化センター

82　子育て世帯訪問支援事業【再掲】

○虐待の未然防止や改善を図るため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施することで家庭や養育環境を整える。

子育て支援課

子育て家庭と地域のつながり

98　公共施設のバリアフリー

○子育てに配慮した施設の整備を推進するため、オムツ交換台、ベビーベッド、ベビーチェアの設置等を行う。

各施設担当課

28　地域子育て支援拠点事業（地域子育て相談機関の設置）【再掲】

○保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

○地域住民が気軽に利用できる子育て支援拠点事業での交流や相談などを通じ、必要に応じて、個別相談やこども家庭センターと連絡調整を行うなど、こども家庭センターの機能を補完し、必要な支援につなげる。

保育課

29　母子保健推進員活動【再掲】

○子育て家庭の孤立を防ぎ、育児不安の軽減を図るため、交流の場の開催や「おめでとう訪問」などを通じて、市と連携して子育てしやすい地域づくりを行う。

健康課

30　子育て親子のたまり場事業【再掲】

○子育て親子が気軽に集い、交流が図れるようにするため、児童館での活動の場を充実させる。

子育て支援課

31　ふれあい事業【再掲】

○お年寄りと児童等の異年齢の交流や親睦を図るため、地域の古きよき伝統文化を学び伝える場を提供する。

子育て支援課

32　親子教室【再掲】

○親子のコミュニケーションづくりを支援するため、地域とのつながりを深め、仲間づくりを促す。

子育て支援課

35　こどもの遊び場の整備【再掲】

○こどもたちに身近な遊び場を提供するため、需要に応じた遊び場の環境整備に努める。

子育て支援課

53　こどもの居場所づくり支援事業【再掲】

○こどもの居場所づくり活動を広げるため、こども食堂や学習支援の地域活動団体に対して補助金や活動場所の確保、情報提供等の支援を行う。

子育て支援課

54　児童育成支援拠点事業【再掲】

○経済困窮や養育の不安など様々な課題を抱え、支援を必要とする児童やその家庭をサポートするため、生活習慣の形成や学習支援、進路等の相談支援、食事の提供等、一体的な拠点事業を実施する事業者への支援を行う。

子育て支援課

55　学校図書館等の教育機関との連携【再掲】

○学校及び教育機関の学習支援や読書普及のため、団体貸出資料の配達及び図書館担当者との連絡会議等を行い、連携を図る。

文化センター

56　こども向けプラネタリウムの投映【再掲】

○年齢に応じた季節の星座や話題の天文現象、宇宙の広がりなどを楽しむことができるよう、プラネタリウムの投映を行う。

文化センター

第３節　共働き・共育ての推進

家庭内において育児負担が男女いずれかの保護者に集中してしまうことなく、互いに協力しながら子育てをし、それを職場や地域社会全体で支援することで、仕事と子育てを両立していける社会づくりを推進します。

仕事と子育てを両立できる環境づくりの推進

99　両親で協力して行う育児の啓発

○両親で協力して育児を行う意識の醸成のため、出産・子育て準備講座などで啓発を行う。

健康課

100　性別にとらわれない家事・育児参画の推進

○性別にとらわれない家事・育児の参画を推進するため、ワークライフバランス等に関する啓発を市民に向けて行う。

市民活動支援課

101　労働相談

○雇用に伴うトラブルに悩む労働者・使用者のための個別労働相談を実施するとともに、SNS等を通じ広く周知を行う。

産業振興課

76　保護者就労支援事業【再掲】

○保護者がより良い就労環境を得られるように、スキルアップセミナーなどを開催するとともに、資格取得などの情報提供を行う。

産業振興課

第４節　ひとり親家庭への支援

我が国では、ひとり親家庭が経済的に困難な状況に置かれる傾向が大きく、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない保護者が、親子で心穏やかに過ごす時間を持ちにくいという課題も見過ごせない状況です。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応する経済的支援のほか、それぞれの状況に応じた、生活支援、子育て支援、就労支援等を適切に行います。

各家庭の親子の状況に応じた支援の充実

102　ひとり親家庭自立支援員による相談

○ひとり親家庭が自立した生活を送れるように、専門の相談員が生活や就労、子育ての相談を受けて支援・助言を行う。

子育て支援課

103　ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等職業訓練促進事業

○ひとり親家庭の父又は母の経済的負担や就労を支援するため、ひとり親家庭の父又は母が就職や職業能力向上に必要な技術修得の対象講座を受講する場合の受講費用等の一部助成や、対象資格取得のために6か月以上養成機関で修業する場合の生活費の一部助成を行う。

子育て支援課

76　保護者就労支援事業【再掲】

○保護者がより良い就労環境を得られるように、スキルアップセミナーなどを開催するとともに、資格取得などの情報提供を行う。

産業振興課

77　子育て支援事業等利用助成事業【再掲】

○家庭における子育てを支援するため、生後6か月から満 12 歳に達した日の属する学年の終わりまでのこどもを養育している低所得等の世帯に対し、一時保育、ファミリー・サポート・センターなど子育てに係る利用者負担金の一部を助成する。

子育て支援課他

95　ひとり親家庭の医療費助成【再掲】

○ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、母子・父子家庭の親及びその児童の通院・調剤・入院等に係る医療費に対して、その一部を助成する。

子育て支援課

第７章　白井市子ども・子育て支援事業計画

第１節　子ども・子育て支援に関わる制度等の改正

１　子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律

子ども・子育て支援事業計画の根拠法である「子ども・子育て支援法」は、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和6年10月に施行されました[2]。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要

１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1)ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- ●児童手当について、支給期間を中学生までから高校生年代までとする、支給要件のうち所得制限を撤廃する、第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ●妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2)全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ●妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ●保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ●産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ●教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ●施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ●児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ●ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ●基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

(3)共働き・共育ての推進

- ●両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ●自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

２．子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

2 事業により施行日の異なるものがある。

３．子ども・子育て支援金制度の創設
●国は必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。 ●医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。 ●歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和８（2026）年度から令和 10（2028）年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。 ●令和６（2024）～10（2028）年度までの各年度に限り、支援納付金対象費用の財源について、子ども・子育て支援勘定の負担において、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

２　子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

子ども･子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」）は、教育･保育の提供体制の確保及び地域子ども･子育て支援事業の実施に関する基本的事項と子ども･子育て支援事業計画の記載事項等を定めた、子ども･子育て支援事業計画策定のガイドラインといえるものです。

基本指針の改正

１．家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども･子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨･措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。
２．こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
市町村子ども･子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。
３．こどもの権利擁護に関する事項の追加
都道府県子ども･子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。
４．妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
子ども･子育て支援法等改正法により新設され、新たに地域子ども･子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針への位置付けを行うとともに、市町村子ども･子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準を設定する。
５．児童発達支援センター等に関する事項等の追加
児童福祉法等改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化したことを踏まえ、市町村子ども･子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携･協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。
６．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
子ども･子育て支援法等改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針への位置付け等を行う。
７．産後ケアに関する事業の追加
地域子ども･子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。
８．その他所要の改正
基本指針に規定している計画の更新等を踏まえた所要の改正。

第２節　教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

この提供区域は、施設を整備する上での計画上の区域のことであり、市民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはなく、本市においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスとする）ための基礎的な範囲として設定します。

本市では、第1期及び第2期計画において、市の将来人口の見込み、市の教育・保育施設の分布・整備状況等、市の実情を総合的に勘案した結果、市全域を1つの提供区域として設定することとしました。この状況は現在も大きく変わってはいないことから、第3期計画においても幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については現行計画を踏襲し、引き続き市全域で1つの区域とします。

▼白井市の教育・保育施設

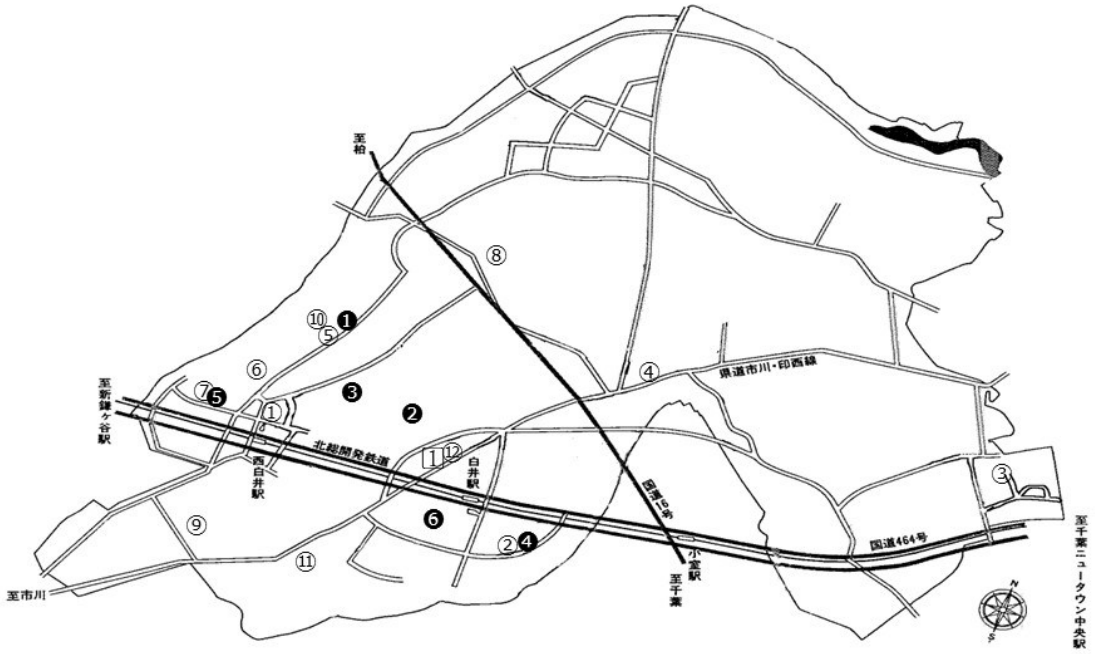

※地図内の数字は次ページ表の施設番号です

▼白井市の教育･保育施設

種別		番号	施設名	所在地
幼稚園	私立	❶	白井幼稚園	根 1827-27
		❷	宝幼稚園	根 1363-2
		❸	まどか幼稚園	清水口 3-22-1
		❹	まこと南山幼稚園	南山 1-7-2
		❺	英幼稚園	大山口 2-2-2
		❻	白井若葉幼稚園	堀込 1-8
送迎ステーション		1	送迎ステーション	根 476-1
保育所	公立	①	清水口保育園	清水口 2-8-1
		②	南山保育園	南山 1-7-1
		③	桜台保育園	桜台 2-9
	私立	④	白井保育園	白井 429
		⑤	こざくら保育園	根 1832-1
		⑥	AIAI NURSERY 西白井	根 1922-14
認定こども園		⑦	はなぶさ保育園	大山口 2-2-4
		⑧	ひまわりこども園	折立 618-10
		⑨	白井ふじこども園	冨士 239-1
地域型保育（小規模保育）		⑩	白井ふたば保育園	根 1827-27
		⑪	ひなた保育園･しろい	根 235-2
		⑫	ひなた保育園･ふぉるてしろい	根 476-1

第３節　教育・保育の量の見込み、確保方策

１　前提となる事項

（１）基本とする国の考え方

○当該市町村に居住するこどもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」、「利用希望」を踏まえて設定する。
○認定の区分に加え、0歳、1歳、2歳、3～5歳の4区分で設定する。
○量の見込みについては、国の「算出のための手引き」を活用し、これまでの支給認定の実績値の推移の傾向や大規模開発の予定など、地域の実情を考慮した適切な補正を行う。積算根拠等については透明性の確保が必要。（子ども・子育て会議等における議論等）

（２）認定区分と提供施設

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により教育・保育を利用するこどもについて3つの認定区分があり、市町村が認定を行います。

認定に基づく施設・サービスの利用に対し、子ども・子育て支援給付が行われます。

認定区分		提供施設
１号	３～５歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
２号	３～５歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
３号	０～２歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

（３）地域子ども・子育て支援事業

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業の実施に必要な費用が交付されます。

≪対象事業≫

○利用者支援事業 ○延長保育事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 　子育て世帯訪問支援事業 　児童育成支援拠点事業 　親子関係形成支援事業	○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業） ○病児・病後児保育事業 ○産後ケア事業 ○乳児等通園支援事業 ※妊婦健康診査事業は地方交付税措置

２　教育・保育の確保方策

確保方策の考え方

○教育の定員数（1号認定）については、令和6年度現在、私立幼稚園6園、認定こども園2園での提供体制があります。利用状況は、定員数を下回っている状況です。
○保育の定員数（2号認定及び3号認定）については、令和6年度現在、公立保育所3園、私立保育所3園、認定こども園3園、地域型保育事業3園での提供体制があります。また、令和2年度に開設した幼稚園等送迎ステーションや、幼稚園で実施する預かり保育の拡充により保育需要の受け皿を整備しています。利用状況は、3～5歳児はほぼ定員の利用を満たしていますが、0～2歳児は定員を超える利用となっており、入所保留が出ている状況です。
○令和7～11年度にかけては、乳幼児人口の増加とともに、保育需要も増加していくことが見込まれます。施設整備にあたっては、実際の乳幼児人口の推移や、市の住宅施策等も踏まえながら、具体的な検討を行っていきます。

「量の見込み」と「確保方策」

１号認定

１号認定（3-5 歳教育のみ）		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		497	502	475	461	478
②確保方策		1,373	1,373	867	867	867
	認定こども園・幼稚園	1,373	1,373	867	867	867
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①		876	871	392	406	389

（単位：人）

２号認定

２号認定（3-5 歳保育必要）		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み		551	566	549	549	584
②確保方策		658	658	757	757	757
	認定こども園・保育所	566	566	701	701	701
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	送迎ステーション、預かり拡充	92	92	56	56	56
②-①		107	92	208	208	173

（単位：人）

３号認定

３号認定（0-2 歳保育必要）	令和７年度			令和８年度			令和９年度		
	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	51	154	164	63	151	165	65	186	162
②確保方策	78	149	183	78	149	183	87	194	228
認定こども園・保育所	64	128	162	64	128	162	73	173	207
地域型保育事業	14	21	21	14	21	21	14	21	21
②-①	27	▲5	19	15	▲2	18	22	8	66

３号認定（0-2 歳保育必要）	令和 10 年度			令和 11 年度		
	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み	67	194	198	70	203	207
②確保方策	87	194	228	87	203	228
認定こども園・保育所	73	173	207	73	182	207
地域型保育事業	14	21	21	14	21	21
②-①	20	0	30	17	0	21

（単位：人）

■教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保方策

○0～2歳児までの受け皿拡大が課題であることから、現在ある幼稚園については、必要利用定員確保の範囲内で、保育機能を併せ持つ「認定こども園」への移行を推進します。令和9年度の移行をめざし、移行に係る支援を行います。

○令和7年度から8年度において、1歳児クラスの不足については、定員の弾力運用（※）による受け入れを行います。

○幼稚園から認定こども園への移行にあたっては、令和7年度以降の保育需要の推移を踏まえながら、必要性や整備するエリア、定員数についての具体的な検討を進めていきます。

※定員の弾力運用とは・・・待機児童解消のための特例措置として、保育所等での児童の定員について、総定員の範囲内で受け入れることを基本としつつ、条例等で定められた必要面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて児童の受け入れを行うこと。

■子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

○令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子どものための施設等利用給付」が創設されました。

○子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きについて検討します。

第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

１　地域子ども・子育て支援事業の確保方策

（１）利用者支援事業

事業の概要

○子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

○地域子育て相談機関は、子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として設置され令和7年度から実施する事業。

○全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業。

「量の見込み」と「確保方策」

基本型

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

（単位：か所）

特定型

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

（単位：か所）

こども家庭センター型

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

（単位：か所）

地域子育て相談機関

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	6	6	9	9	9
確保方策	6	6	9	9	9

（単位：か所）

妊婦等包括相談支援事業

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	660	684	706	732	758
確保方策	660	684	706	732	758

（単位：回／年延）

確保方策の考え方

○地域子育て相談機関は子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、市内6か所の地域子育て支援拠点で実施します。

○妊婦の見込数に一人あたりの平均面談回数を乗じて見込量を算出。全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を継続して実施します。

（２）延長保育事業

事業の概要

○保育所、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間（保育認定時間）を超えて保育を実施する事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	712	731	744	780	823
確保方策（か所）	12	12	15	15	15

（単位：実人／年）

確保方策の考え方

○現在、市内全園で実施しており、引き続き事業を継続していくため、保育士の確保等、実施体制の整備を図ります。また、令和9年度に幼稚園3園が認定こども園へ移行することを見込んでいます。

○あわせて、仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

（３）放課後児童健全育成事業

事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

「量の見込み」と「確保方策」

		令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	１年生	179	150	181	169	174
	２年生	181	176	149	179	169
	３年生	151	159	157	133	162
	４年生	98	91	93	87	72
	５年生	61	60	55	56	55
	６年生	30	29	28	24	26
	合　計	700	665	663	648	658
確保方策		719	719	719	719	719
（実施か所数）		14	14	14	14	14

（単位：実人／年）

確保方策の考え方

○学童保育所は、市内の全ての小学校で、小学1年生から小学6年生までの児童を対象として実施しており、市全域での提供体制はおおむね確保されています。

○令和7～11年度にかけて小学生の人口は減少の予測ですが、低学年を中心に利用率は年々上昇しており、今後も同様の傾向が継続することを想定し、量を見込んでいます。

○地域ごとの保育需要が異なることから、今後も放課後子ども教室との連携を図るなど、総合的な放課後児童対策を検討します。

（４）子育て短期支援事業

事業の概要

○保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）。
○児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年）により、親子入所等支援や入所希望児童支援（保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等）、レスパイト・ケアなどに事業の活用が拡充。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（人／年延）	5	5	5	5	5
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○ショートステイ事業については八千代市の乳児園（ほうゆうベビーホーム）との利用契約により受け入れ体制ができています。
○令和2～5年度まで、利用実績はありませんでしたが、ニーズ調査で一定の利用希望がみられたこと及び事業活用の内容が拡充されたことから、今後は毎年5人程度の利用が発生すると見込みました。
○トワイライトステイ事業や親子入所等については、今後、ニーズの状況をみながら検討します。

（５）乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

○生後3～4か月の乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要に応じて継続支援をする事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	271	330	342	353	366
確保方策	271	330	342	353	366

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○各年度の0歳児人口推計により見込んでいます。

○現在、母子保健推進員の協力のもと、新生児のいる全ての家庭を訪問しており、提供体制は確保できている状況です。

（６）養育支援訪問事業

事業の概要

○養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	78	76	74	73	72
確保方策	78	76	74	73	72

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○養育支援訪問事業については、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導・助言等を行っており、提供体制は確保できている状況です。

○本事業で行ってきた育児・家事援助については、令和4年児童福祉法改正により本計画で新設される「子育て世帯訪問支援事業」に移行することに留意して見込みを設定しています。

（７）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業の概要

○本市において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業。

確保方策の考え方

○「白井市家庭等における暴力対策ネットワーク会議」により、家庭等で起こる暴力に関する相談に対応する市の担当部課長や、千葉県中央児童相談所・警察などの専門機関、医療機関や幼稚園、保育所、福祉施設など、虐待や暴力を発見しやすい立場にある機関、心配のある家庭をサポートする立場にある制度ボランティア等の代表者が一つのネットワークをつくり、定期的に会議を開催して連携を深め、児童虐待に対する早期発見・早期対応を図ります。

（８）子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	80	64	64	64	64
確保方策	80	64	64	64	64

（単位：人日／年延）

確保方策の考え方

○支援が必要な家庭の居宅を訪問し、家事や子育て等のサービスを提供できる事業者と協力し、事業を実施します。

（９）児童育成支援拠点事業

事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		14	13	13	12
確保方策		14	13	13	12

（単位：実人／年）

確保方策の考え方

○要保護・要支援が必要な児童等がいる家庭を想定しています。
○市内の家事や子育て等のサービスを提供できる事業者と協力し、事業を実施します。

（10）親子関係形成支援事業

事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		9	8	8	8
確保方策		9	8	8	8

（単位：実人／年）

確保方策の考え方

○子育て中の保護者を対象として、児童への適切な関わり方についての相談及び助言等ができる事業者と協力し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを行います。

（11）地域子育て支援拠点事業

事業の概要

○公共施設や保育所等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	16,875	18,131	19,129	20,430	20,951
確保方策（か所）	6	6	9	9	9

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○現在、公立保育所2か所（清水口保育園、南山保育園）及び私立保育所4か所（白井ふじこども園、こざくら保育園、はなぶさ保育園、ひまわりこども園）で実施しており、引き続き現在の実施体制を維持していきます。また、幼稚園から移行した認定こども園においても実施することを想定し、令和9年度から新たに3か所の開設を見込んでいます。

（12）一時預かり事業

事業の概要

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園などにおいて一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	2,779	2,952	3,027	3,162	3,325
確保方策	3,408	3,408	3,408	3,408	3,408
（実施か所数）	3	3	3	3	3

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○公立保育所2園（清水口保育園・南山保育園）及び幼稚園等送迎ステーションにおいて実施しており、引き続き現在の実施体制を維持するとともに、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施と併せて、保護者が利用しやすい体制の整備について検討していきます。

（13）病児・病後児保育事業

事業の概要

○病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育する事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	231	236	242	249	259
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○白井聖仁会病院うさぎ保育所内において病児保育を、鎌ケ谷市にある鎌ケ谷総合病院パンダ保育所において病後児保育を実施しています。

○引き続き、鎌ケ谷市との広域協定により、現在の実施体制を維持していきます。

（14）ファミリー・サポート・センター事業

事業の概要

○乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者及び地域で子育てをサポートできる人を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助ができる者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	510	548	589	632	679
確保方策	510	548	589	632	679
（実施か所数）	1	1	1	1	1

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○過去の利用実績で最大の利用割合を、今後の0～11歳人口に乗じて見込んでいます。
○ファミリー・サポート・センター事業は、保健福祉センター子育て支援課内のしろいファミリー・サポート・センター1か所で実施します。

（15）妊婦健康診査事業

事業の概要

○妊婦の健康管理の充実を目的に、契約医療機関において健康診査を実施する事業。妊娠届出時に交付する母子健康手帳と併せ、14回分の受診券を交付する。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	3,794	4,620	4,788	4,942	5,124
確保方策	3,794	4,620	4,788	4,942	5,124
実施体制	実施場所：千葉県内・外医療機関及び助産所 実施体制：医療機関及び助産所に委託 実施時期：通年実施 検査項目：国が定める標準的項目 健康診査回数：14 回（多胎児は 19 回）				

（単位：人／年延）

確保方策の考え方

○妊婦の見込み数に、一人あたりの平均受診回数を乗じて見込んでいます。
○契約医療機関にて実施している現在の体制を維持していきます。

（16）産後ケア事業

事業の概要

○産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業。宿泊（ショートステイ）型、通所（デイケア）型、訪問型により計7日間まで利用可能。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	72	91	97	103	110
確保方策	72	91	97	103	110

（単位：人日／年延）

確保方策の考え方

○宿泊型・通所型については助産所に委託し、訪問型については助産師に委託して事業を行っています。

○今後の見込量に対する提供体制は確保できています。

（17）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）[3]

事業の概要

○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業。

○0歳6か月から2歳の保育所等に通っていないこどもを対象とする。

「量の見込み」と「確保方策」

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		23	26	27	27
確保方策		23	26	27	27

（単位：人日／年延）

確保方策の考え方

○市内の幼稚園、保育所等での実施に向けて、事業者と協議を進めていきます。

3 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和７年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、令和８年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置づけられる。

（18）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

○低所得で生計が困難である者等のこどもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られるよう、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、当該保護者が特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業。

確保方策の考え方

○幼稚園利用者のうち低所得世帯及び多子世帯に対し、副食費相当額の補助を行います。

（19）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業の概要

○教育・保育施設等事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、適切かつ良質な保育の提供体制の確保を図る事業。

確保方策の考え方

○市民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があることから、情報提供や事業参入等、今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で実施します。

第８章　計画の推進にあたって

第１節　計画の推進体制及び進行管理について

１　計画の推進体制

本計画の対象は、こども・若者、子育て当事者など対象が幅広く、こどもに関する取り組みを総合的に推進するための計画であることから、子育て支援を基本として、教育・保育、保健、医療、福祉といった多岐にわたる分野の取り組みが含まれるものです。

また、地域課題は多様化し、いくつもの悩み・困りごとを同時に抱えている家庭の存在など、支援においては福祉等の複数の分野が連携しながら支援をつないでいくことも重要であるため、庁内においては関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所や幼稚園等、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組みます。

２　こども・若者の意見聴取

こども基本法においては、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が、こども施策の基本理念として掲げられています。

本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもや若者の意見を聴く機会や場を設け、取り組みの実行や必要に応じた見直し等に反映させるよう努めていきます。

３　計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

進捗状況の点検・評価においては、別途、具体的に取り組む事業の活動指標を設定し、年度ごとの把握を行うとともに、効果測定については、本計画にて設定するこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標・指標により行います。

進捗状況や効果測定の結果については、市ホームページ等で公表するとともに、「白井市子ども・子育て会議」等において、計画の進行管理と必要に応じた見直しを行っていきます。

▼　計画の進行管理におけるＰＤＣＡサイクルのイメージ

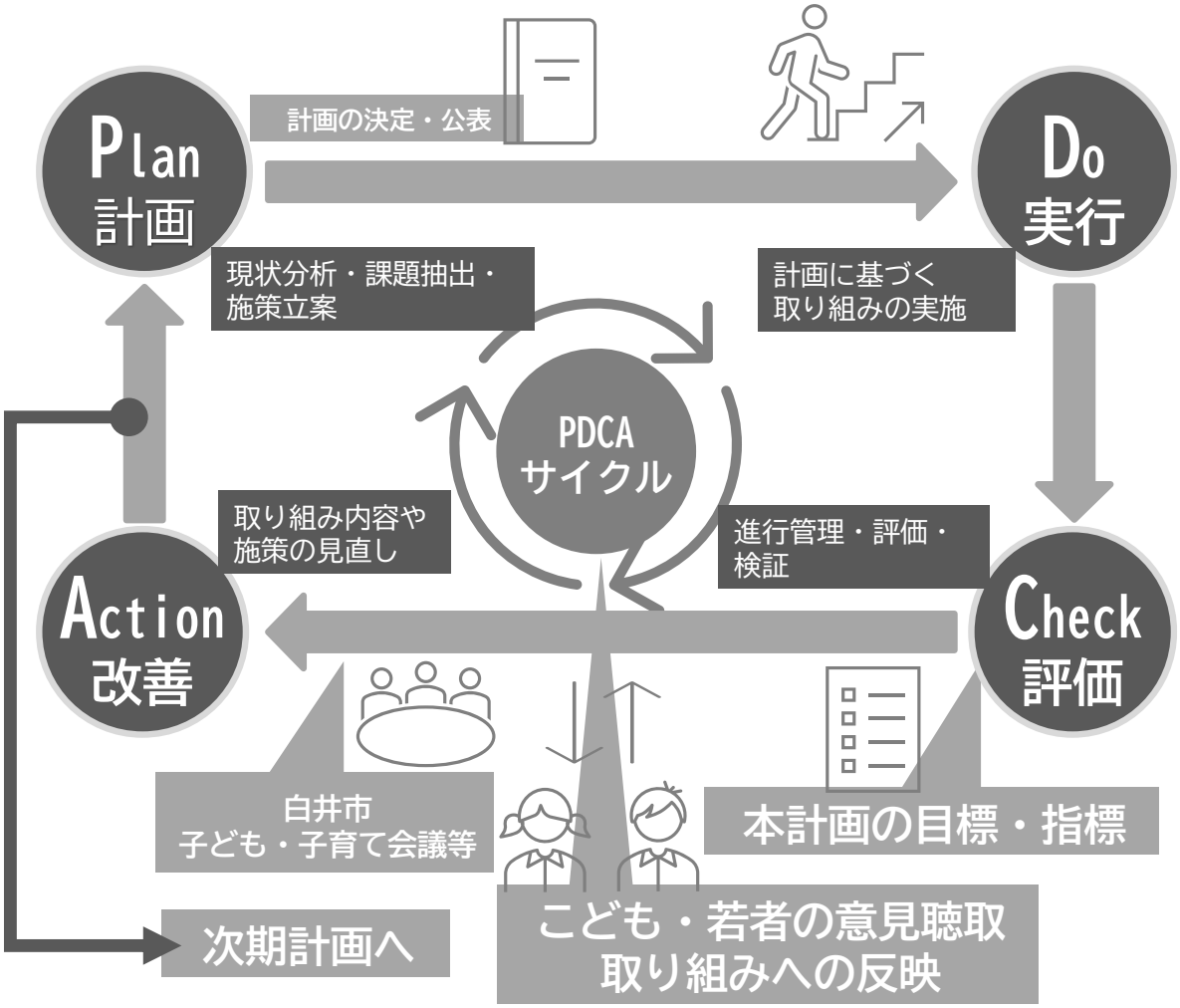

4　本計画の目標・指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、第3章の「めざすまちの姿」における、こども・若者及び子育て当事者の「幸せと感じる状態」にどれだけ近づけたかを評価するため、それぞれの視点に立った指標と5年後の目標値をそれぞれ設定しました。

(1) こどもに係る目標・指標

指　標　名	目標値	現状値	目標値設定の考え方	出典等
自分のことが好きであると思うこどもの割合	63.0%	57.8% (令和5年度)	過去の実績の推移を踏まえ約5%増加をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査
自分は幸せであると思うこどもの割合	88.0%	85.8% (令和5年度)	過去の実績の推移を踏まえ約 2%増加をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査
将来の夢や目標があるこどもの割合	75.0%	73.3% (令和5年度)	過去の実績の推移を踏まえ約 2%増加をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査

(2)若者に係る目標・指標

指　標　名	目標値	現状値	目標値設定の考え方	出典等
自分の希望する社会生活や日常生活を円滑に送ることができている若者の割合	70.0%	—	こども大綱の指標における目標値をめざす。(こども家庭庁調査による現状値は、令和 4 年度 51.5%)	新規設定
自分の将来に明るい希望がある若者の割合	80.0%	—	こども大綱の指標における目標値をめざす。(こども家庭庁調査による現状値は、令和 4 年度 66.4%)	新規設定

(3) 子育て当事者に係る目標・指標

指　標　名	目標値	現状値	目標値設定の考え方	出典等
妊娠・出産について満足している者の割合	87.0%	87.0% (令和5年度)	過去実績で最大の令和5年度数値を維持する。	白井市育児相談(4か月)担当課調べ
子育てに関しての不安感、負担感を感じる子育て当事者の割合	48.0%	54.4% (令和5年度)	前回調査から、増加しているため、前回水準をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる子育て当事者の割合	95.0%	91.2% (令和5年度)	現状値が高い値だが、相談する人がいない割合を0に近づけるため約4%増をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査

資料編

1　計画策定の経過

年　月　日	会議・内容等
令和５年 10 月 26 日	○令和５年度第１回白井市子ども・子育て会議 ・令和４年度白井市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ・しろいこどもプラン（第３期白井市子ども・子育て支援事業計画）策定方針等について ・アンケート調査実施内容について
令和５年 11 月 30 日	○第１回白井市子ども・若者育成支援協議会 ・しろいこどもプラン（第３期白井市子ども・子育て支援事業計画）の策定について
令和５年 11 月 27 日～ 12 月 11 日	○子育て支援に係るアンケート調査の実施 ・就学前児童の保護者（配布 1,515 票、有効回答率 59.9%） ・小学５年生・中学２年生の保護者（配布 1,243 票、有効回答率 50.2%） ・小学５年生（配布 614 票、有効回答率 95.4%） ・中学２年生（配布 629 票、有効回答率 89.0%）
令和６年２月 28 日	○令和５年度第２回白井市子ども・子育て会議 ・白井市子育て支援に係るアンケート調査の単純集計結果について ・「こども大綱」について ・こども等の直接的な意見把握（ワークショップの実施案）について
令和６年５月 12 日・ ５月 19 日	○こども・若者の意見聴取の実施 ・こども・若者の視点による市の魅力や課題の認識、市の将来像について、生の声を聴き、把握するため、こども・若者を対象としたワークショップ（しろいの未来作戦会議）を実施
令和６年５月 27 日	○子育て支援団体等インタビュー調査の実施 ・市のこどもや子育ての支援に尽力いただいている団体、主任児童委員から、日頃の活動でこどもや子育て家庭と接する中で感じることや課題点などについてグループインタビュー形式で聞き取り調査を実施
令和６年８月７日	○令和６年度第１回白井市子ども・子育て会議 ・子育て支援に係るアンケート調査報告 ・しろいの未来作戦会議（こども・若者のワークショップ）報告 ・子育て支援団体等へのインタビュー報告 ・しろいこどもプラン策定に係る骨子案について
令和６年８月 27 日	○第２回白井市子ども・若者育成支援協議会 ・次期しろいこどもプランについて （ニーズ調査結果報告及び骨子案について）

年　月　日	会議・内容等
令和６年 11 月 19 日	○令和６年度第２回白井市子ども・子育て会議 ・しろいこどもプラン（素案）について
令和６年 12 月６日	○第３回白井市子ども・若者育成支援協議会 ・しろいこどもプラン（素案）について
令和６年 12 月 26 日 ～令和７年 1月15日	○パブリックコメント ・しろいこどもプラン（第３期白井市子ども・子育て支援事業計画）素案について意見を公募
令和７年２月 14 日	○「白井市子ども・子育て会議」及び「白井市子ども・若者育成支援協議会」にパブリックコメントの実施結果報告及び「しろいこどもプラン（第３期白井市子ども・子育て支援事業計画）」最終案を報告

2　計画策定体制

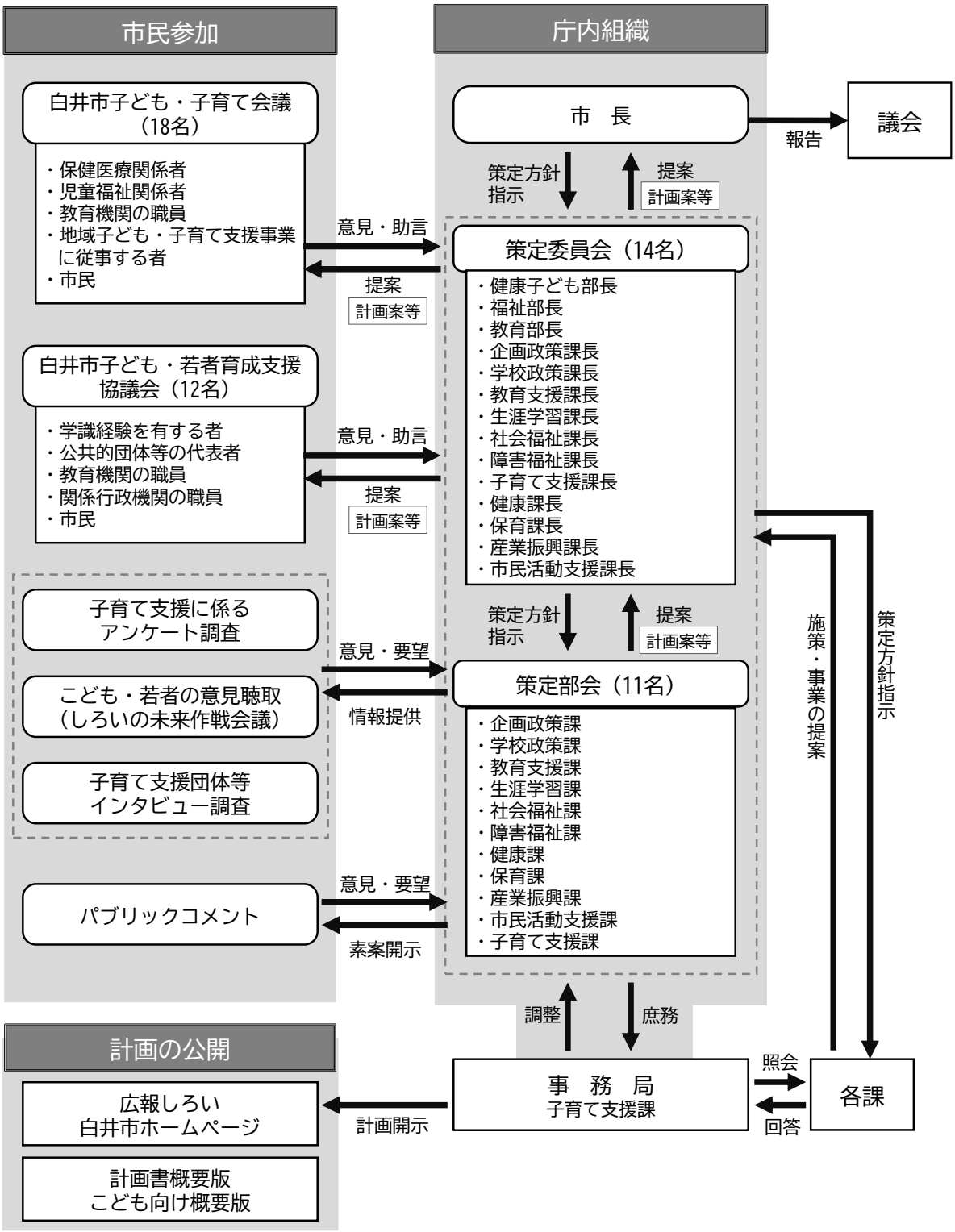
市民参加
庁内組織
白井市子ども・子育て会議（18名）
・保健医療関係者
・児童福祉関係者
・教育機関の職員
・地域子ども・子育て支援事業に従事する者
・市民
意見・助言
提案
計画案等
白井市子ども・若者育成支援協議会（12名）
・学識経験を有する者
・公共的団体等の代表者
・教育機関の職員
・関係行政機関の職員
・市民
意見・助言
提案
計画案等
子育て支援に係るアンケート調査
こども・若者の意見聴取（しろいの未来作戦会議）
子育て支援団体等インタビュー調査
意見・要望
情報提供
パブリックコメント
意見・要望
素案開示
市　長
報告
議会
策定方針指示
提案
計画案等
策定委員会（14名）
・健康子ども部長
・福祉部長
・教育部長
・企画政策課長
・学校政策課長
・教育支援課長
・生涯学習課長
・社会福祉課長
・障害福祉課長
・子育て支援課長
・健康課長
・保育課長
・産業振興課長
・市民活動支援課長
策定方針指示
提案
計画案等
策定部会（11名）
・企画政策課
・学校政策課
・教育支援課
・生涯学習課
・社会福祉課
・障害福祉課
・健康課
・保育課
・産業振興課
・市民活動支援課
・子育て支援課
施策・事業の提案
策定方針指示
調整
庶務
事　務　局
子育て支援課
照会
回答
各課
計画の公開
広報しろい
白井市ホームページ
計画書概要版
こども向け概要版
計画開示

3　計画策定に係る合議制の機関の設置

計画策定にあたり、白井市附属機関条例により設置された「白井市子ども・子育て会議」及び「白井市子ども・若者育成支援協議会」において計画内容等に関する事項についての協議を行いました。

白井市附属機関条例（平成 24 年条例第 24 号）※抜粋

（趣旨）
第1条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
（設置）
第2条　市長及び教育委員会に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表に掲げるとおりとする。
（参考意見等の聴取）
第7条　附属機関は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（平成 24 年条例第 24 号）※抜粋

白井市子ども・子育て会議

執行機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	(1)　子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。 (2)　その他子ども・子育ての支援に関する計画の策定及び推進並びに重要事項の調査審議に関すること。	会長 副会長 委員	(1)　保健医療関係者 (2)　児童福祉関係者 (3)　教育機関の職員 (4)　地域子ども・子育て支援事業に従事する者 (5)　市民	20 人以内	3 年

※白井市附属機関条例　別表(第 2 条関係)

白井市子ども・若者育成支援協議会

執行機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
教育委員会	(1)　子ども・若者の指導、育成、保護及び立ち直りに関する総合的施策（以下「子ども・若者施策」という。）の企画立案について調査審議すること。 (2)　子ども・若者施策の適切な実施を図るため、関係行政機関相互の連絡調整に関する事項について調査審議すること。 (3)　いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために必要な事項について協議すること。	会長 副会長 委員	(1)　学識経験を有する者 (2)　公共的団体等の代表者 (3)　教育機関の職員 (4)　関係行政機関の職員 (5)　市民	12 人以内	3 年

※白井市附属機関条例　別表(第 2 条関係)

4　白井市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略

No	所　　属	氏　　名	備考（委嘱期間等）
1	印旛市郡医師会　印西白井地区白井支部	鳥海　佳代子	
2	印旛健康保健福祉センター	秋山　恵子	令和６年８月６日まで
		塚田　真澄	令和６年８月７日から
3	白井市母子保健推進員協議会	菅森　美由紀	令和６年８月６日まで
		近藤　恭子	令和６年８月７日から
4	白井市民生委員児童委員連絡協議会	菊池　由紀子	
5	株式会社アンフィニ （学童保育委託業者）	川村　耐二	
6	白井市私立幼稚園連絡協議会	風間　一郎	会長
7	白井市校長会	山本　高寿	
8	白井市青少年相談員連絡協議会	渡辺　真巨	
9	白井市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	近藤　和弘	
10	白井市商工会	鈴木　孝	
11	白井工業団地協議会	梅本　真己子	
12	いちごの会	中村　愛	令和６年８月６日まで
		井上　更紗	令和６年８月７日から
13	白井市民間保育連盟	富澤　真史	副会長
14	清水口保育園「子育て支援センター」	渡邉　明美	
15	南山保育園父母の会	田村　知世	令和６年８月６日まで
		前川　美奈子	令和６年８月７日から
16	公募委員	草野　弘治	令和６年８月６日まで
		佐藤　華江	令和６年８月７日から
17	公募委員	藤岡　直子	
18	公募委員	米山　弥美	

5　白井市子ども・若者育成支援協議会委員名簿

敬称略

No	所属	名　前	備考（委嘱期間等）
1	川村学園女子大学　教育学部　教授	手塚　崇子	会長 令和６年８月１日から
	早稲田大学　文学学術院 文化構想学部　教授	阿比留　久美	前会長 令和６年７月31日まで
2	千葉県弁護士会	金成　英一	
3	Office　ＪＵＮ（ソーシャルワーカー）	佐藤　真紀	副会長
4	白井市民生委員児童委員連絡協議会	井川　芳枝	
5	白井市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	松田　裕介	
6	白井市青少年相談員連絡協議会	眞水　徹	前副会長 令和６年７月31日まで
		岡田　友美	令和６年８月１日から
7	白井市立清水口小学校	山本　高寿	
8	白井市立七次台中学校	小野　義勝	令和６年３月31日まで
		宗政　隆雄	令和６年４月１日から
9	千葉県立白井高等学校	莇　三佳	令和６年３月31日まで
		福田　一稔	令和６年４月１日から
10	印西警察署	篠澤　和貴	
11	公募委員	一安　洋二	令和６年７月31日まで
		田中　麻美子	令和６年８月１日から
12	公募委員	印南　明美	令和６年８月１日から

しろいこどもプラン

発行：令和７年３月
企画・編集：白井市役所　健康子ども部　子育て支援課
〒２７０－１４９２
千葉県白井市復１１２３番地
電　話　０４７（４９２）１１１１〈代表〉
ＦＡＸ　０４７（４９２）３０３３
ＵＲＬ　http://www.city.shiroi.chiba.jp/